

無配当終身医療保険（α）

～特約の更新～



目 次

ご契約のしおり

「ご契約のしおり」は、ご契約についての重要事項、諸手続、生命保険のしくみなど、ぜひ知っておいていただきたい事項をわかりやすくご説明しています。

1. お知らせとお願い

- ①当社の組織形態について 6
- ②クーリング・オフ制度（お申込みの撤回またはご契約の解除）の適用除外について 6
- ③保険金額・給付金額などの削減について 6
- ④生命保険契約者保護機構について 6
- ⑤個人情報のお取り扱いについて 8
- ⑥「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」に基づく、
他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について 9
- ⑦被保険者によるご契約者への解約の請求について 12
- ⑧債権者などによる解約について 12
- ⑨受取金額が払込保険料を下回る場合について 12

2. 特約の特徴としくみ

- ①特約について 13
- ②特約の更新について 14
- ③リビング・ニーズ特約について 15

3. 保険金・給付金などのお支払いについて

- ①保険金・給付金などのご請求方法について 17
- ②保険金・給付金などのお支払期限について 18
- ③指定代理請求特約について 18
- ④定期保険特約（ α ） 20
- ⑤養老保険特約（ α ） 20
- ⑥介護保障特約（ α ） 21
- ⑦傷害特約（ α ） 22
- ⑧入院・手術特約（ α ） 23
- ⑨生活習慣病入院特約（ α ） 25
- ⑩保険金・給付金などをお支払いできない場合 26
- ⑪保険金・給付金などをお支払いできない場合の具体的事例 29

4. 更新後について

- ①特約の更新の際には保険証券は交付しません 31
- ②現在のご契約の解約、減額を前提とした新たな保険契約のお申込みについて 31
- ③生命保険料控除について 32

約 款

「ご契約のしおり」とあわせてご一読され、大切なご契約内容を正確にご理解いただきますようお願いいたします。

定期保険特約 (α)	約款 1
養老保険特約 (α)	約款 13
介護保障特約 (α)	約款 25
傷害特約 (α)	約款 41
入院・手術特約 (α)	約款 56
生活習慣病入院特約 (α)	約款 72
リビング・ニーズ特約	約款 81
指定代理請求特約	約款 90
保険契約の失効取消に関する特約	約款 96

主な保険用語のご説明

か	解約払戻金	ご契約が解約された場合などに、ご契約者にお払い戻しするお金のことです。
け	契約応当日	ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日のことです。特に月単位または半年単位の契約応当日といったときは、それぞれ各月、半年ごとの契約日に対応する日をさします（契約応当日のない場合は、その月の末日とします。）。
	契約年齢	被保険者の年齢は満年齢で計算します。ただし、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨てますが、6か月をこえるものは切り上げます。 (例) 24歳7か月の被保険者の契約年齢は25歳となります。
	契約日	通常は、責任開始の日をいい、契約年齢や保険期間などの計算の基準日になります。ただし、保険料の払込方法〔経路〕により契約日が責任開始の日と異なる場合があります。
こ	告知義務と告知義務違反	ご契約者と被保険者は、ご契約のお申込みや復活などをされるときに現在の健康状態や職業、過去の病歴など告知書で当社がおたずねする重要なことについて、事実をありのままに当社に報告していただく義務があります。これを「告知義務」といいます。告知書で当社がおたずねした重要なことについて報告がなかったり、ご報告いただいた内容が事実と異なっていた場合、告知義務に違反したことになり、当社はご契約の効力を消滅させること（解除）ができます。
し	失効	猶予期間を過ぎても保険料のお払い込みがなく、ご契約の効力が失われることです。
	主契約と特約	約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といい、その主契約の保障内容をさらに充実させるものや、保険料払込方法など主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものを特約といいます。
せ	責任開始期	申し込まれたご契約の保障が開始される時期をいい、復活が行なわれた場合の保険契約については、最後の復活によって保障が開始される時期をいいます。
	責任準備金	将来の保険金・給付金などをお支払いするために、ご契約者が払い込む保険料のなかから積み立てられるお金のことです。
た	第1回保険料充当金	お申込時に払い込まれるお金のことで、ご契約が成立した場合には第1回保険料に充当されます。

は	払 込 期 月	保険料をお払い込みいただく月をいいます。月払契約の場合は月単位の契約応当日（契約応当日のない場合は、その月の末日とします。）の属する月の初日から末日まで、年払契約または半年払契約の場合は、それぞれ年単位または半年単位の契約応当日（契約応当日のない場合は、その月の末日とします。）の属する月の初日から末日までをいいます。
----------	----------------	---

ひ	被 保 険 者	その人の生死などが保険の対象とされる人をいいます。
----------	----------------	---------------------------

ほ	保 険 期 間	当社が保険契約の保障を行なう期間をいいます。
----------	----------------	------------------------

保 険 金 ・ 給 付 金	お支払事由に該当されたときにお支払いするお金のことです。
----------------------	------------------------------

保 険 金 ・ 給 付 金 受 取 人	ご契約者が指定した保険金・給付金を受け取る人をいいます。
----------------------------	------------------------------

保 険 契 約 者	当社と保険契約を結び、契約上のいろいろな権利（たとえば契約内容変更などの請求権）と義務（たとえば保険料支払義務）を持つ人をいいます。
------------------	--

保 険 証 券	ご契約になられた保険金額・給付金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。
----------------	---

保 険 料	ご契約者から当社にお払い込みいただくお金のことです。
--------------	----------------------------

や	約 款	ご契約から保険契約消滅までの契約内容を記載したもので、主契約については「普通保険約款」（主約款）といい、特約については「特約条項」といいます。
----------	------------	---

ご契約のしおり

1. お知らせとお願い

①当社の組織形態について

- 保険会社の会社組織形態には、「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社のご契約者は相互会社のご契約者のように、「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

②クーリング・オフ制度（お申込みの撤回またはご契約の解除）の適用除外について

- お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日または第1回保険料充当金領収証の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録によりお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができる制度です。ただし、既に締結されているご契約を更新される場合には、この制度の適用はありません。

③保険金額・給付金額などの削減について

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化や経営破綻によって、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
 - 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
 - なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

④生命保険契約者保護機構について

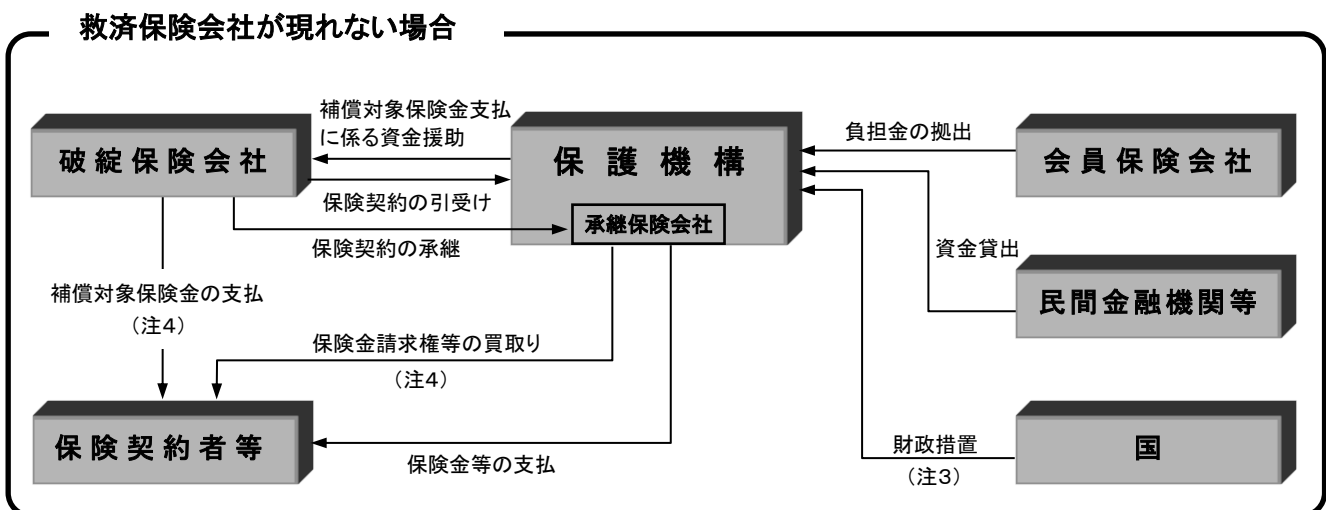
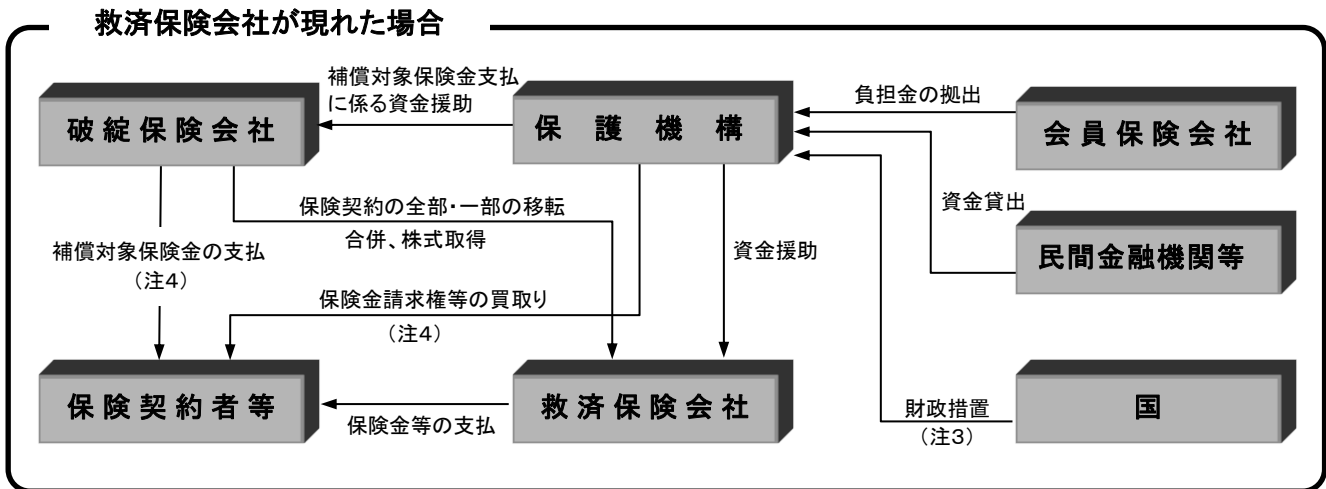
- 当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。
 - 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
 - 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
 - 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））。
 - なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。
 - ※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります。）。
 - ※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻保険会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
高予定利率契約の補償率＝90%－{（過去5年間における各年の予定利率－基準利率）の総和÷2}
 - （注1） 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページでご確認できます。
 - （注2） 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

1. お知らせとお願い

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

●仕組みの概略図



(注3) 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の抛出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

(注4) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率になります(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

○補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

- ・生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先
 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時
 ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

1. お知らせとお願い

⑤個人情報のお取り扱いについて

【1】当社がお客さまから取得する個人情報の利用目的

○当社は、お客さまから取得する個人情報をつぎの目的のために業務上必要な範囲で利用いたします。

- ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供(＊)、ご契約の維持管理
- ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務(＊)

(＊) お客さまの取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴を分析して、お客さまのニーズにあった各種商品・サービスに関する広告等の配信等を行うことを含みます。

※個人番号および特定個人情報については、保険取引に関する支払調書等作成事務に必要な範囲でのみ利用いたします。

※当社はお客さまから取得した個人情報を、ご契約が締結に至らなかった場合や解約、保険期間満了等保険契約が消滅した後も、各種保険契約のお引受け、取引履歴の確認、各種照会等への対応、その他保険に関連・付随する業務等のために保持いたします。なお、取得した申込関係書類等についての返却はいたしません。

【2】お問い合わせ窓口

○当社では、お客さまの個人情報に関するお問い合わせ窓口を設けています。保有個人データの開示、訂正、利用停止などのご請求、その他個人情報に関するお問い合わせは下記までご連絡いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先:T&Dフィナンシャル生命 お客さまサービスセンター
フリーダイヤル 0120-301-396
受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日等を除く)

○最新の内容は当社ホームページ(<https://www.tdf-life.co.jp>)にてご確認ください。

⑥「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

- 当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行なわれるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

1. 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

- あなたのご契約内容が登録されることがあります。
 - 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。
 - 保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。
 - 当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、「お客さまサービスセンター」にお問い合わせください。
 - ア)当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
 - イ)当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
 - ウ)本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
 - エ)当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
 - オ)本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

1. お知らせとお願い

登録事項

○2024年3月31日以前の登録事項

- ①保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- ②死亡保険金額および災害死亡保険金額
- ③入院給付金の種類および日額
- ④契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- ⑤取扱会社名

○2024年4月1日以降の登録事項

- ①保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- ②普通死亡保険金の金額
- ③入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
- ④災害死亡保険金の金額
- ⑤がん給付金の一時金額
- ⑥就業不能保障給付金の月額
- ⑦先進医療保障給付の件数
- ⑧契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- ⑨取扱会社名

※2024年4月1日以降に復活、増額または特約の中途付加、内容変更のお申込みがあった場合、お申込みの対象となる証券番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、「○2024年4月1日以降の登録事項」に記載の②～⑦に該当する主契約・特約が登録対象となります。

○その他、正確な情報の把握のため、ご契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ（<https://www.tdf-life.co.jp/privacy/manage.html#anc-01>）をご確認ください。

2. 支払査定時照会制度について

- 保険金等のご請求に際し、あなたのご契約内容等を照会させていただくことがあります。
 - 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払の判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下「お支払等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
 - 保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
 - 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続に従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続に従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続の詳細については、「お客さまサービスセンター」にお問い合わせください。
 - ア)当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
 - イ)当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
 - ウ)本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
 - エ)当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
 - オ)本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

相互照会事項

○次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- ①被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
- ②保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしてします。）
- ③保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

○上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。

※「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ (<https://www.tdf-life.co.jp/privacy/manage.html#anc-03>) をご確認ください。

1. お知らせとお願い

⑦被保険者によるご契約者への解約の請求について

- 被保険者とご契約者が異なるご契約の場合、つぎに掲げる事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。
この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約の解約を行なう必要があります。
- ①ご契約者または保険金・給付金などの受取人が当社に保険給付を行なわせることを目的として保険金・給付金などのお支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
- ②保険金・給付金などの受取人が当該生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行なった、または行なおうとした場合
- ③上記①②の他、被保険者のご契約者または保険金・給付金などの受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ④ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者のご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

⑧債権者などによる解約について

1. 差押債権者、破産管財人などによる解約について

- ご契約者の差押債権者、破産管財人など（以下、「債権者など」といいます。）によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到着した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。

2. 保険金・給付金などの受取人によるご契約の存続について

- 債権者などが解約の通知を行なった場合でも、解約が当社に通知された時において、以下のすべてを満たす保険金・給付金などの受取人はご契約を存続させることができます。
- ①ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- ②ご契約者でないこと
- 保険金・給付金などの受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到着した日の翌日からその日を含めて1か月を経過する日までの間に、以下のすべての手続きを行なう必要があります。
- ①ご契約者の同意を得ること
- ②解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者などに支払うべき金額を債権者などに対して支払うこと
- ③上記②について、債権者などに支払った旨を当社に対して通知すること（当社への通知についても期間内に行なうこと）

⑨受取金額が払込保険料を下回る場合について

- お払い込みいただいた保険料の一部を保障やご契約の締結・維持の経費などに充当します。
したがって、保険金、年金、給付金、解約払戻金などご契約者などが受け取ることとなる金額の合計額は、お受取り時点までにお払い込みいただいた保険料の総額を下回る場合があります。

①特約について

- 各特約の保険金・給付金などをお支払いする場合・お支払いできない場合などについては、「3. 保険金・給付金などのお支払いについて」の20ページ以後をご覧ください。

特約の内容	特約の名称
○死亡・高度障害状態などを対象とする特約	・定期保険特約 (α) ・養老保険特約 (α)
○要介護状態を対象とする特約	・介護保障特約 (α)
○災害・病気を対象とする特約	
・不慮の事故による死亡・障害状態などを対象とする特約	・傷害特約 (α)
・入院や手術、特定集中治療室での入院を対象とする特約	・入院・手術特約 (α)
・生活習慣病による入院を対象とする特約	・生活習慣病入院特約 (α)
○生前給付を受ける特約	・リビング・ニーズ特約
○受取人に代わって保険金・給付金を請求できる特約	・指定代理請求特約

ご注意

- リビング・ニーズ特約と指定代理請求特約以外の特約は、既にこれらの特約を付加されている場合の更新のみの取扱となっております、中途付加の取扱は行なっておりません。

2. 特約の特徴としくみ

②特約の更新について

- 更新型の特約*については、特約の保険期間満了日の2週間前までに、ご契約者から更新しない旨のお申出がないかぎり、当社所定の範囲内で、つぎの特約を特約の保険期間満了日の翌日に自動的に更新します。この場合、被保険者の健康状態などについての告知は不要です。

(更新型の特約*)

- ・定期保険特約(α)
- ・傷害特約(α)
- ・養老保険特約(α)
- ・入院・手術特約(α)
- ・介護保障特約(α)
- ・生活習慣病入院特約(α)

*更新型の特約とは、特約の保険期間が10年間で、特にご契約者からのお申出がないかぎり、同一の保険期間で自動的に更新される特約のことをいいます。

ご注意

- つぎの場合には、特約の更新の取扱は行ないません。
 - ・更新前の特約の保険期間が一定年齢を満期とする歳満期のとき
 - ・養老保険特約(α)において、特約の保険料の払込が免除されているとき(養老保険特約(α)のみ更新の取扱を行ないません。)
- 特約の更新時に当社が取り扱っていない特約については、更新の取扱を行ないません。この場合、更新の際に当社の定める別の特約に変更して更新の取扱を行ないます。

1. 更新後の特約の保険期間

- 更新後の特約の保険期間は、原則として、更新前の特約の保険期間と同一とします。
- ただし、更新の時期が同一である特約が複数ある場合、養老保険特約(α)を除き、更新する特約の保険期間は当社所定の範囲内で同一とします。
- なお、特約ごとに更新後の特約の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢に制限があり、更新後の特約の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が当社の定める範囲をこえる場合は、当社所定の範囲内で、更新後の特約の保険期間を短縮のうえ更新し、以後、更新の取扱は行いません。

ご注意

- 養老保険特約(α)については、更新後の保険期間を短縮する取扱はいたしません。

2. 更新後の特約の保険金額・給付金額

- 更新後の特約の保険金額・給付金額は、更新前と同額とします。ただし、特約の保険期間満了日の2か月前までにご契約者からお申出があれば、当社所定の範囲内で保険金額・給付金額を変更して更新することができます。

3. 更新後の特約の保険料

- 更新後の各特約は、特約更新日の各特約条項を適用し、更新後の各特約の保険料は特約更新日における被保険者の年齢および保険料率により計算します。
- 各特約を同一の保障内容で更新される場合、更新後の特約の保険料は一般的に更新前より高くなります。

4. 更新後の保険金・給付金などの支払

- 保険金・給付金などのお支払いについては、更新前の特約と更新後の特約で保険期間が継続したのものとして取扱います。
- 各給付金の支払限度については、更新前の特約と更新後の特約で支払われた日数、給付割合を通算します。

特約を更新したときは、当社は、新たな「保険証券」はお送りせず、「更新完了通知書」をご契約者にお送りします。ご契約時にお送りした「保険証券」とあわせて、大切に保存してください。

③リビング・ニーズ特約について

- リビング・ニーズ特約を付加されますと、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、被保険者からのご請求により、主契約に付加されている養老保険特約（ α ）、定期保険特約（ α ）、介護保障特約（ α ）Ⅱ型の特約死亡保険金の全部または一部をリビング・ニーズ特約の特約保険金としてお支払いします。

お支払いする保険金	お支払事由	お支払金額	受取人
特約保険金	被保険者の余命が6か月以内*	特約死亡保険金額のうち、特約保険金の受取人が指定した金額（請求保険金額）から、6か月間の請求保険金額に対する利息と保険料に相当する金額を差し引いた金額	被保険者

*「余命6か月以内」とは、日本で一般に認められた医療による治療を行なっても余命が6か月以内であることを意味します。

ご注意

○法人契約（ご契約者・特約死亡保険金受取人が法人の契約）の場合、リビング・ニーズ特約を付加することはできません。

1. 特約保険金のご請求について

- この特約による特約保険金をご請求される場合は、担当医師による当社所定の診断書などが必要となります。また、当社が必要と認めた場合には、事実の確認のため当社指定の医師の診断を受けていただくことや、被保険者の担当医師に確認を求めることがあります。特約保険金のお支払期限などについて詳しくは、「保険金・給付金などのお支払期限について」（18ページ）をご覧ください。
- この特約による特約保険金をご請求いただけるのは被保険者です。
- 被保険者が特約保険金をご請求できない特別な事情（被保険者本人が自らの余命を知らない場合など）があるときは、指定代理請求制度をご利用いただけます。詳しくは、「指定代理請求制度について」（16ページ）をご覧ください。

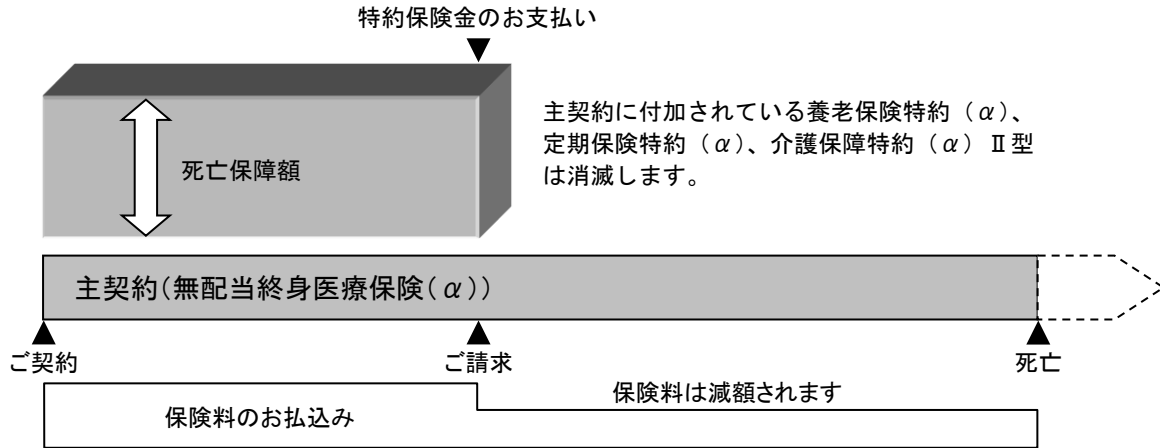
2. 特約保険金のお支払いについて

- お支払いする特約保険金について
 - 請求保険金額は特約保険金の請求時に、保険金額の範囲内、かつ、3,000万円以内で指定していただきます。
 - 複数のご契約にリビング・ニーズ特約を付加している場合でも、同一被保険者について、請求保険金額は通算して3,000万円を限度とします。
 - 請求保険金額は、特約ごとの指定はできません。請求日の各特約の特約死亡保険金額の割合に応じて指定するものとします。
 - この特約による特約保険金のお支払いは、1契約について1回を限度とします（特約保険金をお支払いした後、この特約は消滅します。）。
- お支払いの対象となる特約について
 - 請求保険金額の対象は、つぎの特約の特約死亡保険金額とします。
 - ・養老保険特約（ α ）
 - ・定期保険特約（ α ）
 - ・介護保障特約（ α ）Ⅱ型
 - 特約の保険期間満了前1年間は、リビング・ニーズ特約の特約保険金支払いの対象とはなりません（ただし、特約が更新される場合を除きます。）。
 - 傷害特約（ α ）の災害保険金は請求保険金額の対象とはなりません。

2. 特約の特徴としくみ

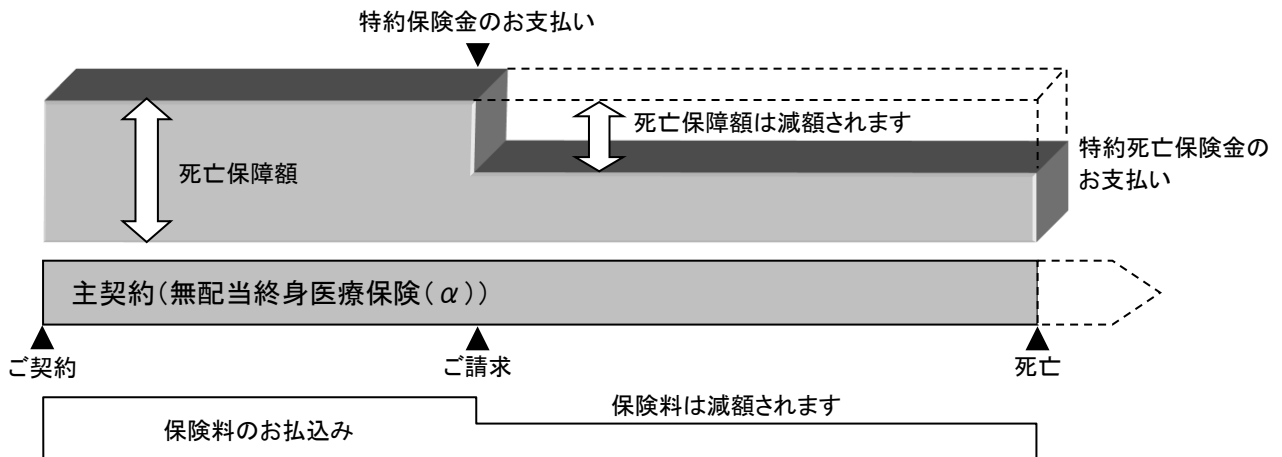
3. 特約保険金をお支払いした後のご契約について

●請求保険金額が特約死亡保険金額と同額の場合



- 主契約に付加されている養老保険特約(α)、定期保険特約(α)、介護保障特約(α)Ⅱ型は、請求日にさかのぼって消滅します。
- 主契約および主契約に付加されている介護保障特約(α)Ⅰ型、傷害特約(α)、入院・手術特約(α)、生活習慣病入院特約(α)についてはそのまま継続します。
- 継続する部分については、引き続き保険料のお払込みが必要となります。

●請求保険金額が特約死亡保険金額の一部の場合



- 主契約に付加されている養老保険特約(α)、定期保険特約(α)、介護保障特約(α)Ⅱ型は、請求日にさかのぼって請求保険金額分が減額されます。この場合、減額部分についての解約払戻金はお支払いしません。
- 主契約および主契約に付加されている介護保障特約(α)Ⅰ型、傷害特約(α)、入院・手術特約(α)、生活習慣病入院特約(α)についてはそのまま継続します。
- 継続する部分については、引き続き保険料のお払込みが必要となります。

4. 指定代理請求制度について

●被保険者が、リビング・ニーズ特約の特約保険金を請求できない特別な事情があるとき（被保険者が自らの病名を知らない場合など）は、その代理人として指定代理請求人が、特約保険金をご請求することができます。

○指定代理請求人について

- ・ご契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめ指定代理請求人を指定または変更することができます。
- ・指定代理請求人として指定していただける範囲は、つぎのとおりです。
 - ① 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - ② 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族※「指定代理請求特約」(18ページ)が付加された場合、この特約の指定代理請求制度に関する規定は適用されません。

ご注意

- 特約保険金を指定代理請求人に支払った場合には、その後重複して、特約保険金の請求があってもお支払いしません。

3. 保険金・給付金などのお支払いについて

① 保険金・給付金などのご請求方法について

保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合には、当社お客さまサービスセンターまでご連絡ください

- 保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合には、当社お客さまサービスセンターまでご連絡ください。保険金・給付金などのお支払いまでの流れについてご案内したうえで、請求書をお送りします。
- 当社窓口で諸手続きをされる際には、ご本人であることを確認させていただきます。
代理の方がお手続きされる場合には、代理人ご本人であることを確認にあわせて委任状が必要となります。なお、本人確認の際には、運転免許証や健康保険被保険者証などを拝見させていただきますのでご了承ください。



請求書類をご提出ください

- お送りする請求書にご記入のうえ、必要な書類とあわせてご提出ください。ご請求に必要な書類は各特約条項の別表をご参照ください。

特約条項	別表番号
・ 定期保険特約 (α) 条項	別表 1
・ 養老保険特約 (α) 条項	別表 1
・ 介護保障特約 (α) 条項	別表 1
・ 傷害特約 (α) 条項	別表 1
・ 入院・手術特約 (α) 条項	別表 1
・ 生活習慣病入院特約 (α) 条項	別表 1
・ リビング・ニーズ特約条項	別表
・ 指定代理請求特約条項	別表

- 団体または団体代表者をご契約者および特約死亡保険金受取人とし、その従業員を被保険者とする保険契約の場合、団体または団体代表者が受け取った特約死亡保険金を死亡退職金または弔慰金など（以下「死亡退職金など」といいます。）として被保険者または死亡退職金などの受給者に支払うときは、特約死亡保険金または特約高度障害給付金の請求の際に、別表に記載の請求書類に加えて、つぎの①または②の書類もご提出いただくことになります。
① 被保険者または死亡退職金などの受給者の請求内容確認書
② 被保険者または死亡退職金などの受給者に死亡退職金などを支払ったことを証する書類
- この場合、死亡退職金などの受給者については、受給者本人であることを確認した書類を必要とします。



お支払いできることが確定した後に保険金・給付金などをお支払いします

- 保険金・給付金などは、ご提出いただいた書類の内容を確認し、ご契約の約款に基づきお支払いできることが確定した後にお支払いします。
- 保険金・給付金などのお支払期限などについては、「保険金・給付金などのお支払期限について」（18ページ）をご覧ください。

ご注意

○ 保険金・給付金・解約払戻金・保険料の払込免除などのご請求は、そのご請求ができるようになった時から3年間を過ぎますと、その権利はなくなりますのでご注意ください。

3. 保険金・給付金などのお支払いについて

② 保険金・給付金などのお支払期限について

- 保険金・給付金などのご請求があった場合、当社は、請求書類が当社に到着した日*の翌日からその日を含めて5営業日以内に保険金・給付金などをお支払いします。
ただし、保険金・給付金などをお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、以下のとおりとします。

	保険金・給付金などをお支払いするための確認などが必要な場合	お支払期限
①	保険金・給付金などをお支払いするために確認が必要なつぎの場合 ・ 保険金・給付金などのお支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ・ 保険金・給付金などの免責事由に該当する可能性がある場合 ・ 告知義務違反に該当する可能性がある場合 ・ 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	請求書類が当社に到着した日*の翌日からその日を含めて45日以内にお支払いします。
②	上記①の確認を行なうために特別な照会や確認が必要なつぎの場合 (1) 医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面などの方法に限定される照会が必要な場合 (2) 弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会が必要な場合 (3) 研究機関などの専門機関による医学または工学などの科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 (4) ご契約者、被保険者または保険金・給付金などの受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道などから明らかである場合における、送致、起訴、判決などの刑事手続の結果についての警察、検察などの捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 (5) 日本国外における調査が必要な場合	請求書類が当社に到着した日*の翌日からその日を含めて、それぞれ (1) 60日、(2) 90日、(3) 120日、 (4) 180日、(5) 90日 以内にお支払いします。

* 請求書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

※ 保険金・給付金などをお支払いするための上記①②の確認などを行なう場合、当社は保険金・給付金などのご請求者に通知します。

※ 保険金・給付金などをお支払いするための上記①②の確認などに際し、ご契約者、被保険者、保険金・給付金などの受取人が正当な理由なくその確認などを妨げ、または確認などに応じなかったとき（当社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当社はこれにより確認などが遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金・給付金などをお支払いしません。

③ 指定代理請求特約について

- 指定代理請求特約とは保険金・給付金または年金（以下、「保険金など」といいます。）の受取人である被保険者が保険金などを請求できない「特別な事情」があると当社が認めた場合に、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が、保険金などの受取人の代理人として保険金などを請求することができる特約です。

1. この特約の対象となる保険金などについて

- この特約の対象となる保険金*などはつぎの範囲内となります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 被保険者が受取人に指定されている保険金など ② 被保険者が受け取ることとなる保険金など ③ 被保険者とご契約者が同一人である場合のご契約者が受け取ることとなる保険金など ④ ①から③とともに支払われる金額 ⑤ 被保険者とご契約者が同一人である場合の保険料の払込免除 |
|--|

※ 年金はご請求の際に一括での受取をお選びいただくこともできます。

2. 被保険者が保険金などを請求できない「特別な事情」について

- 「特別な事情」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 傷害または疾病により、保険金などを請求する意思表示ができない場合 ② 傷病名（当社が認めるものに限ります。）の告知を受けていない場合 ③ その他①および②に準じた状態である場合 |
|--|

3. 指定代理請求人について

- 指定代理請求人は、ご契約者が被保険者の同意を得て、つぎのいずれかの要件を満たす方の中からあらかじめ指定いただいた方（1名のみ）となります。

- ① 被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 被保険者の直系血族
- ③ 被保険者の3親等内の親族
- ④ 被保険者と同居しまたは被保険者と生計を一にしている方
- ⑤ 被保険者の財産管理を行なっている方
- ⑥ 死亡保険金（死亡給付金その他被保険者死亡の際に支払われる給付金を含む）の受取人
- ⑦ その他上記④から⑥までに掲げる方と同等の関係にある方

- ご契約者は被保険者の同意を得て、指定代理請求人を上記①～⑦の範囲内で変更することができます。
- ご契約者は被保険者の同意を得て、指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、指定代理請求人が指定されていないものとして取り扱います。
- 指定（変更）時に上記の要件を満たしていても、ご請求時に上記の要件を満たしていないときは、指定代理請求人は請求をすることができません。
- 指定代理請求特約を付加した後、つぎのいずれかに該当する場合は保険金などの受取人の戸籍上の配偶者など※が保険金などの受取人の代理人として保険金などを請求することができます。

<つぎのいずれかに該当する場合>

1. 指定代理請求人が指定されていない場合
2. 請求時において、指定代理請求人がすでに死亡している場合
3. 請求時において、指定代理請求人が上記①～⑦の要件を満たしていない場合
4. 指定代理請求人が傷害または疾病により、保険金などを請求する意思表示ができない場合もしくはこれに準じる状態であると当社が認めた場合

※ つぎに定める方が保険金などの受取人の代理人として保険金などを請求することができます。

- ア. 戸籍上の配偶者
- イ. 上記ア. に該当する方がいない場合もしくは傷害または疾病により、保険金などを請求する意思表示ができない場合などには保険金などの受取人と同居しまたは生計を一にしている3親等内の親族
- ウ. 上記ア. およびイ. に該当する方がいない場合もしくは傷害または疾病により、保険金などを請求する意思表示ができない場合などには保険金などを請求すべき適当な理由があると当社が認めた方

4. 指定代理請求人が保険金などの請求をできない場合

- 故意に保険金などの支払事由を生じさせた者、または故意に保険金などの受取人である被保険者を保険金などが請求できない「特別な事情」に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることはできません。

5. 保険金などの受取人が法人の場合の取扱

- 保険金などの受取人が法人の場合には、指定代理請求人を指定することはできません。また、保険金などの受取人が法人に変更された場合には、指定代理請求人を指定しない変更が行なわれたものとして取り扱います。

6. 主約款などの代理請求に関する規定の不適用について（主約款などに代理請求に関する規定が定められている場合）

- この特約を付加する場合には、普通保険約款または特約条項に定められている代理請求制度はご利用いただけません。

7. 保険金などをお支払いした後の注意事項

- 当社がこの特約に基づき、保険金などをお支払いした場合には、その後受取人ご本人よりこの特約に基づき、お支払いした保険金などをご請求いただいても、重複してお支払いしません。

8. 解約について

- ご契約者はいつでもこの特約を解約することができます。

3. 保険金・給付金などのお支払いについて

④定期保険特約（α）

1. 特約死亡保険金・特約高度障害給付金のお支払い

- 被保険者が特約の保険期間中に、つぎのお支払事由に該当されたときは、保険金・給付金などをお支払いします。

お支払いする 保険金・給付金	お支払事由	お支払金額	受取人
特約死亡保険金	死亡されたとき	特約死亡保険金額	特約死亡保険金 受取人
特約高度障害給付金	この特約の責任開始期以後の疾病または傷害により、 所定の高度障害状態* ¹ になられたとき	特約死亡保険金額 と同額	被保険者* ²

* 1 対象となる高度障害状態については、定期保険特約（α）条項別表2「対象となる高度障害状態」をご覧ください。

* 2 ご契約者および特約死亡保険金受取人が同一の法人の場合は、特約高度障害給付金の受取人はその法人とします。

※特約高度障害給付金をお支払いしたときは、被保険者が特約高度障害給付金の支払事由に該当された時にさかのぼってこの特約は消滅します。

2. 特約保険料の払込免除

- 主契約について保険料の払込を免除した場合には、同時にこの特約の保険料の払込も免除します。ただし、この特約に基づく保険金または給付金が支払われることとなるときは、この特約の保険料の払込を免除しません。

⑤養老保険特約（α）

1. 特約満期保険金・特約死亡保険金・特約高度障害給付金のお支払い

- 被保険者が特約の保険期間中に、つぎのお支払事由に該当されたときは、保険金・給付金などをお支払いします。

お支払いする 保険金・給付金	お支払事由	お支払金額	受取人
特約満期保険金	この特約の保険期間の満了時まで生存されたとき	特約満期保険金額	特約満期保険金 受取人
特約死亡保険金	死亡されたとき	特約満期保険金額 と同額	特約死亡保険金 受取人
特約高度障害給付金	この特約の責任開始期以後の疾病または傷害により、 所定の高度障害状態* ¹ になられたとき		被保険者* ²

* 1 対象となる高度障害状態については、養老保険特約（α）条項別表2「対象となる高度障害状態」をご覧ください。

* 2 ご契約者、特約満期保険金受取人、特約死亡保険金受取人が同一の法人の場合は、特約高度障害給付金の受取人はその法人とします。

※特約高度障害給付金をお支払いしたときは、被保険者が特約高度障害給付金の支払事由に該当された時にさかのぼってこの特約は消滅します。

2. 特約保険料の払込免除

- 主契約について保険料の払込を免除した場合には、同時にこの特約の保険料の払込も免除します。ただし、この特約に基づく保険金または給付金が支払われることとなるときは、この特約の保険料の払込を免除しません。

⑥介護保障特約（α）

1. 特約介護保険金・特約死亡保険金・特約高度障害給付金のお支払い

- 被保険者が特約の保険期間中に、つぎのお支払事由に該当されたときは、保険金・給付金などをお支払いします。

お支払いする 保険金・給付金	お支払事由	お支払金額	受取人
特約介護保険金	この特約の責任開始期以後の疾病または傷害により所定の要介護状態* ¹ に該当し、その状態が継続して180日あると医師により診断確定されたとき	特約介護保険金額	被保険者* ²
特約死亡保険金	Ⅱ型* ³ の特約において、死亡されたとき	特約介護保険金額 と同額	特約死亡保険金 受取人
特約高度障害 給付金	Ⅱ型* ³ の特約において、この特約の責任開始期以後の疾病または傷害により所定の高度障害状態* ⁴ に なされたとき		被保険者* ²

- *¹対象となる要介護状態については、介護保障特約（α）条項別表2「対象となる要介護状態」をご覧ください。
- *²ご契約者および特約死亡保険金受取人が同一の法人の場合は、特約介護保険金または特約高度障害給付金の受取人はその法人とします。
- *³介護保障特約（α）にはⅠ型とⅡ型があります。Ⅰ型には死亡・高度障害状態に対する保障はありません。
- *⁴対象となる高度障害状態については、介護保障特約（α）条項別表3「対象となる高度障害状態」をご覧ください。
※特約介護保険金または特約高度障害給付金をお支払いしたときは、被保険者が特約介護保険金または特約高度障害給付金の支払事由に該当された時にさかのぼってこの特約は消滅します。

2. 特約保険料の払込免除

- 主契約について保険料の払込を免除した場合には、同時にこの特約の保険料の払込も免除します。ただし、この特約に基づく保険金または給付金が支払われることとなるときは、この特約の保険料の払込を免除しません。

3. 特約介護保険金の代理請求について

- 特約介護保険金の受取人が被保険者の場合で、被保険者が特約介護保険金を請求できない特別な事情があるときは、つぎの方が被保険者の代理人として特約介護保険金をご請求することができます。
 - ①請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の請求時の戸籍上の配偶者
 - ②前記①に該当する方がいない場合または前記①に該当する方が特約介護保険金をご請求することができない特別な事情がある場合は、請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
 - ③前記①または②に該当する方が特約介護保険金をご請求することができない特別な事情がある場合で、被保険者があらかじめ指定または変更指定した方
 ※当社が特約介護保険金を被保険者の代理人にお支払いした場合には、その後重複して特約介護保険金のご請求をいたしても、お支払いいたしません。
 ※「指定代理請求特約」（18ページ）が付加された場合、この特約の代理請求に関する規定は適用されません。

4. 保険金・給付金などの年金払について

- ご契約者からのお申出により、保険金・給付金などの一時金でのお受取りに代えて、保険金・給付金などの全部または一部を、年金の方法で受け取ることができます。
- 年金の受取人は、保険金・給付金などの受取人となります。
- 年金の種類は、定額型の確定年金となります。また、年金支払期間は5年または10年のいずれかよりご選択いただけます。

3. 保険金・給付金などのお支払いについて

- 年金支払日はつぎのとおりとなります。

年金支払日	
第1回の年金支払日 (年金支払開始日)	保険金・給付金などの請求日の直後に到来する月単位の契約応当日（ただし、ご契約者から特にお申出があった場合には、保険金・給付金などの請求日からその日を含めて2か月以内の範囲内で年金支払開始日をご選択いただけます。）
第2回以後の 年金支払日	年金支払開始日の毎年の応当日

- なお、年金の受取人から特にお申出があった場合には、将来の年金でのお支払いに代えて、残存年金支払期間に対応する未払年金の現価を一括してお受取りになれます。

ご注意

- 保険金・給付金などの年金払を選択される際に、当社の定める方法により計算した年金額が10万円に満たないときは、年金払のお取扱をすることはできません。
- 介護保障特約（α）I型は、解約払戻金を支払わないしくみにより保険料を計算していますので、解約されましても解約払戻金はありません。

⑦傷害特約（α）

1. 災害保険金・障害給付金のお支払い

- 被保険者が特約の保険期間中に、責任開始期以後に発生した不慮の事故*¹による傷害を直接の原因として、その日から180日以内に、つぎのお支払事由に該当されたときは、保険金・給付金などをお支払いします。

お支払いする 保険金・給付金	お支払事由	お支払金額	受取人
災害保険金	死亡されたとき* ²	災害保険金額* ³	災害保険金受取人
障害給付金* ⁴	所定の身体障害の状態* ⁵ になられたとき	身体障害の状態の程度に応じて、災害保険金額の1割～10割	被保険者* ⁶

- *¹ 対象となる不慮の事故については、傷害特約（α）条項別表2「対象となる不慮の事故」をご覧ください。
- *² 災害保険金のお支払事由には、責任開始期以後に発病した所定の感染症を直接の原因とする場合も含まれます。対象となる所定の感染症については、傷害特約（α）条項別表5「対象となる所定の感染症」をご覧ください。
- *³ 同一の不慮の事故によって障害給付金をすでにお支払いしている場合は、災害保険金額からすでにお支払いしている障害給付金の金額を差し引いてお支払いします。
- *⁴ 障害給付金のお支払いは、傷害特約（α）条項別表3「障害給付割合表」の給付割合を通算して10割を限度とします。
- *⁵ 対象となる身体障害の状態および給付割合については、傷害特約（α）条項別表3「障害給付割合表」をご覧ください。
- *⁶ ご契約者および災害保険金受取人が同一の法人の場合は、障害給付金の受取人はその法人とします。

2. 特約保険料の払込免除

- 主契約について保険料の払込を免除した場合には、同時にこの特約の保険料の払込も免除します。

ご注意

- 傷害特約（α）は、解約払戻金を支払わないしくみにより保険料を計算していますので、解約されましても解約払戻金はありません。

⑧入院・手術特約（α）

1. 特約疾病入院給付金・特約災害入院給付金・特約集中治療室入院給付金・特約入院見舞給付金・特約手術給付金のお支払い

●被保険者が特約の保険期間中に、つぎのお支払事由に該当されたときは、給付金をお支払いします。

お支払いする給付金	お支払事由	お支払金額	受取人
特約疾病入院給付金* ¹	この特約の責任開始期以後に発病した疾病により、1日以上入院* ² されたとき	特約入院給付金日額 × 入院日数	被保険者* ³
特約災害入院給付金* ¹	つぎのすべてを満たす入院をされたとき 1. この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故* ⁴ による傷害により、1日以上入院* ² されたとき 2. 不慮の事故* ⁴ による傷害により入院した場合は、事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院であること		
特約集中治療室入院給付金	つぎのすべてを満たす入院をされたとき 1. この特約の責任開始期以後に発病した疾病または発生した不慮の事故* ⁴ による傷害により、特約疾病入院給付金または特約災害入院給付金の支払事由に該当する入院であること 2. 不慮の事故* ⁴ による傷害により入院した場合は、事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院であること 3. 特定集中治療室が設置されている病院* ⁵ における特定集中治療室管理* ⁶ による治療が行われた入院であること	特約入院給付金日額 × 3 × 特定集中治療室管理* ⁶ による治療が行われた入院日数	
特約入院見舞給付金	特約疾病入院給付金または特約災害入院給付金がお支払される入院をされたとき	特約入院給付金日額と同額	
特約手術給付金	この特約の責任開始期以後に発病した疾病または発生した不慮の事故* ⁴ による傷害により、所定の手術* ⁷ を受けられたとき	特約入院給付金日額 × 所定の給付倍率	

- * 1 特約疾病入院給付金および特約災害入院給付金は重複してお支払いしません。
- * 2 「1日以上入院」とは、入院日数が1日となる場合を含み、「入院日数が1日」とは、入院日と退院日を同一の日とする入院をいい、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。
- * 3 ご契約者が法人の場合は、各給付金の受取人はその法人とします。
- * 4 対象となる不慮の事故については、入院・手術特約（α）条項別表2「対象となる不慮の事故」をご覧ください。
- * 5 対象となる特定集中治療室が設置されている病院については、入院・手術特約（α）条項別表7「特定集中治療室が設置されている病院」をご覧ください。
- * 6 対象となる特定集中治療室管理については、入院・手術特約（α）条項別表8「特定集中治療室管理」をご覧ください。
- * 7 対象となる手術の種類および給付倍率については、入院・手術特約（α）条項別表9「対象となる手術および給付倍率表」をご覧ください。なお、同時に2種類以上の手術を受けられたときは、給付倍率のもっとも高い1種類の手術に対して手術給付金をお支払いします。

2. 入院給付金のお支払限度

●特約疾病入院給付金および特約災害入院給付金

給付日数限度の型	給付金の種類	給付日数の限度	
		1回の入院	通算
60日型	特約疾病入院給付金	60日	1,095日
	特約災害入院給付金	60日	1,095日
120日型	特約疾病入院給付金	120日	1,095日
	特約災害入院給付金	120日	1,095日

※入院・手術特約（α）の給付日数限度の型は、主契約の給付日数限度の型と同一とし、特約の付加後、給付日数限度の型を変更することはできません。

3. 保険金・給付金などのお支払いについて

●特約集中治療室入院給付金

給付金の種類	給付日数の限度	
	1回の入院	通算
特約集中治療室入院給付金	14日（ただし、広範囲熱傷特定集中治療室管理を含む場合は60日）	120日

3. 特約集中治療室入院給付金について

●集中治療室とは

内科系・外科系を問わず、呼吸・循環などに重篤な障害を生じ危急な状態にある患者に短期間に集中的かつ強力に治療・観察を行ない、病態を改善することを目的としています。

●集中治療室に入院できる方

集中治療によって病態の改善が期待される患者です。したがって、重症ではあっても原則として、ガンの末期などはその対象とはしていません。具体的には、開頭術・開胸術などの大手術後、呼吸不全、心筋梗塞、頭部外傷などです。

●被保険者がつぎの状態に該当し、かつ、医師が特定集中治療室管理、母体・胎児集中治療室管理または広範囲熱傷特定集中治療室管理のいずれかが必要であると認めたものでなければ、支払対象とはなりません。

集中治療室管理の種類	集中治療室管理の状態
特定集中治療室管理	1. 意識障害または昏睡 2. 急性呼吸不全または慢性呼吸不全の急性増悪 3. 急性心不全（心筋梗塞を含む。） 4. 急性薬物中毒 5. ショック 6. 重篤な代謝障害（肝不全、腎不全、重症糖尿病など） 7. 広範囲熱傷 8. 大手術後 9. 救急蘇生後 10. その他外傷、破傷風などで重篤な状態
総合周産期特定集中治療室管理のうち母体・胎児集中治療室管理	1. 合併症妊娠 2. 妊娠中毒症 3. 多胎妊娠 4. 胎盤位置異常 5. 切迫流早産 6. 胎児発育遅延や胎児奇形などの胎児異常を伴うもの
広範囲熱傷特定集中治療室管理	2度熱傷（電撃傷、薬傷、凍傷を含む。）が30%程度以上を占める重症なもの

4. 特約保険料の払込免除

●主契約について保険料の払込を免除した場合には、同時にこの特約の保険料の払込も免除します。

ご注意

○入院・手術特約（α）は、解約払戻金を支払わないしくみにより保険料を計算していますので、解約されましても解約払戻金はありません。

⑨生活習慣病入院特約（α）

1. 生活習慣病入院給付金のお支払い

●被保険者が特約の保険期間中に、つぎのお支払事由に該当されたときは、給付金をお支払いします。

お支払いする 給付金	お支払事由	お支払金額	受取人
生活習慣病 入院給付金	この特約の責任開始期以後に発病した生活習慣病* ¹ を直接の原因として、1日以上入院* ² されたとき	生活習慣病 入院給付金日額 × 入院日数	被保険者* ³

- * 1対象となる生活習慣病については、生活習慣病入院特約（α）条項別表2「対象となる生活習慣病」をご覧ください。
- * 2「1日以上入院」とは、入院日数が1日となる場合を含み、「入院日数が1日」とは、入院日と退院日を同一の日とする入院をいい、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。
- * 3ご契約者が法人の場合は、各給付金の受取人はその法人とします。

2. 生活習慣病入院給付金のお支払限度

●生活習慣病入院給付金

給付日数限度の型	給付日数の限度	
	1回の入院	通算
60日型	60日	1,095日
120日型	120日	1,095日

- ※生活習慣病入院特約（α）の給付日数限度の型は、主契約の給付日数限度の型と同一とし、特約の付加後、給付日数限度の型を変更することはできません。
- ※生活習慣病入院給付金の通算の支払日数が1,095日に達した場合、この特約は消滅します。

3. 特約保険料の払込免除

●主契約について保険料の払込を免除した場合には、同時にこの特約の保険料の払込も免除します。

ご注意

○生活習慣病入院特約（α）は、解約払戻金を支払わないしくみにより保険料を計算していますので、解約されましても解約払戻金はありません。

3. 保険金・給付金などのお支払いについて

⑩ 保険金・給付金などをお支払いできない場合

1. 保険金・給付金などのお支払事由、特約保険料などの払込免除事由に該当しない場合

- 保険金・給付金などは、各特約条項に定めるとおり、お支払事由に該当する場合にお支払いします。したがって、お支払事由に該当しない場合は、保険金・給付金などをお支払いいたしません。また、保険料の払込免除についても、払込免除事由に該当しない場合には、保険料のお払い込みの免除はいたしません。

2. 免責事由に該当する場合

- 保険金・給付金などのお支払事由に該当する場合であっても、各特約条項に定める免責事由に該当する場合には、保険金・給付金などをお支払いしません。また、主契約の保険料の払込免除の免責事由に該当する場合は、特約保険料のお払い込みを免除しません。具体的な免責事由はつぎのとおりです。

特約の名称	保険金・給付金	免責事由 (保険金・給付金などをお支払いしない場合)
定期保険特約 (α)	特約 死亡保険金	1. 特約の責任開始期（復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始期）の属する日からその日を含めて2年以内の自殺* ¹ によるとき 2. 保険契約者の故意によるとき（ただし、被保険者の自殺に該当する場合を除きます。） 3. 特約死亡保険金受取人の故意によるとき* ² （ただし、被保険者の自殺または上記2. に該当する場合を除きます。） 4. 戦争その他の変乱によるとき* ³
養老保険特約 (α)		
介護保障特約 (α) II 型		
定期保険特約 (α)	特約高度 障害給付金	
養老保険特約 (α)		
介護保障特約 (α) II 型		
介護保障特約 (α) I 型・II 型	特約 介護保険金	1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき 2. 被保険者の犯罪行為によるとき 3. 被保険者の薬物依存によるとき* ⁴ 4. 戦争その他の変乱によるとき* ³
傷害特約 (α)	災害保険金	1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき 2. 災害保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき* ² 3. 被保険者の犯罪行為によるとき 4. 被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき 5. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき 6. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき 7. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき 8. 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波によるとき* ³
	障害給付金	1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき 2. 被保険者の犯罪行為によるとき 3. 被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき 7. 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波によるとき* ³
入院・手術特約 (α)	特約災害 入院給付金	7. 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波によるとき* ³
	特約疾病 入院給付金	1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき 2. 被保険者の犯罪行為によるとき 3. 被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき 7. 被保険者の薬物依存によるとき* ⁴ 8. 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波によるとき* ³
	特約集中治療 室入院給付金	
	特約入院 見舞給付金	
特約手術 給付金		

3. 保険金・給付金などのお支払いについて

特約の名称	保険金・給付金	免責事由 (保険金・給付金などをお支払いしない場合)
リビング・ニーズ特約	特約保険金	1. 保険契約者の故意によるとき 2. 被保険者の故意によるとき 3. 指定代理請求人の故意によるとき 4. 被保険者の犯罪行為によるとき 5. 戦争その他の変乱によるとき* ³

- * 1 「精神疾患などによる自殺」についてはお支払いする場合がありますので、当社へお問い合わせください。
- * 2 保険金・給付金などの支払事由を生じさせた受取人が保険金・給付金などの一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人にお支払いします。また、当社の定める方法に基づいて計算した責任準備金のうち、支払わない部分をご契約者にお支払いします。
- * 3 該当する被保険者の数の増加がこれらの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときには、その程度に応じて保険金・給付金などを全額または削減してお支払いします。
- * 4 「薬物依存」については、各特約条項をご覧ください。

3. 告知していただいた内容が事実と相違し、特約が解除された場合

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内であれば、当社は「告知義務違反」として特約を解除することがあります。特約を解除した場合には、たとえ保険金・給付金などの支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。この場合には、解約の際にお支払いする解約払戻金があればご契約者にお支払いします。
- ※「保険金・給付金などの支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金・給付金などをお支払いすることがあります。
- ※責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過していても、保険金・給付金などのお支払事由または保険料のお払い込みの免除事由が2年以内に発生していた場合には、特約を解除することがあります。
- ※告知にあたり、生命保険募集人が、告知することを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社は特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社は特約を解除することができます。

4. 重大事由により特約が解除された場合

- つぎのような重大事由に該当し、特約が解除された場合は、保険金・給付金などをお支払いする事由が発生していてもお支払いいたしません。
- ①ご契約者または特約死亡保険金受取人が、特約死亡保険金（他のご契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称を問いません。）を詐取する目的または第三者に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- ②ご契約者、被保険者、保険金・給付金などの受取人が、特約の保険金・給付金または特約保険料の払込免除を詐取する目的または第三者に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- ③特約の保険金・給付金または特約保険料の払込免除のご請求に関し、ご契約者または保険金・給付金などの受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- ④他のご契約との重複により給付金額などの合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- ⑤ご契約者、被保険者、保険金・給付金などの受取人が、反社会的勢力*¹に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*²を有していると認められるとき
- ⑥他のご契約が重大事由によって解除された場合や、ご契約者、被保険者、保険金・給付金などの受取人が他の保険会社との間で締結したご契約などが重大事由により解除された場合など、当社のご契約者、被保険者、保険金・給付金などの受取人に対する信頼を損ない、ご契約の継続を困難とする①～⑤と同等の事由があるとき
 - * 1 暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
 - * 2 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行なうことなどをいいます。また、ご契約者もしくは保険金・給付金などの受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。
- ※①～⑥の事由が生じた以後に、保険金・給付金などのお支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じたときは、当社は保険金・給付金などのお支払いまたは特約保険料の払込免除を行いません（⑤の事由にのみ該当した場合で、複数の保険金・給付金などの受取人のうち一部の受取人だけが該当したときに限り、保険金・給付金などのうち、その受取人にお支払いすることになっていた保険金・給付金などを除いた額を、他の受取人にお支払いします。）。すでに保険金・給付金などをお支払いしていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料の払込免除をしていたときでも、その保険料のお払い込みを求めることができます。

3. 保険金・給付金などのお支払いについて

5. 詐欺により特約が取消しとなった場合

- 特約の締結または復活に際してご契約者、被保険者または保険金・給付金などの受取人に詐欺行為があった場合は、当社は、特約を取り消し、保険金・給付金などをお支払いいたしません。この場合、すでにお払い込みいただいた保険料は払い戻しません。

6. 不法取得目的によりご契約が無効となった場合

- ご契約の締結の状況、ご契約の成立後の保険金・給付金などの請求状況などから判断して、ご契約者が保険金・給付金などを不法に取得する目的または他人に保険金・給付金などを不法に取得させる目的でご契約を締結または復活されたものと認められる場合には、そのご契約は無効とし、保険金・給付金などをお支払いいたしません。この場合、すでにお払い込みいただいた保険料は払い戻しません。

7. ご契約が失効した場合

- 保険料のお払い込みが行なわれず、ご契約が失効した後に、保険金・給付金などのお支払事由または保険料の払込免除事由に該当された場合は、保険金・給付金などのお支払いまたは保険料の払込免除をしません。

3. 保険金・給付金などのお支払いについて

⑪ 保険金・給付金などをお支払いできない場合の具体的事例

ご注意

○保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合をわかりやすくご説明するため、代表的な事例を参考としてあげたものです。記載以外に認められる事実関係等によってもお取扱いに違いが生じることがあります。

●事例1 特約高度障害給付金のお支払い（所定の障害状態への該当）

	お支払いする場合	お支払いできない場合
	<p>せきずいしょうのうへんせいしょう 特約加入後に発病した「脊髄小脳変性症」によって全身の機能が低下し、食事の摂取、排泄や排泄の後始末、衣服の着脱、起居、歩行、入浴の全てにおいて、自力では全く不可能で、常に他人の介護を要する状態に該当し、かつ回復の見込みがない場合。</p>	<p>のうこうそく 「脳梗塞」の後遺症として左半身の麻痺が生じ、入浴や排泄の後始末、歩行については、いずれも常に他人の介護を要する状態ではあるものの、右半身は正常に動かすことができ、食事の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行える場合。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>約款に定める「終身常に介護を要する」状態に該当しないため、お支払いの対象となりません。</p>
解説	<p>特約高度障害給付金は、約款所定の障害状態に該当し、かつ回復の見込みがないときにお支払いします。したがって、所定の障害状態に該当しない場合にはお支払いできません。</p> <p>なお、特約高度障害給付金の支払対象となる約款所定の障害状態は、身体障害者福祉法等に定める障害状態などとは異なる場合があります。</p>	

●事例2 特約死亡保険金のお支払い（告知義務違反による解除）

	お支払いする場合	お支払いできない場合
	<p>特約加入前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書で正しく告知せずに入られたが、ご加入1年後に「慢性C型肝炎」とは全く因果関係のない「胃癌」で死亡された場合。</p>	<p>特約加入前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書で正しく告知せずに入られ、ご加入1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝癌」で死亡された場合。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>告知義務違反のためご契約は解除となり、特約死亡保険金はお支払いできません。</p>
解説	<p>特約にご加入いただく際には、その時の被保険者の健康状態について正確に告知いただく必要がありますが、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なる内容を告知された場合には、特約は解除となり、保険金・給付金などはお支払いできません。</p> <p>ただし、告知義務違反の対象となった事実と、ご請求原因との間に、全く因果関係が認められない場合には、保険金・給付金などをお支払いします。</p> <p>また、告知にあたり、生命保険募集人が、告知することを妨げた場合、または告知しないことや事実でないことを告げることを勧めた場合にも、保険金・給付金などをお支払いします。</p>	

●事例3 特約疾病入院給付金のお支払い（支払日数限度の超過）

給付日数限度：120日型の場合

	お支払いする場合	お支払いできない場合
	<p>入院・手術特約（α）において、「大腸癌」で130日間入院され、退院から200日後に再び同じ「大腸癌」で90日間入院された場合。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>1回目の入院は120日分、2回目の入院は90日分お支払いいたします。</p>	<p>入院・手術特約（α）において、「大腸癌」で130日間入院され、退院から100日後に再び同じ「大腸癌」で90日間入院された場合。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>1回目の入院は120日分お支払いいたしますが、2回目の入院は1回目と通算される結果、支払日数の限度（120日）を超過することになるので、お支払いできません。</p>
解説	<p>特約により、1回の入院に対して支払われる限度日数が定められている場合があります、その日数を超えた入院については、給付金などはお支払いできません。</p>	

①特約の更新の際には保険証券は交付しません

- 特約を更新したときは、当社は、新たな「保険証券」はお送りせず、「更新完了通知書」をご契約者にお送りします。ご契約時にお送りした「保険証券」とあわせて、大切に保存してください。

②現在のご契約の解約、減額を前提とした新たな保険契約のお申込みについて

- 現在のご契約を解約、減額などするときには、一般的に、ご契約者にとって不利益となる場合があります。また新たな保険契約のお取扱いについても制限を受ける場合がありますので、ご注意ください。

1. 現在のご契約を解約・減額される場合の不利益事項

- ご契約を解約・減額した際にお支払いする解約払戻金は、多くの場合、お払込保険料の合計額（減額の場合は、減額部分に対応するお払込保険料）より少ない金額となります。また、解約される時期によっては解約払戻金が、まったくないか、あってもごくわずかとなる場合もあります。なお、解約払戻金の計算は、個々のご加入生命保険会社・ご契約内容により異なります。
- ご契約の種類によっては、解約払戻金を支払わないしくみのものがあります。
- 一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失う場合があります。
- 保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率などが、解約・減額されるご契約と新たな保険契約とで、異なることがあります。例えば、予定利率を引き下げることによって、主契約などの保険料率が引き上げとなる場合があります。

2. 新たな保険契約の留意事項

- お申込みの際して、被保険者の健康状態などによってはご契約いただけない場合があります。
- 告知をいただく際、事実を告知されなかったり事実と違うことを告知されますと、告知義務違反としてご契約を解除し、保険金・給付金などを支払わない場合があります。
- 新たな保険契約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に被保険者が自殺した場合は保険金・給付金などのお支払いはいたしません。
- 高度障害給付金・入院給付金などは、原因となる傷病や不慮の事故などが責任開始期前に生じている場合は、約款に特に定めがない限り、その傷病や不慮の事故などについて告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。ご契約時に特別条件が適用されている場合でも同様です。

ご注意

- 現在のご契約を解約された場合、新たな保険契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約を元に戻すことはできません。
- 現在のご契約を減額された場合、元のご契約に戻す（復旧する）お取扱いに制限を受けることがあります。

4. 更新後について

③生命保険料控除について

- 2010年度税制改正にともない、2012年1月1日以後に新たに締結した生命保険契約等（契約の更新や特約の更新なども対象となります）について、税制改正後の生命保険料控除制度が適用されます。

1. 生命保険料控除の種類

- 生命保険料控除には、契約日などを基準として、「旧制度」「新制度」2つの制度が並存し、適用される制度に応じた生命保険料控除額を所得から控除することができます。

「旧制度」適用契約	2011年12月31日以前に加入されたご契約
「新制度」適用契約	2012年1月1日以後に加入されたご契約

- 「旧制度」適用契約であっても、2012年1月1日以後に更新や特約の中途付加などの契約内容変更などを行った後は「新制度」適用契約と同様の取扱となります。なお、更新が特約のみの場合でも主契約についても「新制度」適用契約と同様の取扱となります。
- 契約内容変更などを行う前の保険料は「旧制度」の対象となり、契約内容変更などを行った後の保険料は「新制度」の対象となります。
- 対象となる生命保険料控除について

生命保険料控除の種類	「旧制度」適用契約	「新制度」適用契約
一般生命保険料控除	申告される方が保険料をお支払いになり、保険金・給付金などの受取人がご本人または配偶者もしくはその他の親族であるご契約の保険料などが対象となります。	申告される方が保険料をお支払いになり、保険金・給付金などの受取人がご本人または配偶者もしくはその他の親族であるご契約で、生存又は死亡に基因して一定額の保険金・給付金などを支払うことを約する部分に係る保険料などが対象となります。
個人年金保険料控除	個人年金保険料税制適格特約の付加された個人年金保険契約などに係る保険料などが対象となります。	
介護医療保険料控除	—	申告される方が保険料をお支払いになり、保険金・給付金などの受取人がご本人または配偶者もしくはその他の親族であるご契約で、入院・通院などともなう給付部分に係る保険料などが対象となります。

※上記のほか、契約の期間など、各生命保険料控除には一定の要件があり、上記の要件を満たしている場合でも、生命保険料控除の対象外となる場合があります。

- 対象となる生命保険料控除は法令などに基づいた当社所定の判定により分類します。

2. 生命保険料控除の対象となる年間正味払込保険料

- 当年中（1月から12月まで）にお支払いいただいた保険料の合計額から、その年にお受取りになった契約者配当金（その年に新たに積み立てられた契約者配当金を含みます。）を差し引いた金額が年間正味払込保険料となります。

3. 生命保険料控除額

- 「旧制度」適用契約に加入されている場合

○一般生命保険料控除、個人年金保険料控除それぞれに適用されます。

所得税	
年間正味払込保険料	控除される金額
25,000円以下のとき	全額
25,000円をこえ 50,000円以下のとき	(年間正味払込保険料 × 1/2) + 12,500円
50,000円をこえ 100,000円以下のとき	(年間正味払込保険料 × 1/4) + 25,000円
100,000円をこえるとき	一律 50,000円

※一般生命保険料控除と個人年金保険料控除をあわせて10万円が限度額となります。

住民税	
年間正味払込保険料	控除される金額
15,000円以下のとき	全額
15,000円をこえ 40,000円以下のとき	(年間正味払込保険料 × 1/2) + 7,500円
40,000円をこえ 70,000円以下のとき	(年間正味払込保険料 × 1/4) + 17,500円
70,000円をこえるとき	一律 35,000円

※一般生命保険料控除と個人年金保険料控除をあわせて7万円が限度額となります。

● 「新制度」適用契約に加入されている場合

○一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除それぞれに適用されます。

所得 税	
年間正味払込保険料	控除される金額
20,000円以下のとき	全額
20,000円をこえ 40,000円以下のとき	(年間正味払込保険料 × 1 / 2) + 10,000円
40,000円をこえ 80,000円以下のとき	(年間正味払込保険料 × 1 / 4) + 20,000円
80,000円をこえるとき	一律 40,000円

※一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除をあわせて12万円が限度額となります。

住 民 税	
年間正味払込保険料	控除される金額
12,000円以下のとき	全額
12,000円をこえ 32,000円以下のとき	(年間正味払込保険料 × 1 / 2) + 6,000円
32,000円をこえ 56,000円以下のとき	(年間正味払込保険料 × 1 / 4) + 14,000円
56,000円をこえるとき	一律 28,000円

※一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除をあわせて7万円が限度額となります。

● 「旧制度」適用契約と、「新制度」適用契約の双方に加入されている場合

○所得税における控除額の算出は、つぎのいずれかを選択することが必要となります。

- ① 「旧制度」適用契約に加入されている場合の生命保険料控除額に基づいて算出する控除額。
- ② 「新制度」適用契約に加入されている場合の生命保険料控除額に基づいて算出する控除額。
- ③ 新旧両制度の生命保険料控除額をあわせて算出する控除額。(ただし、この場合は「新制度」の限度額が適用されま
す。)

○住民税における控除額の算出は、各地方自治体にて行われます。

住民税における控除額の算出は、所得税における控除額を選択にかかわらず、上記①～③のうち最も有利な控除額が各地方自治体にて選択されます。

ご 注 意

○本資料に記載の税務に関するお取扱いは2025年1月現在の法令などに基づき記載しております。したがって、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取扱いにつきましては所轄の税務署にご確認ください。

約款

定期保険特約（α） 目次

（この特約の内容）

17. 主約款の規定の準用

第29条 主約款の規定の準用

1. 総則

第1条 特約の締結および責任開始期

第2条 特約の保険期間

2. 保険金等の支払

第3条 保険金等の支払

第4条 保険金等の支払に関する補則

第5条 保険金等の定額分割支払および据置支払

第6条 保険金等の請求、支払時期および支払場所

3. 特約保険料の払込免除

第7条 特約保険料の払込免除

4. 特約保険料の払込および特約の失効

第8条 特約保険料の払込

第9条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱

第10条 特約の失効および消滅

5. 特約の復活

第11条 特約の復活

6. 特約の取消

第12条 詐欺による特約の取消

7. 告知義務および特約の解除

第13条 告知義務

第14条 告知義務違反による解除

第15条 特約を解除できない場合

第16条 重大事由による解除

8. 特約の解約

第17条 特約の解約

第18条 保険金等の受取人による保険契約の存続

9. 特約内容の変更

第19条 特約死亡保険金額の減額

10. 払戻金

第20条 解約払戻金

11. 特約の更新

第21条 特約の更新

12. 保険金等の受取人の変更

第22条 会社への通知による保険金等の受取人の変更

第23条 遺言による特約死亡保険金受取人の変更

第24条 特約死亡保険金受取人の死亡

13. 特約死亡保険金受取人の代表者

第25条 特約死亡保険金受取人の代表者

14. 契約者配当

第26条 契約者配当

15. 削除

第27条 削除

16. 管轄裁判所

第28条 管轄裁判所

定期保険特約（α）

（この特約の内容）

この特約は、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。

名称	給付の概要	給付の額
特約死亡保険金	被保険者が、この特約の保険期間中に死亡したときにお支払いします。	特約死亡保険金額
特約高度障害給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、この特約の責任開始期以後の原因により所定の高度障害状態に該当したときにお支払いします。	特約死亡保険金額と同額
特約保険料の払込免除	被保険者が、この特約の保険期間中に、この特約の責任開始期以後の原因により所定の状態に該当したときに、その後の特約保険料の払込を免除します。	

1. 総則

第1条（特約の締結および責任開始期）

- ① この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後であっても、保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約を主契約に中途付加することができます。この場合、保険契約者は、会社の定める方法で計算したこの特約に対する第1回保険料を、会社の指定した日までに払い込んでください。
- ③ この特約の責任開始期は、つぎのとおりとします。
 1. 第1項の規定によりこの特約を付加した場合
主契約の責任開始期
 2. 前項の規定によりこの特約を中途付加した場合
会社がこの特約の第1回保険料を受け取った時（被保険者に対する告知前に受け取った場合には、その告知の時）
- ④ 第2項の規定によって、この特約を主契約に中途付加したときは、保険証券の交付は行なわず、書面により保険契約者に通知します。

第2条（特約の保険期間）

- ① この特約の保険期間は、前条第1項または第2項の規定により、この特約を主契約に付加した日から次項に定める満了日までとします。
- ② この特約の保険期間の満了日は、主契約の保険期間の満了日をこえないものとし、かつ、会社の取扱範囲内とします。この場合、主契約の年単位の契約応当日の前日を、この特約の保険期間の満了日とします。

2. 保険金等の支払

第3条（保険金等の支払）

この特約において支払う特約死亡保険金または特約高度障害給付金（以下「保険金等」といいます。）は、つぎの表のとおりです。

名称	保険金等を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払金額	受取人	支払事由に該当しても保険金等を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
特約死亡保険金	被保険者が、この特約の保険期間中に死亡したとき	特約死亡保険金額	特約死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき 1. この特約の責任開始期（復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始期。以下、同様とします。）の属する日からその日を含めて2年以内の自殺 2. 保険契約者の故意。ただし、被保険者の自殺に該当するものを除きます。 3. 特約死亡保険金受取人の故意。ただし、被保険者の自殺または前号に該当するものを除きます。 4. 戦争その他の変乱
特約高度障害給付金	被保険者が、この特約の責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害により、この特約の保険期間中に高度障害状態（別表2）（以下「高度障害状態」といいます。）に該当したとき。この場合、この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態にこの特約の責任開始期以後の疾病または傷害（この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のない疾病または傷害に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含むものとします。	特約死亡保険金額と同額	被保険者	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき 1. 保険契約者の故意 2. 被保険者の故意または重大な過失 3. 被保険者の犯罪行為 4. 戦争その他の変乱

第4条（保険金等の支払に関する補則）

- ① 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、被保険者が死亡したときに準じて取り扱います。
- ② 特約高度障害給付金が支払われた場合には、被保険者が前条に定める特約高度障害給付金の支払事由に該当した時にさかのぼってこの特約は消滅したものとします。
- ③ 特約高度障害給付金を支払う前に、特約死亡保険金の支払請求を受け、特約死亡保険金が支払われるときは、会社は、特約高度障害給付金を支払いません。
- ④ 特約高度障害給付金が支払われた場合には、その支払の後に特約死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ⑤ 被保険者がこの特約の保険期間の満了日に、高度障害状態のうち回復の見込がないことのみが明らかでない状態のために、特約高度障害給付金が支払われない場合で、この特約の保険期間の満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには特約高度障害給付金を支払います。
- ⑥ 保険契約者および特約死亡保険金受取人が同一の法人である場合には、前条の規定にかかわらず、特約高度障害給付金の受取人はその法人とします。
- ⑦ 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の特約死亡保険金受取人に支払い、会社の定める方法に基づいて、この特約の保険料が払い込まれた年月数により計算した責任準備金（以下「責任準備金」といいます。）のうち、支払われない特約死亡保険金に対応する部分の責任準備金を保険契約者に支払います。
- ⑧ 被保険者が戦争その他の変乱により死亡したまたは高度障害状態に該当した場合でも、その原因により死亡したまたは高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、保険金等の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑨ 免責事由に該当したことにより特約死亡保険金が支払われないときは、会社は、責任準備金を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときには、支払いません。
- ⑩ 前条の支払事由の規定にかかわらず、被保険者が、この特約の責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として前条に定める特約高度障害給付金の支払事由に該当したとき（第5項の規定により特約高度障害給付金を支払う場合を含みます。）は、つぎの各号に定めるとおり取り扱います。
 1. この特約の締結（第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定による中途付加の場合を含みます。以下、同様とします。）または復活の際に、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実に基づいて承諾

した場合には、その承諾した範囲内で特約高度障害給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。

2. その疾病について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察、検査、治療または投薬を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドック検診において異常（要経過観察、要再検査、要精密検査または要治療を含みます。）の指摘を受けたことがない場合には、特約高度障害給付金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第5条（保険金等の定額分割支払および据置支払）

保険契約者（保険金等の支払事由発生後は、その受取人）から請求があった場合には、会社の取扱範囲内で、保険金等の一時支払にかえて定額分割支払または据置支払の取扱をします。

第6条（保険金等の請求、支払時期および支払場所）

- ① 保険金等の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者、被保険者またはその受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 保険金等の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかに請求書類（別表1）を会社に提出して、その請求をしてください。
- ③ 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および特約死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約に付加されている特約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、保険金等の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
 1. 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 2. 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 3. 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類
- ④ 保険金等は、第2項の請求書類（別表1）が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ⑤ 保険金等を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時から保険金等請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第2項の請求書類（別表1）が会社に到達した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
 1. 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 保険金等の支払事由に該当する事実の有無
 2. 保険金等の免責事由に該当する可能性がある場合 保険金等の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合 会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約または主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める重大事由、詐欺もしくは不法取得目的に該当する可能性がある場合 前2号に定める事項、第16条（重大事由による解除）第1項第4号ア. からオ. までは該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは特約死亡保険金受取人のこの特約の締結の目的もしくは保険金等請求の意図に関するこの特約の締結時から保険金等請求時までにおける事実
- ⑥ 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第2項の請求書類（別表1）が会社に到達した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または特約死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90日
- ⑦ 前2項の場合、会社は保険金等を請求した者に通知します。
- ⑧ 第5項および第6項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。

3. 特約保険料の払込免除

第7条（特約保険料の払込免除）

- ① 主契約について保険料の払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。ただし、この特約に基づく保険金または給付金が支払われることとなるときは、この特約の保険料の払込を免除しません。

- ② 特約保険料の払込が免除された場合には、以後、払込期月の契約応当日ごとに所定の特約保険料の払込があったものとして取り扱います。
- ③ 特約保険料の払込が免除された特約については、「9. 特約内容の変更」は取り扱いません。
- ④ 特約保険料の払込が免除されたときは、保険証券に裏書します。

4. 特約保険料の払込および特約の失効

第8条（特約保険料の払込）

- ① この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料前納の場合も同様とします。
- ② 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約はその保険料の払込期月の契約応当日から将来に向かって解約されたものとします。
- ③ 保険料（主契約の保険料、主契約に付加されている他の特約の保険料およびこの特約保険料とします。以下、本条および次条において同様とします。）が払い込まれないまま払込期月の契約応当日以後末日までに保険金等の支払事由が生じた場合には、その支払うべき金額から未払込の保険料を差し引きます。

第9条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

保険料払込の猶予期間中に保険金等の支払事由が生じた場合には、その支払うべき金額から未払込の保険料を差し引きます。

第10条（特約の失効および消滅）

- ① 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。
- ② 主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は消滅したものとみなします。
- ③ 前2項の場合、保険契約者は、この特約の解約払戻金（主契約の責任準備金が支払われるときは、この特約の責任準備金）があるときには、これを請求することができます。

5. 特約の復活

第11条（特約の復活）

- ① 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。ただし、この特約の解約払戻金を請求した場合には、この特約は復活できません。
- ② 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

6. 特約の取消

第12条（詐欺による特約の取消）

保険契約者、被保険者または特約死亡保険金受取人の詐欺によってこの特約を締結または復活したときは、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

7. 告知義務および特約の解除

第13条（告知義務）

この特約の締結または復活の際、支払事由および特約保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知してください。

第14条（告知義務違反による解除）

- ① 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、前条の規定により会社が告知を求めた事項について事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ② 会社は、保険金等の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定により、この特約を解除することができます。
- ③ 前項の場合には、会社は、保険金等の支払または特約保険料の払込免除を行いません。また、すでに保険金等の支払または特約保険料の払込免除を行っていたときは、会社は、保険金等の返還を請求し、または、払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、保険金等の支払事由または特約保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または特約死亡保険金受取人が証明したときは、会社は、保険金等の支払または特約保険料の払込免除を行いません。
- ④ 第1項または第2項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または特約死亡保険金受取人に通知をします。
- ⑤ この特約を解除した場合は、解約払戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第15条（特約を解除できない場合）

- ① 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条の規定によるこの特約の解除をすることはできません。

1. 会社が、この特約の締結または復活の際に、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失によって知らなかったとき
 2. 会社のためにこの特約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のためにこの特約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
 5. この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、2年以内に解除の原因となる事実に基づいて特約高度障害給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じていた場合を除きます。
- ② 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第16条（重大事由による解除）

- ① 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
1. 保険契約者または特約死亡保険金受取人が、特約死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 2. 保険契約者または被保険者が、この特約の特約高度障害給付金または特約保険料の払込免除を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 3. この特約の保険金等または特約保険料の払込免除の請求に関し、保険契約者または保険金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 4. 保険契約者、被保険者または特約死亡保険金受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ. 保険契約者または特約死亡保険金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または特約死亡保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または特約死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前4号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 会社は、保険金等の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によりこの特約を解除することができます。
- ③ 前項の場合には、会社は、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または払込免除事由による保険金等（第1項第4号のみに該当した場合で、第1項第4号ア. からオ. までに該当した者が特約死亡保険金受取人のみであり、その特約死亡保険金受取人が特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約死亡保険金をいいます。以下、本項において同様とします。）の支払または特約保険料の払込免除を行ないません。また、この場合に、すでに保険金等の支払または特約保険料の払込免除を行っていたときは、会社は、保険金等の返還を請求し、または、払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ④ 第1項または第2項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または特約死亡保険金受取人に通知をします。
- ⑤ この特約を解除した場合は、解約払戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
- ⑥ 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によってこの特約を解除した場合で、特約死亡保険金の一部の受取人に対して第3項の規定を適用し特約死亡保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約死亡保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

8. 特約の解約

第17条（特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、解約払戻金があるときは、第20条（解約払戻金）第1項の解約払戻金を請求することができます。

第18条（保険金等の受取人による保険契約の存続）

- ① 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時にいてつぎの各号のすべてを満たす保険金等の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（会社が債権者等に支払った金額がある場合は、その金額を差し引いた金額とします。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
1. 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 2. 保険契約者でないこと
- ③ 前項の通知をするときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- ④ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、特約死亡保険金の支払事由が生じ、会社が特約死亡保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、特約死亡保険金受取人に支払います。
- ⑤ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、特約高度障害給付金の支払事由が生じ、会社が特約高度障害給付金を支払うべきときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
1. 第2項本文の金額が当該支払うべき金額以下の場合、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額があるときは、これを特約高度障害給付金の受取人に支払います。
 2. 第2項本文の金額が当該支払うべき金額を上回る場合は、つぎのア. からウ. に定めるとおり取り扱います。
 - ア. 会社は、当該支払うべき金額を債権者等に支払います。
 - イ. 会社は、第1項の解約の効力が生じた日に、解約の効力が生じたことにより会社が支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。
 - ウ. 解約の効力が生じたことにより会社が支払うべき金額からイ. の規定により債権者等に支払った金額を差し引いた残額があるときは、これを保険契約者に支払います。

9. 特約内容の変更

第19条（特約死亡保険金額の減額）

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、特約死亡保険金額を減額することができます。ただし、減額後の特約死亡保険金額が会社の定める額に満たないときは、特約死亡保険金額の減額を取り扱いません。
- ② 保険契約者が特約死亡保険金額の減額を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- ③ 特約死亡保険金額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。
- ④ 特約死亡保険金額の減額の効力は、会社が承認した時から生じます。
- ⑤ 特約死亡保険金額が減額されたときは、保険証券に裏書します。

10. 払戻金

第20条（解約払戻金）

- ① 解約払戻金は、会社の定める方法に基づいて、保険料が払い込まれた年月数により計算します。
- ② 保険契約者が解約払戻金を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- ③ この特約が解約されたときは、保険証券に裏書します。
- ④ 解約払戻金は、第2項の請求書類（別表1）が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。

11. 特約の更新

第21条（特約の更新）

- ① この特約の保険期間が満了するときは、保険契約者がこの特約の保険期間の満了日の2週間前までに特に申し出ない限り、この特約は、この特約の保険期間の満了日の翌日（以下、本条において「特約更新日」といいます。）に更新して継続されます。
- ② 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、この特約は更新されません。
 1. 更新後のこの特約（以下、本条において「更新後特約」といいます。）の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が、会社の定める年齢をこえるとき
 2. 更新前のこの特約（以下、本条において「更新前特約」といいます。）の保険期間が一定年齢を満期とする歳満期であるとき
 3. 更新前特約の保険期間の満了日までの保険料が払い込まれていないとき
 4. 特約更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき
- ③ 更新後特約の保険期間は、更新前特約の保険期間と同じとします。ただし、前項第1号に該当する場合には、保険期間を短縮して更新します。
- ④ 前項の規定にかかわらず、この特約は、会社の取扱範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。
- ⑤ 更新後特約の特約死亡保険金額は、更新前特約の特約死亡保険金額と同額とします。
- ⑥ 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、更新の際に会社の取扱範囲内で、特約死亡保険金額を変更することができます。この場合には、第1項の規定にかかわらず、更新前特約の保険期間の満了日の2か月前までに申し出てください。
- ⑦ この特約の保険料の払込が免除された場合で、第1項の規定により更新されるときは、前項の規定にかかわらず、

特約死亡保険金額の変更は取り扱いません。

- ⑧ 更新後特約の保険料は、特約更新日における被保険者の年齢により計算します。
- ⑨ 更新後特約の第1回保険料は、特約更新日の属する月の末日までに払い込んでください。
- ⑩ 前項の場合、つぎの各号に関する規定を準用します。
 - 1. 第8条（特約保険料の払込）第3項
 - 2. 第9条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）
 - 3. 主約款の「保険料払込の猶予期間」
- ⑪ 第9項の更新後特約の第1回保険料が猶予期間満了日までに払い込まれなかったときには、この特約は更新されなかったものとして扱います。
- ⑫ 更新後特約については、新たな保険証券の交付は行わず、更新完了通知書を交付します。
- ⑬ この特約が更新された場合には、保険金等の支払、保険金等の支払に関する補則、特約保険料の払込免除、詐欺による特約の取消、告知義務、告知義務違反による解除および特約を解除できない場合に関する規定の適用に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。
- ⑭ 更新後特約の解約払戻金は、特約更新日以降の保険料が払い込まれた年月数により計算します。
- ⑮ 更新後特約においては、特約更新日におけるこの特約の特約条項および保険料率を適用します。
- ⑯ 第2項第4号の規定により、この特約が更新されない場合には、会社の定める他の特約に変更し、本条の取扱に準じて更新を取り扱います。
- ⑰ 会社の定める他の特約からこの特約へ更新する場合には、本条の取扱に準じて更新を取り扱います。

12. 保険金等の受取人の変更

第22条（会社への通知による保険金等の受取人の変更）

- ① 保険契約者は、特約死亡保険金の支払事由が生じるまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により特約死亡保険金受取人を変更することができます。
- ② 特約高度障害給付金の受取人は、被保険者（第4条（保険金等の支払に関する補則）第6項の場合は保険契約者および特約死亡保険金受取人と同一の法人）以外の者に変更することはできません。
- ③ 前項の規定にかかわらず、第1項または主約款に定める保険契約者の変更の規定により、保険契約者および特約死亡保険金受取人が同一の法人となる場合には、特約高度障害給付金の受取人をその法人とします。
- ④ 第1項の通知をするときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に裏書します。
- ⑤ 第1項の通知が会社に到達した場合には、特約死亡保険金受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、第1項の通知が会社に到達する前に変更前の特約死亡保険金受取人に特約死亡保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の特約死亡保険金受取人から特約死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第23条（遺言による特約死亡保険金受取人の変更）

- ① 前条に定めるほか、保険契約者は、特約死亡保険金の支払事由が生じるまでは、法律上有効な遺言により、特約死亡保険金受取人を変更することができます。
- ② 前項の特約死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- ③ 前2項による特約死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- ④ 前項の通知をするときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に裏書します。

第24条（特約死亡保険金受取人の死亡）

- ① 特約死亡保険金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を特約死亡保険金受取人とします。
- ② 前項の規定により特約死亡保険金受取人となった者が死亡した場合には、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により特約死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の特約死亡保険金受取人を特約死亡保険金受取人とします。
- ③ 前2項の規定により特約死亡保険金受取人となったものが2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

13. 特約死亡保険金受取人の代表者

第25条（特約死亡保険金受取人の代表者）

- ① 特約死亡保険金受取人が2人以上いるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の特約死亡保険金受取人を代理するものとします。
- ② 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が特約死亡保険金受取人の1人に対して行った行為は、他の者に対しても効力を生じます。

14. 契約者配当

第26条（契約者配当）

この特約の契約者配当はありません。

15. 削除

第27条 削除

16. 管轄裁判所

第28条（管轄裁判所）

この特約における保険金等または特約保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

17. 主約款の規定の準用

第29条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

別表1 請求書類

	項目	請求書類
1	特約死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書 (3) 被保険者の住民票 (ただし、住民票で事実の確認ができない場合は戸籍抄本) (4) 特約死亡保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証
2	特約高度障害給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票 (ただし、被保険者と受取人が同一の場合は不要) (4) 特約高度障害給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証
3	特約の解約 (解約払戻金)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 最終の保険料領収証
4	保険金等の受取人による保険 契約の存続	(1) 会社所定の通知書 (2) 保険金等の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類
5	特約内容の変更 特約死亡保険金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 最終の保険料領収証
6	会社への通知による保険金等 の受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 最終の保険料領収証
7	遺言による特約死亡保険金受 取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 法律上有効な遺言書の写し (3) 相続人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 保険証券
<p>会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類のうち不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。</p>		

別表2 対象となる高度障害状態

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの |
|---|

備考（別表2）

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となりその回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

定期保険特約 (α) 解約払戻金額例表

(特約死亡保険金額100万円につき)

男 性		更 新 の 時 に お け る 被 保 険 者 の 年 齢													
特約の 保 險 期 間	経 過 年 数	5歳	10歳	15歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳
	年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,300	9,300
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,500	4,300	11,300	22,500
	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,800	4,300	8,200	17,900	33,400
	4	0	0	0	0	0	0	0	0	100	3,600	6,300	11,100	22,800	41,400
	5	0	0	0	0	0	0	0	0	1,000	4,800	7,400	13,000	25,800	46,300
	7	0	0	0	0	0	0	0	500	2,000	5,300	7,600	13,100	24,900	44,200
	9	0	0	0	0	0	0	100	400	1,200	2,700	3,700	6,500	12,100	21,500

女 性		更 新 の 時 に お け る 被 保 険 者 の 年 齢													
特約の 保 險 期 間	経 過 年 数	5歳	10歳	15歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳
	年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,200
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,700	11,200
	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,800	7,500	17,800
	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	3,600	10,400	22,800
	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,000	4,900	12,300	25,800
	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	600	1,800	5,600	12,400	24,900
	9	0	0	0	0	0	0	0	0	200	500	1,200	2,900	6,200	12,100

※経過年数とは、保険料を払い込んだ年数をいいます。

※解約払戻金額は、保険期間の満了時に0となります。

養老保険特約（α） 目次

（この特約の内容）

1. 総則

第1条 特約の締結および責任開始期

第2条 特約の保険期間

2. 保険金等の支払

第3条 保険金等の支払

第4条 保険金等の支払に関する補則

第5条 保険金等の定額分割支払および据置支払

第6条 保険金等の請求、支払時期および支払場所

3. 特約保険料の払込免除

第7条 特約保険料の払込免除

4. 特約保険料の払込および特約の失効

第8条 特約保険料の払込

第9条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱

第10条 特約の失効および消滅

5. 特約の復活

第11条 特約の復活

6. 特約の取消

第12条 詐欺による特約の取消

7. 告知義務および特約の解除

第13条 告知義務

第14条 告知義務違反による解除

第15条 特約を解除できない場合

第16条 重大事由による解除

8. 特約の解約

第17条 特約の解約

第18条 特約死亡保険金または特約高度障害給付金の受取人による保険契約の存続

9. 特約内容の変更

第19条 特約満期保険金額の減額

10. 払戻金

第20条 解約払戻金

11. 特約の更新

第21条 特約の更新

12. 保険金等の受取人の変更

第22条 会社への通知による保険金等の受取人の変更

第23条 遺言による特約保険金受取人の変更

第24条 特約保険金受取人の死亡

13. 特約保険金受取人の代表者

第25条 特約保険金受取人の代表者

14. 契約者配当

第26条 契約者配当

15. 削除

第27条 削除

16. 管轄裁判所

第28条 管轄裁判所

17. 主約款の規定の準用

第29条 主約款の規定の準用

養老保険特約（α）

（この特約の内容）

この特約は、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。

名称	給付の概要	給付の額
特約満期保険金	被保険者が、この特約の保険期間の満了時まで生存したときにお支払いします。	特約満期保険金額
特約死亡保険金	被保険者が、この特約の保険期間中に死亡したときにお支払いします。	特約満期保険金額と同額
特約高度障害給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、この特約の責任開始期以後の原因により所定の高度障害状態に該当したときにお支払いします。	特約満期保険金額と同額
特約保険料の払込免除	被保険者が、この特約の保険期間中に、この特約の責任開始期以後の原因により所定の状態に該当したときに、その後の特約保険料の払込を免除します。	/

1. 総則

第1条（特約の締結および責任開始期）

- ① この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後であっても、保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約を主契約に中途付加することができます。この場合、保険契約者は、会社の定める方法で計算したこの特約に対する第1回保険料を、会社の指定した日までに払い込んでください。
- ③ この特約の責任開始期は、つぎのとおりとします。
 1. 第1項の規定によりこの特約を付加した場合
主契約の責任開始期
 2. 前項の規定によりこの特約を中途付加した場合
この特約に対する第1回保険料を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）
- ④ 第2項の規定によって、この特約を主契約に中途付加したときは、保険証券の交付は行なわず、書面により保険契約者に通知します。

第2条（特約の保険期間）

- ① この特約の保険期間は、前条第1項または第2項の規定により、この特約を主契約に付加した日から次項に定める満了日までとします。
- ② この特約の保険期間の満了日は、主契約の保険期間の満了日をこえないものとし、かつ、会社の取扱範囲内とします。この場合、主契約の年単位の契約応当日の前日を、この特約の保険期間の満了日とします。

2. 保険金等の支払

第3条（保険金等の支払）

この特約において支払う特約満期保険金、特約死亡保険金または特約高度障害給付金（以下「保険金等」といいます。）は、つぎの表のとおりです。

名称	保険金等を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払金額	受取人	支払事由に該当しても保険金等を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
特約満期保険金	被保険者が、この特約の保険期間の満了時まで生存したとき	特約満期保険金額	特約満期保険金受取人	—
特約死亡保険金	被保険者が、この特約の保険期間中に死亡したとき	特約満期保険金額と同額	特約死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき 1. この特約の責任開始期（復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始期。以下、同様とします。）の属する日からその日を含めて2年以内の自殺 2. 保険契約者の故意。ただし、被保険者の自殺に該当する場合を除きます。 3. 特約死亡保険金受取人の故意。ただし、被保険者の自殺または前号に該当する場合を除きます。 4. 戦争その他の変乱
特約高度障害給付金	被保険者が、この特約の責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害により、この特約の保険期間中に高度障害状態（別表2）（以下「高度障害状態」といいます。）に該当したとき。この場合、この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態にこの特約の責任開始期以後の疾病または傷害（この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のない疾病または傷害に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含むものとします。	特約満期保険金額と同額	被保険者	つぎのいずれかにより左記の支払事由に該当したとき 1. 保険契約者の故意 2. 被保険者の故意または重大な過失 3. 被保険者の犯罪行為 4. 戦争その他の変乱

第4条（保険金等の支払に関する補則）

- ① 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、被保険者が死亡したときに準じて取り扱います。
- ② 特約高度障害給付金が支払われた場合には、被保険者が前条に定める特約高度障害給付金の支払事由に該当した時にさかのぼってこの特約は消滅したものとします。
- ③ 特約高度障害給付金を支払う前に、特約死亡保険金の支払請求を受け、特約死亡保険金が支払われるときは、会社は、特約高度障害給付金を支払いません。
- ④ 特約高度障害給付金が支払われた場合には、その支払の後に特約死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ⑤ 被保険者がこの特約の保険期間の満了日に、高度障害状態のうち回復の見込がないことのみが明らかでない状態のために、特約高度障害給付金が支払われない場合で、この特約の保険期間の満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには特約高度障害給付金を支払います。
- ⑥ 保険契約者、特約満期保険金受取人および特約死亡保険金受取人が同一の法人である場合には、前条の規定にかかわらず、特約高度障害給付金の受取人はその法人とします。
- ⑦ 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の特約死亡保険金受取人に支払い、会社の定める方法に基づいて、この特約の保険料が払い込まれた年月数により計算した責任準備金（以下「責任準備金」といいます。）のうち、支払われない特約死亡保険金に対応する部分の責任準備金を保険契約者に支払います。
- ⑧ 被保険者が戦争その他の変乱により死亡したまたは高度障害状態に該当した場合でも、その原因により死亡したまたは高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社

は、その程度に応じ、特約死亡保険金または特約高度障害給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

- ⑨ 免責事由に該当したことにより特約死亡保険金が支払われないときは、会社は、責任準備金を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときには、支払いません。
- ⑩ 前条の支払事由の規定にかかわらず、被保険者が、この特約の責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として前条に定める特約高度障害給付金の支払事由に該当したとき（第5項の規定により特約高度障害給付金を支払う場合を含みます。）は、つぎの各号に定めるとおり取り扱います。
 1. この特約の締結（第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定による中途付加の場合を含みます。以下、同様とします。）または復活の際に、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実に基づいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で特約高度障害給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その疾病について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察、検査、治療または投薬を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドック検診において異常（要経過観察、要再検査、要精密検査または要治療を含みます。）の指摘を受けたことがない場合には、特約高度障害給付金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第5条（保険金等の定額分割支払および据置支払）

保険契約者（保険金等の支払事由発生後は、その受取人）から請求があった場合には、会社の取扱範囲内で、保険金等の一時支払にかえて定額分割支払または据置支払の取扱をします。

第6条（保険金等の請求、支払時期および支払場所）

- ① 特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者、被保険者またはその受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 特約保険金（特約満期保険金または特約死亡保険金をいいます。以下、同様とします。）または特約高度障害給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかに請求書類（別表1）を会社に提出して、その請求をしてください。
- ③ 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および特約死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約に付加されている特約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、特約死亡保険金または特約高度障害給付金の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
 1. 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 2. 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 3. 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類
- ④ 保険金等は、第2項の請求書類（別表1）が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ⑤ 保険金等を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時から保険金等請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第2項の請求書類（別表1）が会社に到達した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
 1. 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 保険金等の支払事由に該当する事実の有無
 2. 特約死亡保険金または特約高度障害給付金の免責事由に該当する可能性がある場合 特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合 会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約または主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める重大事由、詐欺もしくは不法取得目的に該当する可能性がある場合 前2号に定める事項、第16条（重大事由による解除）第1項第4号ア。からオ。までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金受取人のこの特約の締結の目的もしくは保険金等の請求の意図に関する保険金等の締結時から保険金等請求時までにおける事実
- ⑥ 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第2項の請求書類（別表1）が会社に到達した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または特約保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90日

- ⑦ 前2項の場合、会社は保険金等を請求した者に通知します。
- ⑧ 第5項および第6項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。

3. 特約保険料の払込免除

第7条（特約保険料の払込免除）

- ① 主契約について保険料の払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。ただし、この特約に基づく保険金または給付金が支払われることとなるときは、この特約の保険料の払込を免除しません。
- ② 特約保険料の払込が免除された場合には、以後、払込期月の契約応当日ごとに所定の特約保険料の払込があったものとして取り扱います。
- ③ 特約保険料の払込が免除された特約については、「9. 特約内容の変更」は取り扱いません。
- ④ 特約保険料の払込が免除されたときは、保険証券に裏書します。

4. 特約保険料の払込および特約の失効

第8条（特約保険料の払込）

- ① この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料前納の場合も同様とします。
- ② 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約はその保険料の払込期月の契約応当日から将来に向かって解約されたものとします。
- ③ 保険料（主契約の保険料、主契約に付加されている他の特約の保険料およびこの特約の保険料とします。以下、本条および次条において同様とします。）が払い込まれないまま払込期月の契約応当日以後末日までに保険金等の支払事由が生じた場合には、その支払うべき金額から未払込の保険料を差し引きます。

第9条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

保険料払込の猶予期間中に、保険金等の支払事由が生じた場合には、その支払うべき金額から未払込の保険料を差し引きます。

第10条（特約の失効および消滅）

- ① 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。
- ② 主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は消滅したものとみなします。
- ③ 前2項の場合、保険契約者は、この特約の解約払戻金（主契約の責任準備金が支払われるときは、この特約の責任準備金）があるときには、これを請求することができます。

5. 特約の復活

第11条（特約の復活）

- ① 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。ただし、この特約の解約払戻金を請求した場合には、この特約は復活できません。
- ② 会社がこの特約の復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

6. 特約の取消

第12条（詐欺による特約の取消）

保険契約者、被保険者または特約死亡保険金受取人の詐欺によってこの特約を締結または復活したときは、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

7. 告知義務および特約の解除

第13条（告知義務）

会社が、この特約の締結または復活の際、支払事由および特約保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知してください。

第14条（告知義務違反による解除）

- ① 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、前条の規定により会社が告知を求めた事項について事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ② 会社は、特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定により、この特約を解除することができます。
- ③ 前項の場合には、会社は、特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払または特約保険料の払込免除を行な

いません。また、すでに特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払または特約保険料の払込免除を行っていたときは、会社は、特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の返還を請求し、または、払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または特約死亡保険金受取人が証明したときは、会社は、特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払または特約保険料の払込免除を行ないます。

- ④ 第1項または第2項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または特約死亡保険金受取人に通知をします。
- ⑤ この特約を解除した場合は、解約払戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第15条（特約を解除できない場合）

- ① 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条の規定によるこの特約の解除をすることはできません。
 1. 会社が、この特約の締結または復活の際に、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失によって知らなかったとき
 2. 会社のためにこの特約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のためにこの特約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
 5. この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、2年以内に解除の原因となる事実に基づいて特約高度障害給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じていた場合を除きます。
- ② 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第16条（重大事由による解除）

- ① 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 1. 保険契約者または特約死亡保険金受取人が、特約死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 2. 保険契約者または被保険者が、この特約の特約高度障害給付金または特約保険料の払込免除を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 3. この特約の特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金または特約保険料の払込免除の請求に関し、保険契約者、特約死亡保険金受取人または特約高度障害給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 4. 保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ. 保険契約者または特約保険金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または特約保険金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前4号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 会社は、保険金等の支払事由または払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によりこの特約を解除することができます。
- ③ 前項の場合には、会社は、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または払込免除事由による保険金等（第1項第4号のみに該当した場合で、第1項第4号ア. からオ. までに該当した者が特約保険金受取人のみであり、その特約保険金受取人が特約保険金の一部の受取人であるときは、特約保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約保険金をいいます。以下、本項において同様とします。）の支払または特約保険料の払込免除を行ないません。また、この場合に、すでに保険金等の支払または特約保険料の払込免除を行っていたときは、会社は、保険金等の返還を請求し、または、払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ④ 第1項または第2項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な事由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または特約保険金受取人に通知をします。
- ⑤ この特約を解除した場合は、解約払戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
- ⑥ 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によってこの特約を解除した場合で、特約保険金の一部の受取人に対して第3項の規定を適用し特約保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約保険金に対応する部

分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

8. 特約の解約

第17条（特約の解約）

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、第20条（解約払戻金）第1項の解約払戻金を請求することができます。
- ② この特約が解約されたときは、保険証券に裏書します。

第18条（特約死亡保険金または特約高度障害給付金の受取人による保険契約の存続）

- ① 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に つぎの各号のすべてを満たす特約死亡保険金または特約高度障害給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（会社が債権者等に支払った金額がある場合は、その金額を差し引いた金額とします。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 1. 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 2. 保険契約者でないこと
- ③ 前項の通知をするときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- ④ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、特約死亡保険金の支払事由が生じ、会社が特約死亡保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、特約死亡保険金受取人に支払います。
- ⑤ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、特約満期保険金または特約高度障害給付金の支払事由が生じ、会社が特約満期保険金または特約高度障害給付金を支払うべきときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 1. 第2項本文の金額が当該支払うべき金額以下の場合は、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額があるときは、これを特約満期保険金または特約高度障害給付金の受取人に支払います。
 2. 第2項本文の金額が当該支払うべき金額を上回る場合は、つぎのア. からウ. に定めるとおり取り扱います。
 - ア. 会社は、当該支払うべき金額を債権者等に支払います。
 - イ. 会社は、第1項の解約の効力が生じた日に、解約の効力が生じたことにより会社が支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。
 - ウ. 解約の効力が生じたことにより会社が支払うべき金額からイ. の規定により債権者等に支払った金額を差し引いた残額があるときは、これを保険契約者に支払います。

9. 特約内容の変更

第19条（特約満期保険金額の減額）

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、特約満期保険金額を減額することができます。ただし、減額後の特約満期保険金額が会社の定める額に満たないときは、特約満期保険金額の減額を取り扱いません。
- ② 保険契約者が特約満期保険金額の減額を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- ③ 特約満期保険金額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。
- ④ 特約満期保険金額の減額の効力は、会社が承認した時から生じます。
- ⑤ 特約満期保険金額が減額されたときは、保険証券に裏書します。

10. 払戻金

第20条（解約払戻金）

- ① 解約払戻金は、会社の定める方法に基づいて、保険料が払い込まれた年月数により計算します。
- ② 保険契約者が解約払戻金を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- ③ 解約払戻金は、前項の請求書類（別表1）が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。

11. 特約の更新

第21条（特約の更新）

- ① この特約の保険期間が満了するときは、保険契約者がこの特約の保険期間の満了日の2週間前までに特に申し出ない限り、この特約は、この特約の保険期間の満了日の翌日（以下、本条において「特約更新日」といいます。）に更新して継続されます。
- ② 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、この特約は更新されません。
 1. 更新後のこの特約（以下、本条において「更新後特約」といいます。）の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が、会社の定める年齢をこえるとき

2. 更新前のこの特約（以下、本条において「更新前特約」といいます。）の保険期間が一定年齢を満期とする歳満期であるとき
3. 更新前特約の保険料の払込が免除されているとき
4. 更新前特約の保険期間の満了日までの保険料が払い込まれていないとき
5. 特約更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき
- ③ 更新後特約の保険期間は、更新前特約の保険期間と同じとします。
- ④ 更新後特約の特約満期保険金額は、更新前特約の特約満期保険金額と同額とします。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、更新の際に会社の取扱範囲内で、特約満期保険金額を変更することができます。この場合には、第1項の規定にかかわらず、更新前特約の保険期間の満了日の2か月前までに申し出てください。
- ⑥ 更新後特約の保険料は、特約更新日における被保険者の年齢により計算します。
- ⑦ 更新後特約の第1回保険料は、特約更新日の属する月の末日までに払い込んでください。
- ⑧ 前項の場合、つぎの各号に関する規定を準用します。
 1. 第8条（特約保険料の払込）第3項
 2. 第9条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）
 3. 主約款の「保険料払込の猶予期間」
- ⑨ 第7項の更新後特約の第1回保険料が猶予期間満了日までに払い込まれなかったときには、この特約は更新されなかったものとして扱います。
- ⑩ 更新後特約については、新たな保険証券の交付は行なわず、更新完了通知書を交付します。
- ⑪ この特約が更新された場合には、特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払、特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払に関する補則、特約保険料の払込免除、詐欺による特約の取消、告知義務、告知義務違反による解除および特約を解除できない場合に関する規定の適用に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。
- ⑫ 更新後特約の解約払戻金は、特約更新日以降の特約保険料が払い込まれた年月数により計算します。
- ⑬ 更新後特約においては、特約更新日におけるこの特約の特約条項および保険料率を適用します。
- ⑭ 第2項第5号の規定により、この特約が更新されない場合には、会社の定める他の特約に変更し、本条の取扱に準じて更新を取り扱います。
- ⑮ 会社の定める他の特約からこの特約へ更新する場合には、本条の取扱に準じて更新を取り扱います。

12. 保険金等の受取人の変更

第22条（会社への通知による保険金等の受取人の変更）

- ① 保険契約者は、特約満期保険金の支払事由が生じるまでは、会社に対する通知により特約満期保険金受取人を変更することができます。
- ② 保険契約者は、特約死亡保険金の支払事由が生じるまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により特約死亡保険金受取人を変更することができます。
- ③ 特約高度障害給付金の受取人は、被保険者（第4条（保険金等の支払に関する補則）第6項の場合は保険契約者、特約満期保険金受取人および特約死亡保険金受取人と同一の法人）以外の者に変更することはできません。
- ④ 前項の規定にかかわらず、第1項、第2項または主約款に定める保険契約者の変更の規定により、保険契約者、特約満期保険金受取人および特約死亡保険金受取人が同一の法人となる場合には、特約高度障害給付金の受取人をその法人とします。なお、第1項の規定により、保険契約者、特約満期保険金受取人および特約死亡保険金受取人が同一の法人となる場合には、第1項の規定による特約満期保険金受取人の変更の際に、被保険者の同意を要します。
- ⑤ 第1項または第2項の通知をするときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に裏書します。
- ⑥ 第1項または第2項の通知が会社に到達した場合には、特約保険金受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、第1項または第2項の通知が会社に到達する前に変更前の特約保険金受取人に特約保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の特約保険金受取人から特約保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第23条（遺言による特約保険金受取人の変更）

- ① 前条に定めるほか、保険契約者は、特約満期保険金の支払事由が生じるまでは、法律上有効な遺言により、特約満期保険金受取人を変更することができます。
- ② 前条に定めるほか、保険契約者は、特約死亡保険金の支払事由が生じるまでは、法律上有効な遺言により、特約死亡保険金受取人を変更することができます。
- ③ 前項の特約死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- ④ 前3項による特約満期保険金受取人または特約死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- ⑤ 前項の通知をするときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に裏書します。

第24条（特約保険金受取人の死亡）

- ① 特約保険金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を特約保険金受取人とします。
- ② 前項の規定により特約保険金受取人となった者が死亡した場合には、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により特約保険金受取人となった者のうち生存している他の特約保険金受取人を特約保険金受取人とします。

③ 前2項の規定により特約保険金受取人となったものが2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

13. 特約保険金受取人の代表者

第25条（特約保険金受取人の代表者）

- ① 特約保険金受取人が2人以上いるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の特約保険金受取人を代理するものとします。
- ② 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が特約保険金受取人の1人に対して行なった行為は、他の者に対しても効力を生じます。

14. 契約者配当

第26条（契約者配当）

この特約の契約者配当はありません。

15. 削除

第27条 削除

16. 管轄裁判所

第28条（管轄裁判所）

この特約における保険金等または特約保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

17. 主約款の規定の準用

第29条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

別表1 請求書類

	項目	請求書類
1	特約満期保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、住民票で事実の確認ができない場合は戸籍抄本） (3) 特約満期保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 保険証券 (5) 最終の保険料領収証
2	特約死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書 (3) 被保険者の住民票（ただし、住民票で事実の確認ができない場合は戸籍抄本） (4) 特約死亡保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証
3	特約高度障害給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、被保険者と受取人が同一の場合は不要） (4) 特約高度障害給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証
4	特約の解約 （解約払戻金）	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 最終の保険料領収証
5	特約死亡保険金または特約高度障害給付金の受取人による保険契約の存続	(1) 会社所定の通知書 (2) 特約死亡保険金または特約高度障害給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類
6	特約内容の変更 特約満期保険金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 最終の保険料領収証
7	会社への通知による保険金等の受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 最終の保険料領収証
8	遺言による特約保険金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 法律上有効な遺言書の写し (3) 相続人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 保険証券
<p>会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類のうち不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。</p>		

別表2 対象となる高度障害状態

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの |
|---|

備考（別表2）

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となりその回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

養老保険特約 (α) 解約払戻金額例表

(特約満期保険金額10万円につき)

男 性		更新の時ににおける被保険者の年齢													
特約の 保 険 期 間	経 過 年 数	5歳	10歳	15歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳
10 年	年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	7,690	7,700	7,690	7,640	7,660	7,670	7,660	7,650	7,620	7,590	7,520	7,370	7,260	7,040
	2	17,400	17,430	17,400	17,330	17,360	17,370	17,360	17,340	17,270	17,220	17,070	16,780	16,550	16,100
	3	27,250	27,280	27,230	27,150	27,190	27,200	27,190	27,150	27,060	26,970	26,750	26,350	25,990	25,290
	4	37,230	37,270	37,190	37,130	37,160	37,170	37,150	37,100	36,990	36,880	36,580	36,100	35,610	34,670
	5	47,350	47,380	47,290	47,240	47,270	47,280	47,250	47,190	47,070	46,930	46,580	46,060	45,450	44,290
	7	67,990	68,000	67,920	67,900	67,920	67,920	67,890	67,820	67,710	67,540	67,190	66,690	65,970	64,610
	9	89,190	89,180	89,160	89,150	89,160	89,150	89,130	89,100	89,040	88,940	88,770	88,510	88,080	87,270

女 性		更新の時ににおける被保険者の年齢													
特約の 保 険 期 間	経 過 年 数	5歳	10歳	15歳	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳
10 年	年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	7,690	7,690	7,690	7,690	7,680	7,680	7,680	7,670	7,650	7,620	7,590	7,540	7,490	7,380
	2	17,410	17,420	17,410	17,400	17,400	17,390	17,380	17,360	17,320	17,270	17,210	17,120	16,990	16,750
	3	27,260	27,270	27,260	27,250	27,240	27,240	27,220	27,190	27,140	27,060	26,970	26,840	26,630	26,230
	4	37,240	37,250	37,230	37,220	37,220	37,210	37,190	37,150	37,090	36,990	36,870	36,710	36,420	35,850
	5	47,360	47,370	47,350	47,340	47,330	47,320	47,290	47,250	47,180	47,070	46,940	46,740	46,370	45,650
	7	68,000	68,000	67,980	67,970	67,970	67,960	67,930	67,890	67,820	67,720	67,570	67,350	66,910	66,010
	9	89,190	89,190	89,180	89,180	89,180	89,170	89,160	89,130	89,100	89,050	88,970	88,840	88,570	88,010

※経過年数とは、保険料を払い込んだ年数をいいます。

※解約払戻金額は、保険期間の満了時に0となります。

介護保障特約（α） 目次

(この特約の内容)	16. 管轄裁判所 第28条 管轄裁判所
1. 総則	17. 主約款の規定の準用 第29条 主約款の規定の準用
第1条 特約の締結および責任開始期	
第2条 特約の保険期間	18. 特則 第30条 II型の特約の保険期間の変更に関する特則 第31条 保険金等の年金払に関する特則
2. 保険金等の支払	
第3条 保険金等の支払	
第4条 保険金等の支払に関する補則	
第5条 保険金等の据置支払	
第6条 保険金等の請求、支払時期および支払場所	
3. 特約保険料の払込免除	
第7条 特約保険料の払込免除	
4. 特約保険料の払込および特約の失効	
第8条 特約保険料の払込	
第9条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱	
第10条 特約の失効および消滅	
5. 特約の復活	
第11条 特約の復活	
6. 特約の取消	
第12条 詐欺による特約の取消	
7. 告知義務および特約の解除	
第13条 告知義務	
第14条 告知義務違反による解除	
第15条 特約を解除できない場合	
第16条 重大事由による解除	
8. 特約の解約	
第17条 特約の解約	
第18条 保険金等の受取人による保険契約の存続	
9. 特約内容の変更	
第19条 特約介護保険金額の減額	
10. 払戻金	
第20条 解約払戻金	
11. 特約の更新	
第21条 特約の更新	
12. 保険金等の受取人の変更	
第22条 会社への通知による保険金等の受取人の変更	
第23条 遺言による特約死亡保険金受取人の変更	
第24条 特約死亡保険金受取人の死亡	
13. 特約死亡保険金受取人の代表者	
第25条 特約死亡保険金受取人の代表者	
14. 契約者配当	
第26条 契約者配当	
15. 削除	
第27条 削除	

介護保障特約（α）

（この特約の内容）

I. この特約は、保険契約者の選択したつぎのいずれかの特約の型に従って給付を行いません。

特約の型	給付の種類
I 型	特約介護保険金 特約保険料の払込免除
II 型	特約介護保険金 特約死亡保険金 特約高度障害給付金 特約保険料の払込免除

II. 主な給付内容は、つぎのとおりです。なお、I 型の特約に解約払戻金はありません。

名称	給付の概要	給付の額
特約介護保険金	被保険者が、この特約の保険期間中に、この特約の責任開始期以後の原因により所定の要介護状態に該当し、その状態が継続して 180日あると医師により診断確定されたときにお支払いします。	特約介護保険金額
特約死亡保険金	II 型の特約において、被保険者が、この特約の保険期間中に死亡したときにお支払いします。	特約介護保険金額と同額
特約高度障害給付金	II 型の特約において、被保険者が、この特約の保険期間中に、この特約の責任開始期以後の原因により所定の高度障害状態に該当したときにお支払いします。	特約介護保険金額と同額
特約保険料の払込免除	被保険者が、この特約の保険期間中に、この特約の責任開始期以後の原因により所定の状態に該当したときに、その後の特約保険料の払込を免除します。	-

1. 総則

第 1 条（特約の締結および責任開始期）

- ① この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後であっても、保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約を主契約に中途付加することができます。この場合、保険契約者は、会社の定める方法で計算したこの特約に対する第 1 回保険料を、会社の指定した日までに払い込んでください。
- ③ この特約の責任開始期は、つぎのとおりとします。
 1. 第 1 項の規定によりこの特約を付加した場合
主契約の責任開始期
 2. 前項の規定によりこの特約を付加した場合
この特約に対する第 1 回保険料を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）
- ④ 第 2 項の規定によって、この特約を主契約に中途付加したときは、保険証券の交付は行なわず、書面により保険契約者に通知します。

第 2 条（特約の保険期間）

- ① この特約の保険期間は、前条第 1 項または第 2 項の規定により、この特約を主契約に付加した日から次項に定める満了日までとします。
- ② この特約の保険期間の満了日は、主契約の保険期間の満了日をこえないものとし、かつ、会社の取扱範囲内とします。この場合、主契約の年単位の契約応当日の前日を、この特約の保険期間の満了日とします。

2. 保険金等の支払

第3条（保険金等の支払）

この特約において支払う特約介護保険金、特約死亡保険金または特約高度障害給付金（以下「保険金等」といいます。）は、つぎの表のとおりです。

名称	保険金等を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払金額	受取人	支払事由に該当しても保険金等を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
特約介護保険金	被保険者が、この特約の保険期間中につきの条件をすべて満たすことが、医師により診断確定されたとき 1. この特約の責任開始期（復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始期。以下、同様とします。）以後に発病した疾病または発生した傷害により、要介護状態（別表2）（以下「要介護状態」といいます。）に該当したこと 2. 要介護状態がその該当した日からその日を含めて継続して180日あること	特約介護保険金額	被保険者	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき 1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 被保険者の薬物依存（別表4） 4. 戦争その他の変乱
特約死亡保険金	Ⅱ型の特約において、被保険者が、この特約の保険期間中に死亡したとき	特約介護保険金額と同額	特約死亡保険金受取人	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき 1. この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内の自殺 2. 保険契約者の故意。ただし、被保険者の自殺に該当するものを除きます。 3. 特約死亡保険金受取人の故意。ただし、被保険者の自殺または前号に該当するものを除きます。 4. 戦争その他の変乱
特約高度障害給付金	Ⅱ型の特約において、被保険者が、この特約の責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害により、この特約の保険期間中に高度障害状態（別表3）（以下「高度障害状態」といいます。）に該当したとき。この場合、この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態にこの特約の責任開始期以後の疾病または傷害（この特約の責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のない疾病または傷害に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含むものとします。	特約介護保険金額と同額	被保険者	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき 1. 保険契約者の故意 2. 被保険者の故意または重大な過失 3. 被保険者の犯罪行為 4. 戦争その他の変乱

第4条（保険金等の支払に関する補則）

- ① Ⅱ型の特約において、被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、被保険者が死亡したときに準じて取り扱います。
- ② 特約介護保険金または特約高度障害給付金が支払われた場合には、被保険者が前条に定める特約介護保険金または特約高度障害給付金の支払事由に該当した時にさかのぼってこの特約は消滅したものとします。
- ③ Ⅱ型の特約において、特約介護保険金を支払う前に特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払請求を受け、特約死亡保険金または特約高度障害給付金が支払われるときは、会社は、特約介護保険金を支払いません。
- ④ Ⅱ型の特約において、特約介護保険金が支払われた場合には、その支払の後に特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ⑤ Ⅱ型の特約において、特約高度障害給付金を支払う前に特約死亡保険金の支払請求を受け、特約死亡保険金が支払われるときは、会社は、特約高度障害給付金を支払いません。
- ⑥ Ⅱ型の特約において、特約高度障害給付金が支払われた場合には、その支払の後に特約死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ⑦ 被保険者がこの特約の保険期間中に要介護状態に該当し、要介護状態がその該当した日を含めて継続して180日を経過するまでの間に、この特約の保険期間が満了した場合は、特約の保険期間の満了時を含んで継続している要介護状態は、この特約の有効中の要介護状態とみなして、前条の規定を適用し、特約介護保険金を支払います。
- ⑧ Ⅱ型の特約において、被保険者がこの特約の保険期間の満了日に、高度障害状態のうち回復の見込がないことのみが明らかでない状態のために、特約高度障害給付金が支払われない場合で、この特約の保険期間の満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには特約高度障害給付金を支払います。ただし、特約高度障害給付金を支払う前に特約介護保険金の支払請求を受け、特約介護保険金が支払われた場合に

は、会社は、特約高度障害給付金を支払いません。

- ⑨ 保険契約者および特約死亡保険金受取人が同一の法人である場合には、前条の規定にかかわらず、特約介護保険金および特約高度障害給付金の受取人はその法人とします。
- ⑩ II型の特約において、特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の特約死亡保険金受取人に支払い、会社の定める方法に基づいて、この特約の保険料が払い込まれた年月数により計算した責任準備金（以下「責任準備金」といいます。）のうち、支払われない特約死亡保険金に対応する部分を保険契約者に支払います。
- ⑪ 被保険者が戦争その他の変乱により死亡したは要介護状態もしくは高度障害状態に該当した場合でも、その原因により死亡したは要介護状態もしくは高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、保険金等の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑫ 免責事由に該当したことにより特約死亡保険金が支払われないときは、会社は、責任準備金を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときには、支払いません。
- ⑬ 前条の支払事由の規定にかかわらず、被保険者が、この特約の責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として前条に定める特約介護保険金または特約高度障害給付金の支払事由に該当したとき（第7項または第8項の規定により特約介護保険金または特約高度障害給付金を支払う場合を含みます。）は、つぎの各号に定めるとおり取り扱います。
 1. この特約の締結（第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定による中途付加の場合を含みます。以下、同様とします。）または復活の際に、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実に基づいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で特約介護保険金または特約高度障害給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その疾病について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察、検査、治療または投薬を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドック検診において異常（要経過観察、要再検査、要精密検査または要治療を含みます。）の指摘を受けたことがない場合には、特約介護保険金または特約高度障害給付金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第5条（保険金等の据置支払）

保険契約者（保険金等の支払事由発生後は、その受取人）から請求があった場合には、会社の取扱範囲内で、保険金等の一時支払にかえて据置支払の取扱をします。

第6条（保険金等の請求、支払時期および支払場所）

- ① 保険金等の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者、被保険者またはその受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 保険金等の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかに請求書類（別表1）を会社に提出して、その請求をしてください。
- ③ 特約介護保険金の受取人が被保険者の場合で、被保険者が特約介護保険金を請求できない特別な事情があるときは、つぎの者がその事情を示す書類その他の書類を提出して、会社の承諾を得て、被保険者の代理人として特約介護保険金を請求することができます。
 1. 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の請求時の戸籍上の配偶者
 2. 前号に該当する者がいない場合または前号に該当する者が本項の請求をすることができない特別な事情がある場合は、請求時において、つぎのいずれかに該当する者
 - ア. 被保険者と同居している3親等内の親族
 - イ. 被保険者と生計を一にしている3親等内の親族
 3. 前2号に該当する者が特約介護保険金の請求をすることができない特別な事情がある場合
被保険者があらかじめ指定または変更指定した者
- ④ 前項の規定により会社が特約介護保険金を被保険者の代理人に支払った場合には、その後重複して特約介護保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ⑤ 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および特約死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約に付加されている特約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、特約死亡保険金または特約高度障害給付金の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
 1. 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 2. 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 3. 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類
- ⑥ 保険金等は、第2項の請求書類（別表1）が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ⑦ 保険金等を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時から保険金等請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限

は、第2項の請求書類（別表1）が会社に到達した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。

1. 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 保険金等の支払事由に該当する事実の有無
 2. 保険金等の免責事由に該当する可能性がある場合 保険金等の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合 会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約または主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める重大事由、詐欺もしくは不法取得目的に該当する可能性がある場合 前2号に定める事項、第16条（重大事由による解除）第1項第5号ア. からオ. までは該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは特約死亡保険金受取人のこの特約の締結の目的もしくは保険金等請求の意図に関するこの特約の締結時から保険金等請求時までにおける事実
- ⑧ 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第2項の請求書類（別表1）が会社に到達した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または特約死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90日
- ⑨ 前2項の場合、会社は保険金等を請求した者に通知します。
- ⑩ 第7項および第8項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または特約死亡保険金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。

3. 特約保険料の払込免除

第7条（特約保険料の払込免除）

- ① 主契約について保険料の払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。ただし、この特約に基づく特約介護保険金または特約高度障害給付金が支払われることとなるときは、この特約の保険料の払込を免除しません。
- ② 特約保険料の払込が免除された場合には、以後、払込期月の契約応当日ごとに所定の特約保険料の払込があったものとして取り扱います。
- ③ 特約保険料の払込が免除された特約については、「9. 特約内容の変更」は取り扱いません。
- ④ 特約保険料の払込が免除されたときは、保険証券に裏書します。

4. 特約保険料の払込および特約の失効

第8条（特約保険料の払込）

- ① この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料前納の場合も同様とします。
- ② 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約はその保険料の払込期月の契約応当日から将来に向かって解約されたものとします。
- ③ 保険料（主契約の保険料、主契約に付加されている他の特約の保険料およびこの特約の保険料とします。以下、本条および次条において同様とします。）が払い込まれないまま払込期月の契約応当日以後末日までに特約介護保険金（Ⅱ型の特約においては、特約死亡保険金および特約高度障害給付金を含みます。）の支払事由が生じた場合には、その支払うべき金額から未払込の保険料を差し引きます。

第9条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

保険料払込の猶予期間中に、特約介護保険金（Ⅱ型の特約においては、特約死亡保険金および特約高度障害給付金を含みます。）の支払事由が生じた場合には、その支払うべき金額から未払込の保険料を差し引きます。

第10条（特約の失効および消滅）

- ① 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。
- ② 主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は消滅したものとみなします。
- ③ 前2項の場合、保険契約者は、この特約の解約払戻金（主契約の責任準備金が支払われるときは、この特約の責任準備金）があるときには、これを請求することができます。

5. 特約の復活

第11条（特約の復活）

- ① 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとし、ただし、Ⅱ型の特約において、この特約の解約払戻金を請求した場合には、この特約は復活できません。
- ② 会社がこの特約の復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

6. 特約の取消

第12条（詐欺による特約の取消）

保険契約者、被保険者または特約死亡保険金受取人の詐欺によってこの特約を締結または復活したときは、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

7. 告知義務および特約の解除

第13条（告知義務）

会社が、この特約の締結または復活の際、支払事由および特約保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知してください。

第14条（告知義務違反による解除）

- ① 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、前条の規定により会社が告知を求めた事項について事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ② 会社は、特約介護保険金（Ⅱ型の特約においては、特約死亡保険金および特約高度障害給付金を含みます。以下、本条において同様とします。）の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定により、この特約を解除することができます。
- ③ 前項の場合には、会社は、特約介護保険金の支払または特約保険料の払込免除を行いません。また、すでに特約介護保険金の支払または特約保険料の払込免除を行っていたときは、会社は、特約介護保険金の返還を請求し、または、払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、特約介護保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または特約死亡保険金受取人が証明したときは、会社は、特約介護保険金の支払または特約保険料の払込免除を行いません。
- ④ 第1項または第2項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または特約死亡保険金受取人に通知をします。
- ⑤ Ⅱ型の特約においては、この特約を解除した場合は、解約払戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第15条（特約を解除できない場合）

- ① 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条の規定によるこの特約の解除をすることはできません。
 1. 会社が、この特約の締結、復活または復旧の際に、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失によって知らなかったとき
 2. 会社のためにこの特約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のためにこの特約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
 5. この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、2年以内に解除の原因となる事実に基づいて特約介護保険金もしくは特約高度障害給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じていた場合を除きます。
- ② 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第16条（重大事由による解除）

- ① 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 1. 保険契約者または特約死亡保険金受取人が、特約死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 2. 保険契約者または被保険者が、この特約の特約介護保険金もしくは特約高度障害給付金または特約保険料の払込免除を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

3. この特約の保険金等または特約保険料の払込免除の請求に関し、保険契約者または保険金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 4. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる特約介護保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 5. 保険契約者、被保険者または特約死亡保険金受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ. 保険契約者または特約死亡保険金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 6. 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または特約死亡保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または特約死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前5号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 会社は、特約介護保険金（Ⅱ型の特約においては、特約死亡保険金および特約高度障害給付金を含みます。以下、本条において同様とします。）の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によりこの特約を解除することができます。
- ③ 前項の場合には、会社は、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または払込免除事由による特約介護保険金（第1項第5号のみに該当した場合で、第1項第5号ア. からオ. までの該当した者が特約死亡保険金受取人のみであり、その特約死亡保険金受取人が特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約死亡保険金をいいます。以下、本項において同様とします。）の支払または特約保険料の払込免除を行いません。また、この場合に、すでに特約介護保険金の支払または特約保険料の払込免除を行っていたときは、会社は、特約介護保険金の返還を請求し、または、払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ④ 第1項または第2項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または特約死亡保険金受取人に通知をします。
- ⑤ Ⅱ型の特約においては、この特約を解除した場合は、解約払戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
- ⑥ 前項の規定にかかわらず、第1項第5号の規定によってこの特約を解除した場合で、特約死亡保険金の一部の受取人に対して第3項の規定を適用し特約死亡保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約死亡保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

8. 特約の解約

第17条（特約の解約）

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、解約払戻金があるときは、第20条（解約払戻金）第1項の解約払戻金を請求することができます。
- ② この特約が解約されたときは、保険証券に裏書します。

第18条（保険金等の受取人による保険契約の存続）

- ① 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす保険金等の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとするれば会社が債権者等に支払うべき金額（会社が債権者等に支払った金額がある場合は、その金額を差し引いた金額とします。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 1. 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 2. 保険契約者でないこと
- ③ 前項の通知をするときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- ④ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、特約死亡保険金の支払事由が生じ、会社が特約死亡保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、特約死亡保険金受取人に支払います。
- ⑤ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、特約介護保険金または特約高度障害給付金の支払事由が生じ、会社が特約介護保険金または特約高度障害給付金を支払うべきときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 1. 第2項本文の金額が当該支払うべき金額以下の場合、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額があるときは、これを特約介護保険金または特約高度障害給付の受取人に支払います。
 2. 第2項本文の金額が当該支払うべき金額を上回る場合は、つぎのア. からウ. に定めるとおり取り扱います。
 - ア. 会社は、当該支払うべき金額を債権者等に支払います。

- イ. 会社は、第1項の解約の効力が生じた日に、解約の効力が生じたことにより会社が支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。
- ウ. 解約の効力が生じたことにより会社が支払うべき金額からイ.の規定により債権者等に支払った金額を差し引いた残額があるときは、これを保険契約者に支払います。

9. 特約内容の変更

第19条（特約介護保険金額の減額）

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、特約介護保険金額を減額することができます。ただし、減額後の特約介護保険金額が会社の定める額に満たないときは、特約介護保険金額の減額を取り扱いません。
- ② 保険契約者が特約介護保険金額の減額を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- ③ 特約介護保険金額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。
- ④ 特約介護保険金額の減額の効力は、会社が承認した時から生じます。
- ⑤ 特約介護保険金額が減額されたときは、保険証券に裏書します。

10. 払戻金

第20条（解約払戻金）

- ① 解約払戻金は、会社の定める方法に基づいて、保険料が払い込まれた年月数により計算します。
- ② 前項の規定にかかわらず、I型の特約については、解約払戻金はありません。
- ③ 保険契約者が解約払戻金を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- ④ 解約払戻金は、前項の請求書類（別表1）が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。

11. 特約の更新

第21条（特約の更新）

- ① この特約の保険期間が満了するときは、保険契約者がこの特約の保険期間の満了日の2週間前までに特に申し出ない限り、この特約は、この特約の保険期間の満了日の翌日（以下、本条において「特約更新日」といいます。）に更新して継続されます。
- ② 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、この特約は更新されません。
 - 1. 更新後のこの特約（以下、本条において「更新後特約」といいます。）の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が、会社の定める年齢をこえるとき
 - 2. 更新前のこの特約（以下、本条において「更新前特約」といいます。）の保険期間が一定年齢を満期とする歳満期であるとき
 - 3. 更新前特約の保険期間の満了日までの保険料が払い込まれていないとき
 - 4. 特約更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき
- ③ 更新後特約の保険期間は、更新前特約の保険期間と同じとします。ただし、前項第1号に該当する場合には、保険期間を短縮して更新します。
- ④ 前項の規定にかかわらず、この特約は、会社の取扱範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。
- ⑤ 更新後特約の特約介護保険金額は、更新前特約の特約介護保険金額と同額とします。
- ⑥ 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、更新の際に会社の取扱範囲内で、特約介護保険金額を変更することができます。この場合には、第1項の規定にかかわらず、更新前特約の保険期間の満了日の2か月前までに申し出てください。
- ⑦ この特約の保険料の払込が免除された場合で、第1項の規定により更新されるときは、前項の規定にかかわらず、特約介護保険金額の変更は取り扱いません。
- ⑧ 更新後特約の保険料は、特約更新日における被保険者の年齢により計算します。
- ⑨ 更新後特約の第1回保険料は、特約更新日の属する月の末日までに払い込んでください。
- ⑩ 前項の場合、つぎの各号に関する規定を準用します。
 - 1. 第8条（特約保険料の払込）第3項
 - 2. 第9条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）
 - 3. 主約款の「保険料払込の猶予期間」
- ⑪ 第9項の更新後特約の第1回保険料が猶予期間満了日までに払い込まれなかったときには、この特約は更新されなかったものとします。
- ⑫ 更新後特約については、新たな保険証券の交付は行わず、更新完了通知書を交付します。
- ⑬ この特約が更新された場合には、特約介護保険金（II型の特約においては、特約死亡保険金および特約高度障害給付金を含みます。以下、本項において同様とします。）の支払、特約介護保険金の支払に関する補則、特約保険料の払込免除、詐欺による特約の取消、告知義務、告知義務違反による解除および特約を解除できない場合に関する規定の適用に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。
- ⑭ II型の特約において、更新後特約の解約払戻金は、特約更新日以降の保険料が払い込まれた年月数により計算します。
- ⑮ 更新後特約においては、特約更新日におけるこの特約の特約条項および保険料率を適用します。
- ⑯ 第2項第4号の規定により、この特約が更新されない場合には、会社の定める他の特約に変更し、本条の取扱に準

じて更新を取り扱います。

- ⑰ 第1項に規定するほか、更新前特約がⅡ型の特約である場合、保険契約者は、更新前特約の保険期間の満了日の2か月前までに申し出ることにより、更新後の特約をⅠ型の特約に変更したうえ、更新して継続することができます。この場合、第2項から前項までの規定を準用して取り扱うものとします。
- ⑱ 会社の定める他の特約からこの特約へ更新する場合には、本条の取扱に準じて更新を取り扱います。

12. 保険金等の受取人の変更

第22条（会社への通知による保険金等の受取人の変更）

- ① 保険契約者は、特約死亡保険金の支払事由が生じるまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により特約死亡保険金受取人を変更することができます。
- ② 特約介護保険金および特約高度障害給付金の受取人は、被保険者（第4条（保険金等の支払に関する補則）第9項の場合は保険契約者および特約死亡保険金受取人と同一の法人）以外の者に変更することはできません。
- ③ 前項の規定にかかわらず、第1項または主約款に定める保険契約者の変更の規定の変更により、保険契約者および特約死亡保険金受取人が同一の法人となる場合には、特約介護保険金および特約高度障害給付金の受取人をその法人とします。
- ④ 第1項の通知をするときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に裏書します。
- ⑤ 第1項の通知が会社に到達した場合には、特約死亡保険金受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、第1項の通知が会社に到達する前に変更前の特約死亡保険金受取人に特約死亡保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の特約死亡保険金受取人から特約死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第23条（遺言による特約死亡保険金受取人の変更）

- ① 前条に定めるほか、保険契約者は、特約死亡保険金の支払事由が生じるまでは、法律上有効な遺言により、特約死亡保険金受取人を変更することができます。
- ② 前項の特約死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- ③ 前2項による特約死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- ④ 前項の通知をするときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に裏書します。

第24条（特約死亡保険金受取人の死亡）

- ① 特約死亡保険金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を特約死亡保険金受取人とします。
- ② 前項の規定により特約死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により特約死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の特約死亡保険金受取人を特約死亡保険金受取人とします。
- ③ 前2項の規定により特約死亡保険金受取人となったものが2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

13. 特約死亡保険金受取人の代表者

第25条（特約死亡保険金受取人の代表者）

- ① Ⅱ型の特約において、特約死亡保険金受取人が2人以上いるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の特約死亡保険金受取人を代理するものとします。
- ② 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が特約死亡保険金受取人の1人に対して行なった行為は、他の者に対しても効力を生じます。

14. 契約者配当

第26条（契約者配当）

この特約の契約者配当はありません。

15. 削除

第27条 削除

16. 管轄裁判所

第28条（管轄裁判所）

この特約における特約介護保険金（Ⅱ型の特約においては、特約死亡保険金および特約高度障害給付金を含みます。）または特約保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

17. 主約款の規定の準用

第29条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

18. 特則

第30条（Ⅱ型の特約の保険期間の変更に関する特則）

- ① 保険契約者は、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続しているときは、会社の取扱範囲内で、被保険者の選択を受けることなく、保険期間が有期のⅡ型のこの特約（以下、本条において「変更前特約」といいます。）を保険期間が終身のⅡ型のこの特約（以下、本条において「変更後特約」といいます。）へ変更することができます。
- ② 前項の場合、変更前特約の保険期間の満了日の翌日を変更日（以下、本条において「変更日」といいます。）とします。
- ③ Ⅱ型の特約の保険期間の変更に際しては、つぎの条件を満たしていることを要します。
 1. 変更前特約が特約保険料の払込免除の適用を受けていないこと
 2. 変更日における被保険者の年齢が会社の取扱年齢の範囲内であること
- ④ 変更後特約の特約介護保険金額は、変更前特約の特約介護保険金額の同額以下とします。
- ⑤ 変更後特約には、変更後特約の特約条項を適用し、その保険料は、変更日における保険料率および被保険者の年齢により計算します。
- ⑥ 変更後特約の第1回保険料は、その払込方法〔回数〕を主契約の保険料払込方法〔回数〕と同じとし、変更日の前日までに払い込むことを要します。
- ⑦ 前項の場合で、変更後特約の第1回保険料が払い込まれないときは、Ⅱ型の特約の保険期間の変更が行なわれなかったものとして取り扱います。
- ⑧ 変更後特約の責任開始の日は変更日とします。ただし、変更後特約の保険金等の支払の規定または詐欺による特約の取消、告知義務、告知義務違反による解除および特約を解除できない場合の規定を適用するときは、変更前特約の保険期間と変更後特約の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
- ⑨ 保険契約者がⅡ型の特約の保険期間の変更を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- ⑩ Ⅱ型の特約の保険期間が変更されたときは、保険証券に裏書します。

第31条（保険金等の年金払に関する特則）

- ① 保険契約者（特約介護保険金（同時に支払われる金額を含み、Ⅱ型の特約においては、特約死亡保険金および特約高度障害給付金を含みます。以下、本条において「特約介護保険金等」といいます。）の支払事由発生後は、その受取人となります。以下、本条において同様とします。）は、この特則を付加することにより、特約介護保険金等の一時金の受取に代えて、特約介護保険金等の全部または一部を年金の方法（以下、本条において「年金払」といいます。）で受け取ることを請求することができます。この場合、保険契約者は請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- ② 前項の規定により、年金払を取り扱う場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 1. 年金の受取人は、特約介護保険金等の受取人（第6条（保険金等の請求、支払時期および支払場所）第3項に定める代理人がいるときはその代理人とし、受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）とします。
 2. 年金の種類は、定額型の確定年金とし、年金支払期間は5年または10年のいずれかから保険契約者の申出によって定めます。
 3. 会社の定める方法により計算した第1回年金額が10万円に満たないときは、第1項の規定にかかわらず、年金払の取扱を行なわないものとします。
 4. 第1回の年金支払日（以下、本条において「年金支払開始日」といいます。）は、会社の取扱範囲内で定めることができます。
 5. 第2回以後の年金支払日は、年金支払開始日の毎年のお当り日とします。
 6. 年金は、前2号の規定に基づき、年金支払日に年金の受取人に支払います。ただし、年金の受取人が死亡した場合、残存年金支払期間に対応する未払年金の現価を、年金の受取人の法定相続人（法定相続人のうち死亡している者があるときは、その者については、その順次の受取人）に支払います。
 7. 年金の受取人から特に申出があった場合には、将来の年金の支払に代えて、残存年金支払期間に対応する未払年金の現価を一括して支払います。この場合、年金の受取人は請求書類（別表1）を会社に提出してください。
 8. 前号の規定により年金を一括支払した場合には、年金の受取人の年金に関する権利は消滅します。
 9. 年金払の解約、減額、年金支払期間の変更および年金の受取人の変更の取扱は行ないません。ただし、特約介護保険金等の支払事由が発生する前においては、この特則を解約することができます。
 10. 年金払部分については、契約者配当はありません。
 11. 前項および本項に規定する年金等の請求については、第6条（保険金等の請求、支払時期および支払場所）の規

定を準用します。

12. 第16条（重大事由による解除）の規定は、この特則の重大事由による解除の場合に準用します。
 13. 前号の規定によりこの特則を解除した場合には、第16条（重大事由による解除）第5項の支払金に関する規定にかかわらず、残存年金支払期間に対応する未払年金の現価を年金の受取人（年金の受取人が死亡している場合には、年金の受取人の法定相続人（法定相続人のうち死亡している者があるときは、その者については、その順次の受取人））に支払います。
- ③ 本条の特則を付加した場合には、保険証券に裏書します。

別表1 請求書類

	項目	請求書類
1	特約介護保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、被保険者と受取人が同一の場合は不要） (4) 特約介護保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証
2	特約死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書 (3) 被保険者の住民票（ただし、住民票で事実の確認ができない場合は戸籍抄本） (4) 特約死亡保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証
3	特約高度障害給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、被保険者と受取人が同一の場合は不要） (4) 特約高度障害給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証
4	特約の解約 (解約払戻金)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 最終の保険料領収証
5	保険金等の受取人による保険 契約の存続	(1) 会社所定の通知書 (2) 保険金等の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類
6	特約内容の変更 特約介護保険金額の減額 Ⅱ型の特約の保険期間の 変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 最終の保険料領収証
7	会社への通知による保険金等 の受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 最終の保険料領収証
8	遺言による保険金等の受取人 の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 法律上有効な遺言書の写し (3) 相続人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 保険証券
9	年金払	(1) 会社所定の申込書 (2) 年金払に充当する特約介護保険金等の請求書類
10	年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、住民票で事実の確認ができない場合は戸籍抄本） (3) 年金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 保険証券
11	年金の一括支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、住民票で事実の確認ができない場合は戸籍抄本） (3) 年金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 保険証券
会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類のうち不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。		

別表2 対象となる要介護状態

要介護状態	<p>「要介護状態」とは、つぎのいずれかに該当した場合をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 下表の項目 a～e のうち 1 項目が全部介助の状態に該当し、かつ、他の 1 項目が全部介助または一部介助の状態に該当したとき 2. 下表の項目 a～e のうち 3 項目が一部介助の状態に該当したとき 3. 器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき
-------	--

項目	状態
a. 歩行 (立った状態から、日常生活を遂行するうえで必要な歩行ができるかどうか。)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 全部介助 (介助がなければ自分ではまったくできない。何かにつかまっても、誰かに支えてもらっても不可能な場合で、車椅子を使用しなければならない状態。寝たきりの状態を含みます。) 2. 一部介助 (補装具等を使用しても、介助がなければ困難。) 3. ほぼ自立 (補装具等を使用すれば自分でできる。) 4. 自立 (自分でできる。)
b. 衣服の着脱 (眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。収納場所からの出し入れ等は含みません。)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 全部介助 (介助がなければ自分ではまったくできない。) 2. 一部介助 (衣服を工夫しても介助がなければ困難。) 3. ほぼ自立 (衣服を工夫すれば自分でできる。補装具等を使用している場合を含みます。) 4. 自立 (自分でできる。)
c. 入浴 (浴槽の出入りおよび洗身ができるかどうか。浴室への移動や衣服の着脱等は含みません。)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 全部介助 (介助がなければ自分ではまったくできない。) 2. 一部介助 (浴槽などを工夫しても介助がなければ困難。) 3. ほぼ自立 (浴槽などを工夫すれば自分でできる。補装具等を使用している場合を含みます。) 4. 自立 (自分でできる。)
d. 食物の摂取 (眼前に用意された食物を食べることができるかどうか。配膳や後かたづけ等は含みません。)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 全部介助 (介助がなければ自分ではまったくできない。スプーン・フィーディング、経管栄養、胃瘻または中心静脈栄養等の場合を含みます。) 2. 一部介助 (食器・食物等を工夫しても介助がなければ困難。切る、ほぐす、皮を剥く、骨をとる等の介助が必要な場合を含みます。) 3. ほぼ自立 (食器・食物等を工夫すれば自分でできる。補装具等を使用している場合を含みます。) 4. 自立 (自分でできる。)
e. 排泄 (排泄および排泄後の後始末ができるかどうか。トイレへの移動や衣服の着脱等は含みません。)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 全部介助 (介助がなければ自分ではまったくできない。排泄を常時おむつに依存している場合を含みます。) 2. 一部介助 (特別の器具を使用しても身体に触れて直接的な介助がなければ困難。) 3. ほぼ自立 (特別の器具を使用すれば自分でできる。使用した特別の器具の後始末などの間接的な援助が必要である場合を含みます。) 4. 自立 (自分でできる。)

備考（別表2）

1. 器質性認知症

(1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、つぎの①、②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。

- ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

(2) 前(1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、つぎのとおりとします。

① 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」（平成18年1月10日発行）に記載された分類項目中、つぎのコード番号に規定される内容によるものをいいます。

コード番号	分類項目
F 00	アルツハイマー病の認知症
F 01	血管性認知症
F 02. 0	ピック病の認知症
F 02. 1	クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症
F 02. 2	ハンチントン病の認知症
F 02. 3	パーキンソン病の認知症
F 02. 4	ヒト免疫不全ウイルス[H I V]病の認知症
F 02. 8	他に分類されるその他の明示された疾患の認知症
F 03	詳細不明の認知症

- (注) 1. 「F 03 詳細不明の認知症」については、急性錯乱状態を伴う老年認知症（F 05. 1）を含むものとします。
 2. 厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で上記に掲げる疾病以外に新たにアルツハイマー病の認知症、血管性認知症、ピック病の認知症、クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症、ハンチントン病の認知症、パーキンソン病の認知症、ヒト免疫不全ウイルス[H I V]病の認知症、他に分類されるその他の明示された疾患の認知症または詳細不明の認知症（急性錯乱状態を伴う老年認知症を含みます）に分類された疾病がある場合には、上記に掲げる疾患に相当すると会社が認めた場合に限り、その疾病を対象となる器質性認知症に含めることがあります。

② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、すべての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽い、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽い、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

- a. 時間の見当識障害
：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。
- b. 場所の見当識障害
：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
- c. 人物の見当識障害
：日頃接している周辺の人の認識ができない。

別表3 対象となる高度障害状態

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの |
|---|

備考（別表3）

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となりその回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

別表4 薬物依存

「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類のうち、F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬などを含みます。

介護保障特約 (α) 解約払戻金額例表

(特約介護保険金額100万円につき)

男 性		Ⅱ型											
特約の 保 険 期 間	経 過 年 数	更 新 の 時 に お け る 被 保 険 者 の 年 齢											
		20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	
10 年	年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	600	5,500	13,800
	2	0	0	0	0	0	0	0	200	2,900	6,300	15,500	31,200
	3	0	0	0	0	0	0	0	2,700	6,200	10,900	23,800	45,700
	4	0	0	0	0	0	700	4,600	8,600	14,400	30,100	56,800	
	5	0	0	0	0	0	1,600	6,000	10,000	16,700	34,000	63,900	
	7	0	0	0	0	800	2,500	6,400	9,700	16,800	33,000	62,400	
9	0	0	0	200	600	1,500	3,200	4,600	8,400	16,300	31,500		

女 性		Ⅱ型											
特約の 保 険 期 間	経 過 年 数	更 新 の 時 に お け る 被 保 険 者 の 年 齢											
		20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	
10 年	年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,300	9,900	
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2,200	9,500	24,000	
	3	0	0	0	0	0	0	0	800	5,600	15,600	35,800	
	4	0	0	0	0	0	0	0	2,300	8,200	20,300	45,000	
	5	0	0	0	0	0	0	800	3,400	10,000	23,400	50,900	
	7	0	0	0	0	0	500	1,700	4,100	10,400	23,100	50,100	
9	0	0	0	0	100	400	1,000	2,300	5,300	11,600	25,400		

※経過年数とは、保険料を払い込んだ年数をいいます。
 ※解約払戻金額は、保険期間の満了時に0となります。

傷害特約（α） 目次

（この特約の内容）

1. 総則

第1条 特約の締結および責任開始期

第2条 特約の保険期間

2. 保険金等の支払

第3条 保険金等の支払

第4条 保険金等の支払に関する補則

第5条 障害給付金額

第6条 保険金等の定額分割支払および据置支払

第7条 保険金等の請求、支払時期および支払場所

3. 特約保険料の払込免除

第8条 特約保険料の払込免除

4. 特約保険料の払込および特約の失効

第9条 特約保険料の払込

第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱

第11条 特約の失効および消滅

5. 特約の復活

第12条 特約の復活

6. 特約の取消

第13条 詐欺による特約の取消

7. 告知義務および特約の解除

第14条 告知義務

第15条 告知義務違反による解除

第16条 特約を解除できない場合

第17条 重大事由による解除

8. 特約の解約

第18条 特約の解約

第19条 保険金等の受取人による保険契約の存続

9. 特約内容の変更

第20条 災害保険金額の減額

10. 払戻金

第21条 解約払戻金

11. 特約の更新

第22条 特約の更新

12. 保険金等の受取人の変更

第23条 会社への通知による保険金等の受取人の変更

第24条 遺言による災害保険金受取人の変更

第25条 災害保険金受取人の死亡

13. 災害保険金受取人の代表者

第26条 災害保険金受取人の代表者

14. 契約者配当

第27条 契約者配当

15. 削除

第28条 削除

16. 管轄裁判所

第29条 管轄裁判所

17. 主約款の規定の準用

第30条 主約款の規定の準用

傷害特約（α）

（この特約の内容）

この特約は、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。なお、この特約に解約払戻金はありません。

名称	給付の概要	給付の額
災害保険金	被保険者が、この特約の保険期間中に不慮の事故または所定の感染症により死亡したときにお支払いします。	災害保険金額
障害給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、この特約の責任開始期以後の原因により不慮の事故によって所定の身体障害の状態となったときにお支払いします。	災害保険金額 × 所定の給付割合
特約保険料の払込免除	被保険者が、この特約の保険期間中に、この特約の責任開始期以後の原因により所定の状態に該当したときに、その後の特約保険料の払込を免除します。	

1. 総則

第1条（特約の締結および責任開始期）

- ① この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後であっても、保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約を主契約に中途付加することができます。この場合、保険契約者は、会社の定める方法で計算したこの特約に対する第1回保険料を、会社の指定した日までに払い込んでください。
- ③ この特約の責任開始期は、つぎのとおりとします。
 1. 第1項の規定によりこの特約を付加した場合
主契約の責任開始期
 2. 前項の規定によりこの特約を付加した場合
この特約に対する第1回保険料を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）
- ④ 第2項の規定によって、この特約を主契約に中途付加したときは、保険証券の交付は行なわず、書面により保険契約者に通知します。

第2条（特約の保険期間）

- ① この特約の保険期間は、前条第1項または第2項の規定により、この特約を主契約に付加した日から次項に定める満了日までとします。
- ② この特約の保険期間の満了日は、主契約の保険期間の満了日をこえないものとし、かつ、会社の取扱範囲内とします。この場合、主契約の年単位の契約応当日の前日を、この特約の保険期間の満了日とします。

2. 保険金等の支払

第3条（保険金等の支払）

この特約において支払う災害保険金または障害給付金（以下「保険金等」といいます。）は、つぎの表のとおりです。

名称	保険金等を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払金額	受取人	支払事由に該当しても保険金等を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
災害保険金	被保険者が、この特約の保険期間中につきのいずれかに該当したとき 1. この特約の責任開始期（復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始期。以下、同様とします。）以後に発生した不慮の事故（別表2）（以下「不慮の事故」といいます。）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき 2. この特約の責任開始期以後に発病した所定の感染症（別表5）を直接の原因として死亡したとき	災害保険金額	災害保険金受取人	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき 1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 災害保険金受取人の故意または重大な過失 3. 被保険者の犯罪行為 4. 被保険者の精神障害を原因とする事故 5. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 6. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 7. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 8. 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波
障害給付金	被保険者が、この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に、障害給付割合表（別表3）（以下「給付割合表」といいます。）に定めるいずれかの身体障害の状態（以下「身体障害の状態」といいます。）に該当したとき	第5条（障害給付金額）に定める金額	被保険者	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき 1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 被保険者の精神障害を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波

第4条（保険金等の支払に関する補則）

- ① 災害保険金を支払う場合に、障害給付金についてつぎの各号のいずれかに該当する事実があるときは、災害保険金額にその該当する給付割合を乗じて得た金額の合計額を災害保険金から差し引きます。
 1. 災害保険金の支払事由となった同一の不慮の事故による障害給付金をすでに支払っているとき
 2. 災害保険金の支払事由となった同一の不慮の事故による障害給付金の支払請求を受け、まだ支払っていないとき
- ② 災害保険金が支払われた場合には、その支払後に災害保険金の支払事由となった同一の不慮の事故による障害給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ③ 被保険者が不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に、身体障害の状態のうち回復の見込がないことのみが明らかでない状態のために、障害給付金が支払われない場合で、その不慮の事故の日からその日を含めて180日経過後も引き続きその状態が継続し、かつ、この特約の保険期間中にその回復の見込がないことが明らかとなったときには障害給付金を支払います。
- ④ 被保険者がこの特約の保険期間の満了日に、身体障害の状態のうち回復の見込がないことのみが明らかでない状態のために、障害給付金が支払われない場合で、この特約の保険期間の満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには障害給付金を支払います。
- ⑤ 保険契約者および災害保険金受取人が同一の法人である場合には、前条の規定にかかわらず、障害給付金の受取人はその法人とします。
- ⑥ 災害保険金受取人が故意または重大な過失により被保険者を死亡させた場合で、その受取人が災害保険金の一部の受取人であるときは、特約保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の災害保険金受取人に支払います。
- ⑦ 被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により死亡または身体障害の状態に該当した場合でも、その原因により死亡または身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、保険金等の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

第5条（障害給付金額）

- ① 第3条（保険金等の支払）の規定により支払う障害給付金の支払金額は、つぎに定めるとおりとします。
 1. 身体障害の状態が給付割合表の1種目のみに該当する場合には、災害保険金額に給付割合表のその該当する種目に対応する給付割合を乗じて得た金額
 2. 身体障害の状態が給付割合表の2種目以上に該当する場合には、その該当する各種目ごと（ただし、身体の同一部位（別表4）に生じた2種目以上の障害については、そのうち最も上位の種目のみ）に前号の規定を適用して得た金額の合計額
- ② 前項各号の適用にあたっては、すでに給付割合表に該当する身体障害のあった身体の同一部位に生じた身体障害については、すでにあった身体障害（以下、本項において「前障害」といいます。）を含めた新たな身体障害の状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合からその前障害の状態に対応する給付割合（2種目以上に該当する場合には、最も上位の種目に対応する給付割合）を差し引いて得た割合を、その身体障害についての給付割合とします。
- ③ この特約による障害給付金の支払は、その支払割合を通算して10割をもって限度とします。

第6条（保険金等の定額分割支払および据置支払）

保険契約者（保険金等の支払事由発生後は、その受取人）から請求があった場合には、会社の取扱範囲内で、保険金等の一時支払にかえて定額分割支払または据置支払の取扱をします。

第7条（保険金等の請求、支払時期および支払場所）

- ① 保険金等の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者、被保険者またはその受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 保険金等の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかに請求書類（別表1）を会社に提出して、その請求をしてください。
- ③ 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および災害保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約に付加されている特約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、保険金等の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
 1. 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 2. 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 3. 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類
- ④ 保険金等は、第2項の請求書類（別表1）が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ⑤ 保険金等を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時から保険金等請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行いません。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第2項の請求書類（別表1）が会社に到達した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
 1. 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 保険金等の支払事由に該当する事実の有無
 2. 保険金等の免責事由に該当する可能性がある場合 保険金等の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合 会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約または主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める重大事由、詐欺もしくは不法取得目的に該当する可能性がある場合 前2号に定める事項、第17条（重大事由による解除）第1項第4号ア. からオ. までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは災害保険金受取人のこの特約の締結の目的もしくは保険金等請求の意図に関するこの特約の締結時から保険金等請求時までにおける事実
- ⑥ 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、第2項の請求書類（別表1）が会社に到達した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または災害保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90日
- ⑦ 前2項の場合、会社は保険金等を請求した者に通知します。
- ⑧ 第5項および第6項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または災害保険金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。

3. 特約保険料の払込免除

第8条（特約保険料の払込免除）

- ① 主契約について保険料の払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
- ② 特約保険料の払込が免除された場合には、以後、払込期月の契約応当日ごとに所定の特約保険料の払込があったものとして取り扱います。
- ③ 特約保険料の払込が免除された特約については、「9. 特約内容の変更」は取り扱いません。
- ④ 特約保険料の払込が免除されたときは、保険証券に裏書します。

4. 特約保険料の払込および特約の失効

第9条（特約保険料の払込）

- ① この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料前納の場合も同様とします。
- ② 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約はその保険料の払込期月の契約応当日から将来に向かって解約されたものとして扱います。
- ③ 保険料（主契約の保険料、主契約に付加されている他の特約の保険料およびこの特約の保険料とします。以下、本条および次条において同様とします。）が払い込まれないまま払込期月の契約応当日以後末日までに保険金等の支払事由が生じた場合には、その支払うべき金額から未払込の保険料を差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その未払込の保険料を払い込んでください。
- ④ 前項の場合、未払込の保険料の支払いについては、次条第2項の規定を準用します。

第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

- ① 保険料払込の猶予期間中に、保険金等の支払事由が生じた場合には、その支払うべき金額から未払込の保険料を差し引きます。
- ② 前項の場合で、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この未払込の保険料が払い込まれない場合には、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第11条（特約の失効および消滅）

- ① 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。
- ② 主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は消滅したものとみなします。

5. 特約の復活

第12条（特約の復活）

- ① 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとして扱います。
- ② 会社がこの特約の復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

6. 特約の取消

第13条（詐欺による特約の取消）

保険契約者、被保険者または災害保険金受取人の詐欺によってこの特約を締結（第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定による中途付加の場合を含みます。以下、同様とします。）または復活したときは、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

7. 告知義務および特約の解除

第14条（告知義務）

会社が、この特約の締結または復活の際、支払事由および特約保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知してください。

第15条（告知義務違反による解除）

- ① 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、前条の規定により会社が告知を求めた事項について事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ② 会社は、保険金等の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定により、この特約を解除することができます。
- ③ 前項の場合には、会社は、保険金等の支払または特約保険料の払込免除を行いません。また、すでに保険金等の支払または特約保険料の払込免除を行っていたときは、会社は、保険金等の返還を請求し、または、払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、保険金等の支払事由または特約保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または災害保険金受取人が証明したときは、会社は、保険金等の支払または特約保険料の払込免除を行いません。

- ④ 第1項または第2項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または災害保険金受取人に通知をします。

第16条（特約を解除できない場合）

- ① 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条の規定によるこの特約の解除をすることはできません。
1. 会社が、この特約の締結または復活の際に、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失によって知らなかったとき
 2. 会社のためにこの特約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のためにこの特約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第14条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第14条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
 5. この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、2年以内に解除の原因となる事実に基づいて障害給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じていた場合を除きます。
- ② 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第17条（重大事由による解除）

- ① 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
1. 保険契約者、被保険者または災害保険金受取人が、この特約の保険金等または特約保険料の払込免除を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 2. この特約の保険金等または特約保険料の払込免除の請求に関し、保険契約者または保険金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. 保険契約者、被保険者または災害保険金受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ. 保険契約者または災害保険金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または災害保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または災害保険金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前4号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 会社は、保険金等の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によりこの特約を解除することができます。
- ③ 前項の場合には、会社は、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または払込免除事由による保険金等（第1項第4号のみに該当した場合で、第1項第4号ア. からオ. までに該当した者が災害保険金受取人のみであり、その災害保険金受取人が災害保険金の一部の受取人であるときは、災害保険金のうち、その受取人に支払われるべき災害保険金をいいます。以下、本項において同様とします。）の支払または特約保険料の払込免除を行ないません。また、この場合に、すでに保険金等の支払または特約保険料の払込免除を行なっていたときは、会社は、保険金等の返還を請求し、または、払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ④ 第1項または第2項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または災害保険金受取人に通知をします。

8. 特約の解約

第18条（特約の解約）

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- ② 保険契約者がこの特約の解約を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- ③ この特約が解約されたときは、保険証券に裏書します。

第19条（保険金等の受取人による保険契約の存続）

- ① 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす保険金等の受取人は、保険契約

者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（会社が債権者等に支払った金額がある場合は、その金額を差し引いた金額とします。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

1. 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
2. 保険契約者でないこと
- ③ 前項の通知をするときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。

9. 特約内容の変更

第20条（災害保険金額の減額）

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、災害保険金額を減額することができます。ただし、減額後の災害保険金額が会社の定める額に満たないときは、災害保険金額の減額を取り扱いません。
- ② 保険契約者が災害保険金額の減額を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- ③ 災害保険金額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。
- ④ 災害保険金額の減額の効力は、会社が承認した時から生じます。
- ⑤ 災害保険金額が減額されたときは、保険証券に裏書します。

10. 払戻金

第21条（解約払戻金）

この特約に対する解約払戻金はありません。

11. 特約の更新

第22条（特約の更新）

- ① この特約の保険期間が満了するときは、保険契約者がこの特約の保険期間の満了日の2週間前までに特に申し出ない限り、この特約は、この特約の保険期間の満了日の翌日（以下、本条において「特約更新日」といいます。）に更新して継続されます。
- ② 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、この特約は更新されません。
 1. 更新後のこの特約（以下、本条において「更新後特約」といいます。）の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が、会社の定める年齢をこえるとき
 2. 更新前のこの特約（以下、本条において「更新前特約」といいます。）の保険期間が一定年齢を満期とする歳満期であるとき
 3. 更新前特約の保険期間の満了日までの保険料が払い込まれていないとき
 4. 特約更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき
- ③ 更新後特約の保険期間は、更新前特約の保険期間と同じとします。ただし、前項第1号に該当する場合には、保険期間を短縮して更新します。
- ④ 前項の規定にかかわらず、この特約は、会社の取扱範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。
- ⑤ 更新後特約の災害保険金額は、更新前特約の災害保険金額と同額とします。
- ⑥ 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、更新の際に会社の取扱範囲内で、災害保険金額を変更することができます。この場合には、第1項の規定にかかわらず、更新前特約の保険期間の満了日の2か月前までに申し出てください。
- ⑦ この特約の保険料の払込が免除された場合で、第1項の規定により更新されるときは、前項の規定にかかわらず、災害保険金額の変更は取り扱いません。
- ⑧ 更新後特約の保険料は、特約更新日の被保険者の年齢により計算します。
- ⑨ 更新後特約の第1回保険料は、特約更新日の属する月の末日までに払い込んでください。
- ⑩ 前項の場合、つぎの各号に関する規定を準用します。
 1. 第9条（特約保険料の払込）第3項
 2. 第10条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）
 3. 主約款の「保険料払込の猶予期間」
- ⑪ 第9項の更新後特約の第1回保険料が猶予期間満了日までに支払われなかったときには、この特約は更新されなかったものとします。
- ⑫ 更新後特約については、新たな保険証券の交付は行なわず、更新完了通知書を交付します。
- ⑬ この特約が更新された場合には、保険金等の支払、保険金等の支払に関する補則、特約保険料の払込免除、詐欺による特約の取消、告知義務、告知義務違反による解除および特約を解除できない場合に関する規定の適用に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。
- ⑭ 更新後特約においては、特約更新日におけるこの特約の特約条項および保険料率を適用します。
- ⑮ 第2項第4号の規定により、この特約が更新されない場合には、会社の定める他の特約に変更し、本条の取扱に準じて更新を取り扱います。
- ⑯ 会社の定める他の特約からこの特約へ更新する場合には、本条の取扱に準じて更新を取り扱います。

12. 保険金等の受取人の変更

第23条（会社への通知による保険金等の受取人の変更）

- ① 保険契約者は、災害保険金の支払事由が生じるまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により災害保険金受取人を変更することができます。
- ② 障害給付金の受取人は、被保険者（第4条（保険金等の支払に関する補則）第5項の場合は保険契約者および災害保険金受取人と同一の法人）以外の者に変更することはできません。
- ③ 前項の規定にかかわらず、第1項または主約款に定める保険契約者の変更の規定により、保険契約者および災害保険金受取人が同一の法人となる場合には、障害給付金の受取人をその法人とします。
- ④ 第1項の通知をするときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に裏書します。
- ⑤ 第1項の通知が会社に到達した場合には、災害保険金受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、第1項の通知が会社に到達する前に変更前の災害保険金受取人に災害保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の災害保険金受取人から災害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第24条（遺言による災害保険金受取人の変更）

- ① 前条に定めるほか、保険契約者は、災害保険金の支払事由が生じるまでは、法律上有効な遺言により、災害保険金受取人を変更することができます。
- ② 前項の災害保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- ③ 前2項による災害保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- ④ 前項の通知をするときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に裏書します。

第25条（災害保険金受取人の死亡）

- ① 災害保険金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を災害保険金受取人とします。
- ② 前項の規定により災害保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により災害保険金受取人となった者のうち生存している他の災害保険金受取人を災害保険金受取人とします。
- ③ 前2項の規定により災害保険金受取人となったものが2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

13. 災害保険金受取人の代表者

第26条（災害保険金受取人の代表者）

- ① 災害保険金受取人が2人以上いるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の災害保険金受取人を代理するものとします。
- ② 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が災害保険金受取人の1人に対して行なった行為は、他の者に対しても効力を生じます。

14. 契約者配当

第27条（契約者配当）

この特約の契約者配当はありません。

15. 削除

第28条 削除

16. 管轄裁判所

第29条（管轄裁判所）

この特約における保険金等または特約保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

17. 主約款の規定の準用

第30条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

別表1 請求書類

	項目	請求書類
1	災害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書 (3) 不慮の事故であることを証する書類 (4) 被保険者の住民票（ただし、住民票で事実の確認ができない場合は、戸籍抄本） (5) 災害保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 保険証券 (7) 最終の保険料領収証
2	障害給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（ただし、被保険者と受取人が同一の場合は不要） (5) 障害給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 保険証券 (7) 最終の保険料領収証
3	特約の解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 最終の保険料領収証
4	保険金等の受取人による保険契約の存続	(1) 会社所定の通知書 (2) 保険金等の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類
5	特約内容の変更 災害保険金額の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 最終の保険料領収証 (5) 会社所定の告知書および診断書
6	会社への通知による保険金等の受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 最終の保険料領収証
7	遺言による災害保険金受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 法律上有効な遺言書の写し (3) 相続人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 保険証券
会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類のうち不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。		

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、表1によって定義づけられる急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類のうち表2に定めるものをいいます（ただし、表2の「除外するもの」欄にあるものを除きます）。

表1 急激、偶発、外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。）

表2 対象となる不慮の事故の分類項目（基本分類コード）

分類項目（基本分類コード）	除外するもの
1. 交通事故（V01～V99）	
2. 不慮の損傷のその他の外因（W00～X59）	・ 飢餓・ 渴
・ 転倒・ 転落（W00～W19）	
・ 生物によらない機械的な力への曝露（W20～W49）（注1）	・ 騒音への曝露（W42） ・ 振動への曝露（W43）
・ 生物による機械的な力への曝露（W50～W64）	
・ 不慮の溺死および溺水（W65～W74）	
・ その他の不慮の窒息（W75～W84）	・ 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の次の誤嚥（吸引） 胃内容物の誤嚥（吸引）（W78） 気道閉塞を生じた食物の誤嚥（吸引）（W79） 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥（吸引）（W80）
・ 電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露（W85～W99）	・ 高圧、低圧および気圧の変化への曝露（W94）（高山病等）
・ 煙、火および火炎への曝露（X00～X09）	
・ 熱および高温物質との接触（X10～X19）	
・ 有毒動植物との接触（X20～X29）	
・ 自然の力への曝露（X30～X39）	・ 自然の過度の高温への曝露（X30）中の気象条件によるもの（熱中症、日射病、熱射病等）
・ 有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露（X40～X49）（注2）（注3）	・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
・ 無理ながんばり、旅行および欠乏状態（X50～X57）	・ 無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動（X50）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・ 旅行および移動（X51）（乗り物酔い等） ・ 無重力環境への長期滞在（X52）
・ その他および詳細不明の要因への不慮の曝露（X58～X59）	
3. 加害にもとづく傷害および死亡（X85～Y09）	
4. 法的介入および戦争行為（Y35～Y36）	・ 合法的処刑（Y35.5）
5. 内科的および外科的ケアの合併症（Y40～Y84）	・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
・ 治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤（Y40～Y59）によるもの（注3）	
・ 外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故（Y60～Y69）	
・ 治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具（Y70～Y82）によるもの	
・ 患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの（Y83～Y84）	

（注1）「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

（注2）洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。

（注3）外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎等は含まれません。

別表3 障害給付割合表

等級	身体障害	給付割合
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	10割
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったか、その用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	7割
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	5割
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少くとも1手指を含んで3手指以上失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	3割
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）を失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの	1.5割
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）の用を全く永久に失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指（母指）または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指（母指）を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	1割

備考（別表3）

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

3. 眼の障害（視力障害）

(1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3) 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(4) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

4. 言語またはそしゃくの障害

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。

① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合

③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2) 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意思の疎通が困難となり、その回復の見込がない場合をいいます。

(3) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

(4) 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込がない場合をいいます。

5. 耳の障害（聴力障害）

(1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行ないます。

(2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a・b・c デシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a+2b+c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

(3) 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記（2）の

$$\frac{1}{4} (a+2b+c)$$

の値が70デシベル以上（40cmを超えると話声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

6. 鼻の障害

(1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。

(2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

7. 上・下肢の障害

(1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

(2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

(3) 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込がない場合をいいます。

8. 脊柱の障害

(1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

(2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

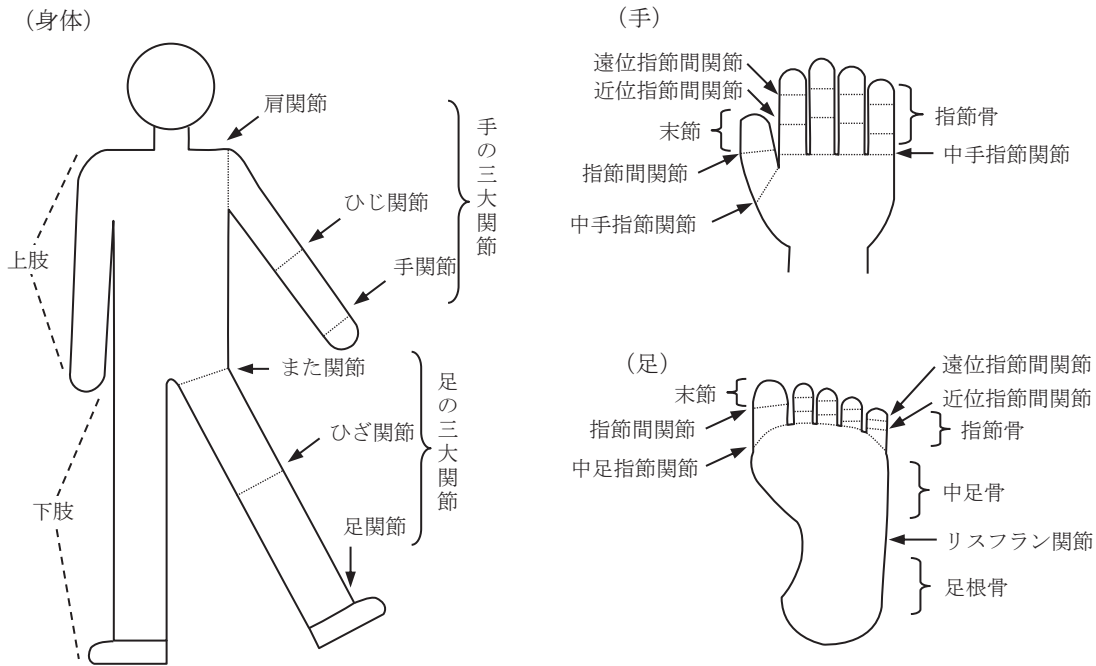
(3) 「脊柱（頸椎を除く）の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

9. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合せることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

10. 足指の障害

- (1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあつては指節間関節）が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。



別表4 身体の同一部位

- (1) 1上肢については、肩関節以下すべて同一部位とします。
- (2) 1下肢については、また関節以下すべて同一部位とします。
- (3) 眼については、両眼を同一部位とします。
- (4) 耳については、両耳を同一部位とします。
- (5) 脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。
- (6) 別表3の第1級の4、5、6もしくは7、第2級の8、9もしくは10、第3級の16または第4級の26の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢、1上肢と1下肢、10手指または10足指をそれぞれ同一部位とします。

別表5 対象となる所定の感染症

対象となる所定の感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
1. コレラ	A00
2. 腸チフス	A01.0
3. パラチフスA	A01.1
4. 細菌性赤痢	A03
5. 腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
6. ペスト	A20
7. ジフテリア	A36
8. 急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
9. ラッサ熱	A96.2
10. クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
11. マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
12. エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
13. 痘瘡	B03
14. 重症急性呼吸器症候群 [SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りませう。)	U04

(注) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りませう。）であるものに限りませう。）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項、第3項、第4項、第7項第3号または第8項の感染性の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、上記の対象となる所定の感染症に含めませう。

入院・手術特約（α） 目次

（この特約の内容）

1. 総則

第1条 特約の締結および責任開始期

第2条 特約の保険期間

2. 給付金等の支払

第3条 給付金等の支払

第4条 給付金等の支払に関する補則

第5条 給付金等の請求、支払時期および支払場所

3. 特約保険料の払込免除

第6条 特約保険料の払込免除

4. 特約保険料の払込および特約の失効

第7条 特約保険料の払込

第8条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱

第9条 特約の失効および消滅

5. 特約の復活

第10条 特約の復活

6. 特約の取消

第11条 詐欺による特約の取消

7. 告知義務および特約の解除

第12条 告知義務

第13条 告知義務違反による解除

第14条 特約を解除できない場合

第15条 重大事由による解除

8. 特約の解約

第16条 特約の解約

第17条 給付金等の受取人による保険契約の存続

9. 特約内容の変更

第18条 特約入院給付金日額の減額

10. 払戻金

第19条 解約払戻金

11. 特約の更新

第20条 特約の更新

12. 給付金等の受取人の変更

第21条 会社への通知による給付金等の受取人の変更

第22条 遺言による給付金等の受取人の変更

13. 契約者配当

第23条 契約者配当

14. 削除

第24条 削除

15. 管轄裁判所

第25条 管轄裁判所

16. 主約款の規定の準用

第26条 主約款の規定の準用

17. 特約の保険期間の変更に関する特則

第27条 特約の保険期間の変更に関する特則

入院・手術特約（α）

（この特約の内容）

この特約は、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。なお、この特約に解約払戻金はありません。

名称	給付の概要	給付の額
特約疾病入院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、この特約の責任開始期以後の疾病により1日以上入院したときにお支払いします。	特約入院給付金日額 × 入院日数
特約災害入院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、この特約の責任開始期以後の不慮の事故により1日以上入院したときにお支払いします。	特約入院給付金日額 × 入院日数
特約集中治療室入院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、この特約の責任開始期以後の疾病または不慮の事故により所定の集中治療室管理による治療が行なわれる入院をしたときにお支払いします。	特約入院給付金日額 × 3 × 集中治療室管理による治療が行なわれた入院日数
特約入院見舞給付金	被保険者が、特約疾病入院給付金または特約災害入院給付金が支払われる入院をしたときにお支払いします。	特約入院給付金日額 と同額
特約手術給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、この特約の責任開始期以後の原因により所定の手術を受けたときにお支払いします。	特約入院給付金日額 × 所定の給付倍率
特約保険料の払込免除	被保険者が、この特約の保険料払込期間中に、この特約の責任開始期以後の原因により所定の状態に該当したときに、その後の特約保険料の払込を免除します。	/

1. 総則

第1条（特約の締結および責任開始期）

- ① この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後であっても、保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約を主契約に中途付加することができます。この場合、保険契約者は、会社の定める方法で計算したこの特約に対する第1回保険料を、会社の指定した日までに払い込んでください。
- ③ この特約の責任開始期は、つぎのとおりとします。
 1. 第1項の規定によりこの特約を付加した場合
主契約の責任開始期
 2. 前項の規定によりこの特約を中途付加した場合
この特約に対する第1回保険料を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）
- ④ 第2項の規定によって、この特約を主契約に中途付加したときは、保険証券の交付は行なわず、書面により保険契約者に通知します。

第2条（特約の保険期間）

- ① この特約の保険期間は、前条第1項または第2項の規定により、この特約を主契約に付加した日から次項に定める満了日までとします。
- ② この特約の保険期間の満了日は、主契約の保険期間の満了日をこえないものとし、かつ、会社の取扱範囲内とします。この場合、主契約の年単位の契約当日の前日を、この特約の保険期間の満了日とします。

2. 給付金等の支払

第3条（給付金等の支払）

この特約において支払う特約疾病入院給付金、特約災害入院給付金、特約集中治療室入院給付金、特約入院見舞給付金または特約手術給付金（以下「給付金等」といいます。）は、つぎの表のとおりです。

名称	給付金等を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払金額	受取人	支払事由に該当しても給付金等を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
特約疾病入院給付金	<p>被保険者が、つぎの条件のすべてを満たす入院（別表3）をしたとき</p> <ol style="list-style-type: none"> この特約の責任開始期（復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始期。以下、同様とします。）以後に発病した疾病を直接の原因とする入院であること 疾病の治療を目的とする入院であること この特約の保険期間中に開始した入院であること 病院または診療所（別表4）における入院であること この特約の保険期間中の入院日数が1日（別表6）以上であること 	<p>次条に定める1回の入院につき、</p> <p>特約入院給付金日額 × 入院日数</p>	被保険者	<p>つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 被保険者の犯罪行為 被保険者の精神障害を原因とする事故 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 被保険者の薬物依存（別表5） 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波
特約災害入院給付金	<p>被保険者が、つぎの条件のすべてを満たす入院（別表3）をしたとき</p> <ol style="list-style-type: none"> この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）（以下「不慮の事故」といいます。）による傷害を直接の原因とする入院であること 傷害の治療を目的とする入院であること 第1号の事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院であること この特約の保険期間中に開始した入院であること 病院または診療所（別表4）における入院であること この特約の保険期間中の入院日数が1日（別表6）以上であること 	<p>同一の不慮の事故による次条に定める1回の入院につき、</p> <p>特約入院給付金日額 × 入院日数</p>	被保険者	<p>つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 被保険者の犯罪行為 被保険者の精神障害を原因とする事故 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波
特約集中治療室入院給付金	<p>被保険者が、つぎの条件のすべてを満たす入院（別表3）をしたとき</p> <ol style="list-style-type: none"> この特約の責任開始期以後に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とした、本条に定める特約疾病入院給付金または本条に定める特約災害入院給付金の支払事由に該当する入院であること この特約の保険期間中に開始した入院であり、かつ、不慮の事故による傷害を直接の原因とする入院については、事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院であること 特定集中治療室が設置されている病院（別表7）における特定集中治療室管理（別表8）による治療が行なわれた入院であること 	<p>特定集中治療室管理（別表8）による治療が行なわれた次条に定める1回の入院につき、</p> <p>特約入院給付金日額 × 3 × 特定集中治療室管理（別表8）による治療が行なわれた入院日数</p>	被保険者	<p>つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 被保険者の犯罪行為 被保険者の精神障害を原因とする事故 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 被保険者の薬物依存（別表5） 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波

名称	給付金等を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払金額	受取人	支払事由に該当しても給付金等を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
特約入院見舞給付金	被保険者が、本条に定める特約疾病入院給付金または本条に定める特約災害入院給付金が支払われる入院をしたとき	次条に定める1回の入院につき、 特約入院給付金日額と同額	被保険者	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき 1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 被保険者の精神障害を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 被保険者の薬物依存（別表5） 8. 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波
特約手術給付金	被保険者が、つぎの条件のすべてを満たす手術を受けたとき 1. この特約の責任開始期以後に発病した疾病（異常分娩（別表10）を含みます。以下、同様とします。）または発生した不慮の事故もしくは不慮の事故以外の外因による傷害を直接の原因とする手術であること 2. 治療を直接の目的とする手術であること 3. この特約の保険期間中に受けた手術であること 4. 病院または診療所（別表4）において受けた手術であること 5. 対象となる手術および給付倍率表（別表9）に定める種類の手術であること	次条に定める1回の手術につき、 特約入院給付金日額 × 別表9に定める給付倍率		

第4条（給付金等の支払に関する補則）

- ① つぎのいずれかに該当する入院は、疾病を直接の原因とする入院とみなして前条の規定を適用します。
 1. この特約の責任開始期以後に生じた不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的とした入院
 2. この特約の責任開始期以後に生じた不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日を経過して開始した入院
 3. この特約の責任開始期以後に開始した異常分娩（別表10）のための入院
- ② 被保険者が転入院または再入院をした場合で、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、会社がこれを認めるときは、継続した1回の入院とみなして取り扱います。
- ③ 2回以上入院した場合の取り扱いはつぎの各号のとおりとします。
 1. 被保険者が特約疾病入院給付金または特約集中治療室入院給付金の支払事由に該当する入院（不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に開始した特約集中治療室入院給付金の支払事由に該当する入院を除きます。）を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった疾病、不慮の事故もしくは不慮の事故以外の外因による傷害または異常分娩（別表10）が同一かまたは医学上重要な関係にあると会社が認めるときは、1回の入院とみなして取り扱います。ただし、特約疾病入院給付金または特約集中治療室入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。
 2. 被保険者が特約災害入院給付金または特約集中治療室入院給付金の支払事由に該当する入院（特約集中治療室入院給付金の支払事由に該当する入院については、不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限り）を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一であるときは、1回の入院とみなして取り扱います。ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限りです。
- ④ 被保険者が、疾病を直接の原因とする入院を開始したときに異なる疾病を併発していた場合またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなします。
- ⑤ 被保険者が2以上の不慮の事故により入院した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故（以下、本項において「主たる不慮の事故」といいます。）に対する特約災害入院給付金または特約集中治療室入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故（以下、本項において「異なる不慮の事故」といいます。）に対する特約災害入院給付金または特約集中治療室入院給付金は支払いません。ただし、その入院中に主たる不慮の事故により特約災害入院給付金または特約集中治療室入院給付金が支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故により特約災害入院給付金または特約集中治療室入院給付金を支払います。この場合、異なる不慮の事故に対する入院は、前条の規定にかかわらず、主たる不慮の事故により特約災害入院給付金または特約集中治療室入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日から開始したものとみなします。
- ⑥ 特約疾病入院給付金と特約災害入院給付金の支払事由が重複する場合の取扱はつぎの各号のとおりとします。
 1. 特約疾病入院給付金と特約災害入院給付金の支払事由が重複するときは、特約疾病入院給付金および特約災害入院給付金を重複しては支払いません。この場合、支払われないこととなる入院日数は、その入院給付金の給付限度の計算には算入しないものとします。
 2. 前条の規定により特約疾病入院給付金が支払われる入院中に不慮の事故により治療を目的とする入院を開始した場合には、不慮の事故により治療を目的とする入院を開始した日から、前条の規定による特約災害入院給付金が支払われる入院が開始されたものとみなします。その場合には、被保険者の不慮の事故による治療を目的とする入院の期間中は特約疾病入院給付金は支払いません。
 3. 前条の規定により特約災害入院給付金が支払われる入院中に疾病の治療を目的とする入院を開始した場合には、疾

病の治療を目的とする入院を開始した日から、前条の規定による特約疾病入院給付金が支払われる入院が開始されたものとみなします。その場合には、被保険者の疾病の治療を目的とする入院の期間中は特約災害入院給付金は支払いしません。

- ⑦ 被保険者が同一の日に特約集中治療室入院給付金の支払事由に複数回該当した場合でも、会社は、特約集中治療室入院給付金を重複して支払いません。
- ⑧ 被保険者が同時に2種類以上の手術を受けた場合には、給付倍率の高いいずれか1種類のみの手術を受けたものとします。
- ⑨ 被保険者の入院中に特約入院給付金日額の変更があった場合には、各日現在の特約入院給付金日額を基準として特約疾病入院給付金、特約災害入院給付金および特約集中治療室入院給付金の支払金額を計算します。
- ⑩ 前条に定める特約入院見舞給付金の支払金額にかかる特約入院給付金日額とは、被保険者が特約疾病入院給付金または特約災害入院給付金の支払われる入院を開始した日現在の特約入院給付金日額とします。
- ⑪ 被保険者が、前条に規定する入院中にこの特約の保険期間が満了した場合は、特約の保険期間の満了時を含んで継続しているその入院については、この特約の保険期間中の入院とみなして取り扱います。
- ⑫ 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病、発生した不慮の事故または不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的として入院または手術を受けた場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始または手術を受けたときは、その入院または手術はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- ⑬ この特約の特約疾病入院給付金、特約災害入院給付金および特約集中治療室入院給付金の給付日数の限度はつぎの各号のとおりとします。

1. 特約疾病入院給付金および特約災害入院給付金

給付日数限度の型に応じてつぎのとおりとし、保険契約者はこの特約の締結（第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定による中途付加の場合を含みます。以下、同様とします。）の際、つぎのいずれかの型を選択することとします。

給付日数限度の型	給付金の種類	給付日数の限度	
		1回の入院	通算
60日型	特約疾病入院給付金	各60日	各1,095日
	特約災害入院給付金		
120日型	特約疾病入院給付金	各120日	各1,095日
	特約災害入院給付金		

2. 特約集中治療室入院給付金

1回の入院の給付日数の限度	通算の給付日数の限度
14日（ただし、広範囲熱傷特定集中治療室管理を含む場合は60日）	120日

3. 第1号の規定により選択された給付日数限度の型は、特約の締結後変更することはできません。

- ⑭ 保険契約者は、前条の規定にかかわらず、被保険者の同意を得て、給付金等の受取人を保険契約者とすることができます。
- ⑮ 保険契約者が法人である場合には、前条の規定にかかわらず、給付金等の受取人はその法人とします。
- ⑯ 被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により入院または手術を受けた場合でも、その原因で入院または手術を受けた被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、給付金等の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑰ 前条の支払事由の規定にかかわらず、被保険者が、この特約の責任開始期前に発病した疾病を直接の原因として前条に定める特約疾病入院給付金、特約集中治療室入院給付金または特約手術給付金の支払事由に該当したときは、つぎの各号に定めるとおり取り扱います。

- 1. この特約の締結または復活の際に、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実に基づいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で特約疾病入院給付金、特約集中治療室入院給付金または特約手術給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
- 2. その疾病について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察、検査、治療または投薬を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドック検診において異常（要経過観察、要再検査、要精密検査または要治療を含みます。）の指摘を受けたことがない場合には、特約疾病入院給付金、特約集中治療室入院給付金または特約手術給付金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第5条（給付金等の請求、支払時期および支払場所）

- ① 給付金等の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者またはその受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 給付金等の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかに請求書類（別表1）を会社に提出して、その請求をしてください。
- ③ 給付金等の支払事由が生じた場合に、被保険者に給付金等を請求できない事情があるときは、被保険者の配偶者（配偶者がいない場合には被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にする親族）は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえ、被保険者のために被保険者に代ってその給付金等を請求することができます。
- ④ 前項の規定により会社が給付金等を代理人に支払った場合には、その後重複してその給付金等の請求を受けても会

社はこれを支払いません。

- ⑤ 給付金等は、第2項の請求書類（別表1）が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ⑥ 給付金等を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時から給付金等請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行いません。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金等を支払うべき期限は、第2項の請求書類（別表1）が会社に到達した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
 1. 給付金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 給付金等の支払事由に該当する事実の有無
 2. 給付金等の免責事由に該当する可能性がある場合 給付金等の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合 会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約または主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める重大事由、詐欺もしくは不法取得目的に該当する可能性がある場合 前2号に定める事項、第15条（重大事由による解除）第1項第4号ア。からオ。までに該当する事実の有無または保険契約者もしくは被保険者のこの特約の締結の目的もしくは給付金等請求の意図に関するこの特約の締結時から給付金等請求時までにおける事実
- ⑦ 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、給付金等を支払うべき期限は、第2項の請求書類（別表1）が会社に到達した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者または被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90日
- ⑧ 前2項の場合、会社は給付金等を請求した者に通知します。
- ⑨ 第6項および第7項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金等を支払いません。

3. 特約保険料の払込免除

第6条（特約保険料の払込免除）

- ① 主契約について保険料の払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
- ② 特約保険料の払込が免除された場合には、以後、払込期月の契約応当日ごとに所定の特約保険料の払込があったものとして取り扱います。
- ③ 特約保険料の払込が免除された特約については、「9. 特約内容の変更」は取り扱いません。
- ④ 特約保険料の払込が免除されたときは、保険証券に裏書します。

4. 特約保険料の払込および特約の失効

第7条（特約保険料の払込）

- ① この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料前納の場合も同様とします。
- ② 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約はその保険料の払込期月の契約応当日から将来に向かって解約されたものとします。
- ③ 保険料（主契約の保険料、主契約に付加されている他の特約の保険料およびこの特約の保険料とします。以下、本条および次条において同様とします。）が払い込まれないまま払込期月の契約応当日以後末日までに給付金等の支払事由が生じた場合には、その支払うべき金額から未払込の保険料を差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者はその未払込の保険料を払い込んでください。
- ④ 前項の場合、未払込の保険料の払込については、次条第2項の規定を準用します。

第8条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

- ① 保険料払込の猶予期間中に、給付金等の支払事由が生じた場合には、その支払うべき金額から未払込の保険料を差し引きます。
- ② 前項の場合で、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この未払込の保険料が払い込まれない場合には、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第9条（特約の失効および消滅）

- ① 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

- ② 主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は消滅したものとみなします。

5. 特約の復活

第10条（特約の復活）

- ① 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
② 会社がこの特約の復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

6. 特約の取消

第11条（詐欺による特約の取消）

保険契約者または被保険者の詐欺によってこの特約を締結または復活したときは、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

7. 告知義務および特約の解除

第12条（告知義務）

会社が、この特約の締結または復活の際、支払事由および特約保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知してください。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知してください。

第13条（告知義務違反による解除）

- ① 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、前条の規定により会社が告知を求めた事項について事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
② 会社は、給付金等の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定により、この特約を解除することができます。
③ 前項の場合には、会社は、給付金等の支払または特約保険料の払込免除を行いません。また、すでに給付金等の支払または特約保険料の払込免除を行っていたときは、会社は、給付金等の返還を請求し、または、払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、給付金等の支払事由または特約保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、給付金等の支払または特約保険料の払込免除を行いません。
④ 第1項または第2項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者に通知をします。

第14条（特約を解除できない場合）

- ① 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条の規定によるこの特約の解除をすることはできません。
1. 会社が、この特約の締結または復活の際に、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失によって知らなかったとき
2. 会社のためにこの特約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のためにこの特約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第12条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
5. この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、2年以内に解除の原因となる事実に基づいて給付金等の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じていた場合を除きます。
② 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第15条（重大事由による解除）

- ① 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
1. 保険契約者または被保険者が、この特約の給付金等または特約保険料の払込免除を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
2. この特約の給付金等または特約保険料の払込免除の請求に関し、保険契約者または給付金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
4. 保険契約者または被保険者が、つぎのいずれかに該当する場合
ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力

- イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- エ. 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

- 5. 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者または被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前4号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 会社は、給付金等の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によりこの特約を解除することができます。
- ③ 前項の場合には、会社は、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または払込免除事由による給付金等の支払または特約保険料の払込免除を行いません。また、この場合に、すでに給付金等の支払または特約保険料の払込免除を行っていたときは、会社は、給付金等の返還を請求し、または、払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ④ 第1項または第2項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者に通知をします。

8. 特約の解約

第16条（特約の解約）

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- ② 保険契約者がこの特約の解約を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- ③ この特約が解約されたときは、保険証券に裏書します。

第17条（給付金等の受取人による保険契約の存続）

- ① 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たす給付金等の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（会社が債権者等に支払った金額がある場合は、その金額を差し引いた金額とします。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - 1. 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - 2. 保険契約者でないこと
- ③ 前項の通知をするときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。

9. 特約内容の変更

第18条（特約入院給付金日額の減額）

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、特約入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の特約入院給付金日額が会社の定める額に満たないときは、特約入院給付金日額の減額を取り扱いません。
- ② 保険契約者が特約入院給付金日額の減額を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- ③ 特約入院給付金日額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。
- ④ 特約入院給付金日額の減額の効力は、会社が承認した時から生じます。
- ⑤ 特約入院給付金日額が減額されたときは、保険証券に裏書します。

10. 払戻金

第19条（解約払戻金）

この特約に対する解約払戻金はありません。

11. 特約の更新

第20条（特約の更新）

- ① この特約の保険期間が満了するときは、保険契約者がこの特約の保険期間の満了日の2週間前までに特に申し出ない限り、この特約は、この特約の保険期間の満了日の翌日（以下、本条において「特約更新日」といいます。）に更新して継続されます。
- ② 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、この特約は更新されません。
 - 1. 更新後のこの特約（以下、本条において「更新後特約」といいます。）の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が、会社の定める年齢をこえるとき
 - 2. 更新前のこの特約（以下、本条において「更新前特約」といいます。）の保険期間が一定年齢を満期とする歳満期であるとき
 - 3. 更新前特約の保険期間の満了日までの保険料が払い込まれていないとき

4. 特約更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき
- ③ 更新後特約の保険期間は、更新前特約の保険期間と同じとします。ただし、前項第1号に該当する場合には、保険期間を短縮して更新します。
 - ④ 前項の規定にかかわらず、この特約は、会社の取扱範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。
 - ⑤ 更新後特約の特約入院給付金日額は、更新前特約の特約入院給付金日額と同額とします。
 - ⑥ 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、更新の際に会社の取扱範囲内で、特約入院給付金日額を変更することができます。この場合には、第1項の規定にかかわらず、更新前特約の保険期間の満了日の2か月前までに申し出てください。
 - ⑦ この特約の保険料の払込が免除された場合で、第1項の規定により更新されるときは、前項の規定にかかわらず、特約入院給付金日額の変更は取り扱いません。
 - ⑧ 更新後特約の保険料は、特約更新日における被保険者の年齢により計算します。
 - ⑨ 更新後特約の第1回保険料は、特約更新日の属する月の末日までに払い込んでください。
 - ⑩ 前項の場合、つぎの各号に関する規定を準用します。
 - 1. 第7条（特約保険料の払込）第3項
 - 2. 第8条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）
 - 3. 主約款の「保険料払込の猶予期間」
 - ⑪ 第9項の更新後特約の第1回保険料が猶予期間満了日までに払い込まれなかったときには、この特約は更新されなかったものとします。
 - ⑫ 更新後特約については、新たな保険証券の交付は行なわず、更新完了通知書を交付します。
 - ⑬ この特約が更新された場合には、給付金等の支払、給付金等の支払に関する補則、特約保険料の払込免除、告知義務、詐欺による特約の取消、告知義務違反による解除および特約を解除できない場合に関する規定の適用に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。
 - ⑭ 更新後特約においては、特約更新日におけるこの特約の特約条項および保険料率を適用します。
 - ⑮ 第2項第4号の規定により、この特約が更新されない場合には、会社の定める他の特約に変更し、本条の取扱に準じて更新を取り扱います。
 - ⑯ 会社の定める他の特約からこの特約へ更新する場合には、本条の取扱に準じて更新を取り扱います。

12. 給付金等の受取人の変更

第21条（会社への通知による給付金等の受取人の変更）

- ① 保険契約者は、給付金等の支払事由が生じるまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により給付金等の受取人を変更することができます。この場合、変更後の給付金等の受取人は被保険者または保険契約者であることを要します。なお、変更後の給付金等の受取人が被保険者である場合は、被保険者の同意を要しません。
- ② 主約款に定める保険契約者の変更の規定により、保険契約者を法人に変更する場合には、給付金等の受取人をその法人とします。この場合、第1項の規定にかかわらず、給付金等の受取人をその法人以外の者に変更することはできません。
- ③ 第1項の通知をするときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に裏書します。
- ④ 第1項の通知が会社に到達した場合には、給付金等の受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、第1項の通知が会社に到達する前に変更前の給付金等の受取人に給付金等を支払ったときは、その支払い後に変更後の給付金等の受取人から給付金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第22条（遺言による給付金等の受取人の変更）

- ① 前条に定めるほか、保険契約者は、給付金等の支払事由が生じるまでは、法律上有効な遺言により、給付金等の受取人を変更することができます。この場合、変更後の給付金等の受取人は被保険者または保険契約者であることを要します。
- ② 前項の規定により、給付金等の受取人を保険契約者に変更する場合は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- ③ 前2項による給付金等の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- ④ 前項の通知をするときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に裏書します。

13. 契約者配当

第23条（契約者配当）

この特約の契約者配当はありません。

14. 削除

第24条 削除

15. 管轄裁判所

第25条（管轄裁判所）

この特約における給付金等または特約保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

16. 主約款の規定の準用

第26条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

17. 特約の保険期間の変更に関する特則

第27条（特約の保険期間の変更に関する特則）

- ① 保険契約者は、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続しているときは、会社の取扱範囲内で、被保険者の選択を受けることなく、保険期間が有期のこの特約（以下、本条において「変更前特約」といいます。）を保険期間が終身のこの特約（以下、本条において「変更後特約」といいます。）へ変更することができます。
- ② 前項の場合、変更前特約の保険期間の満了日の翌日を変更日（以下、本条において「変更日」といいます。）とします。
- ③ 特約の保険期間の変更の際には、つぎの条件を満たしていることを要します。
 1. 変更前特約が特約保険料の払込免除の適用を受けていないこと
 2. 変更前特約に特別条件がついていないこと
 3. 変更日における被保険者の年齢が会社の取扱年齢の範囲内であること
- ④ 変更後特約の特約入院給付金日額は、変更前特約の特約入院給付金日額の同額以下とします。
- ⑤ 変更後特約には、変更後特約の特約条項を適用し、その保険料は、変更日における保険料率および被保険者の年齢により計算します。
- ⑥ 変更後特約の第1回保険料は、その払込方法〔回数〕を主契約の保険料払込方法〔回数〕と同じとし、変更日の前日までに払い込むことを要します。
- ⑦ 前項の場合で、変更後特約の第1回保険料が払い込まれないときは、特約の保険期間の変更が行なわれなかったものとして取り扱います。
- ⑧ 変更後特約の責任開始の日は変更日とします。ただし、変更後特約の給付金等の支払の規定または詐欺による特約の取消、告知義務、告知義務違反による解除および特約を解除できない場合の規定を適用するときは、変更前特約の保険期間と変更後特約の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
- ⑨ 保険契約者が特約の保険期間の変更を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- ⑩ 特約の保険期間が変更されたときは、保険証券に裏書します。

備考

1. 治療を目的とする入院

「治療を目的とする入院」とは、治療のための入院をいい、例えば、美容上の処置、正常分娩、治療処置を伴わない人間ドック検査などのための入院は該当しません。

2. 治療を直接の目的とする手術

美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは、「治療を直接の目的とする手術」には該当しません。

3. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、例えば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患の関係や、胃がんと転移した肝臓がんの関係をいいます。

別表1 請求書類

	項目	請求書類
1	特約疾病入院給付金 特約集中治療室入院給付金 （災害以外の場合） 特約入院見舞給付金（災害以外の場合）	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、被保険者と受取人が同一の場合は不要） (5) 入院給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 保険証券 (7) 最終の保険料領収証
2	特約災害入院給付金 特約集中治療室入院給付金 （災害による場合） 特約入院見舞給付金（災害による場合）	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 不慮の事故であることを証する書類 (5) 被保険者の住民票（ただし、被保険者と受取人が同一の場合は不要） (6) 入院給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (7) 保険証券 (8) 最終の保険料領収証
3	特約手術給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、被保険者と受取人が同一の場合は不要） (5) 手術給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 保険証券 (7) 最終の保険料領収証 (8) 不慮の事故による手術の場合には、不慮の事故であることを証する書類
4	特約の解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 最終の保険料領収証
5	給付金等の受取人による保険契約の存続	(1) 会社所定の通知書 (2) 給付金等の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類
6	特約内容の変更 特約入院給付金日額の減額 特約の保険期間の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 最終の保険料領収証
7	会社への通知による給付金等の受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 最終の保険料領収証
8	遺言による給付金等の受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 法律上有効な遺言書の写し (3) 相続人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 保険証券
<p>会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類のうち不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。</p>		

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、表1によって定義づけられる急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類のうち表2に定めるものをいいます（ただし、表2の「除外するもの」欄にあるものを除きます）。

表1 急激、偶発、外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。）

表2 対象となる不慮の事故の分類項目（基本分類コード）

分類項目（基本分類コード）	除外するもの
1. 交通事故（V01～V99）	
2. 不慮の損傷のその他の外因（W00～X59）	・ 飢餓・ 渴
・ 転倒・ 転落（W00～W19）	
・ 生物によらない機械的な力への曝露（W20～W49）（注1）	・ 騒音への曝露（W42） ・ 振動への曝露（W43）
・ 生物による機械的な力への曝露（W50～W64）	
・ 不慮の溺死および溺水（W65～W74）	
・ その他の不慮の窒息（W75～W84）	・ 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の次の誤嚥〈吸引〉 胃内容物の誤嚥〈吸引〉（W78） 気道閉塞を生じた食物の誤嚥〈吸引〉（W79） 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥〈吸引〉（W80）
・ 電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露（W85～W99）	・ 高圧、低圧および気圧の変化への曝露（W94）（高山病等）
・ 煙、火および火炎への曝露（X00～X09）	
・ 熱および高温物質との接触（X10～X19）	
・ 有毒動植物との接触（X20～X29）	
・ 自然の力への曝露（X30～X39）	・ 自然の過度の高温への曝露（X30）中の気象条件によるもの（熱中症、日射病、熱射病等）
・ 有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露（X40～X49）（注2）（注3）	・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
・ 無理ながんばり、旅行および欠乏状態（X50～X57）	・ 無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動（X50）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・ 旅行および移動（X51）（乗り物酔い等） ・ 無重力環境への長期滞在（X52）
・ その他および詳細不明の要因への不慮の曝露（X58～X59）	
3. 加害にもとづく傷害および死亡（X85～Y09）	
4. 法的介入および戦争行為（Y35～Y36）	・ 合法的処刑（Y35.5）

分類項目（基本分類コード）	
	除外するもの
5. 内科的および外科的ケアの合併症（Y40～Y84）	・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
・ 治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤（Y40～Y59）によるもの（注3）	
・ 外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故（Y60～Y69）	
・ 治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具（Y70～Y82）によるもの	
・ 患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの（Y83～Y84）	

（注1）「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

（注2）洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。

（注3）外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎等は含まれません。

別表3 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下、同様とします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下、同様とします。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表4に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表4 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。

- （1）医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
- （2）前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表5 薬物依存

「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D-10（2003年版）準拠」に記載された分類のうち、F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬などを含みます。

別表6 入院日数が1日

「入院日数が1日」とは、入院日と退院日を同一の日とする備考1. および別表3に定める入院をいい、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

別表7 特定集中治療室が設置されている病院

「特定集中治療室が設置されている病院」とは、医療法に定める日本国内にある病院で、かつ、平成10年10月1日現在の平成6年3月16日厚生省告示第61号「厚生大臣の定める施設基準」六、「特定集中治療室管理、新生児特定集中治療室管理、総合周産期特定集中治療室管理又は広範囲熱傷特定集中治療室管理の施設基準」に適合していると、都道府県知事に届出を行なった保険医療機関である病院（平成12年3月17日厚生省告示第67号「基本診療料の施設基準等」、第八「特定入院料の施設基準」、「三 特定集中治療室管理料及び広範囲熱傷特定集中治療室管理料の施設基準」または「四 新生児特定集中治療室管理料、総合周産期特定集中治療室管理料の施設基準」に適合しているとして、地方社会保険事務局長に届出を行なった保険医療機関である病院を含みます。）をいいます。

別表8 特定集中治療室管理

「特定集中治療室管理」とは、平成12年3月17日現在の平成6年3月16日厚生省告示第54号「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」における特定入院料の算定の規定のうち、「特定集中治療室管理料」、「総合周産期特定集中治療室管理料のうち母体・胎児集中治療室管理料」または「広範囲熱傷特定集中治療室管理料」の算定対象となる入院をいいます。

備考（別表7・別表8）

1. 特定集中治療室管理料の算定対象となる入院

つぎに該当し、かつ、医師が特定集中治療室において集中治療が必要であると認めたものです。

- ア 意識障害または昏睡
- イ 急性呼吸不全または慢性呼吸不全の急性増悪
- ウ 急性心不全（心筋梗塞を含む。）
- エ 急性薬物中毒

- オ ショック
- カ 重篤な代謝障害（肝不全、腎不全、重症糖尿病等）
- キ 広範囲熱傷
- ク 大手術後
- ケ 救急蘇生後
- コ その他外傷、破傷風等で重篤なもの

2. 総合周産期特定集中治療室管理料のうち母体・胎児集中治療室管理料の算定対象となる入院

つぎに掲げる疾患等、母体または胎児に対するリスクの高い妊娠について医療を行なう必要があり、かつ、常時十分な監視のもとに適時適切な治療を行なうために医師が母体・胎児集中治療室において集中治療が必要であると認めたものです。

- ア 合併症妊娠
- イ 妊娠中毒症
- ウ 多胎妊娠
- エ 胎盤位置異常
- オ 切迫流早産
- カ 胎児発育遅延や胎児奇形などの胎児異常を伴うもの

3. 広範囲熱傷特定集中治療室管理料の算定対象となる入院

2度熱傷30%程度以上の重症広範囲熱傷患者であり、かつ、医師が広範囲熱傷特定集中治療室において集中治療が必要であると認めたものです。

別表9 対象となる手術および給付倍率表

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～88を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術番号	対象となる手術の種類	給付倍率
§ 皮膚・乳房の手術		
1.	植皮術（25cm ² 未満は除く。）	20
2.	乳房切断術	20
§ 筋骨の手術（抜釘術は除く。）		
3.	骨移植術	20
4.	骨髄炎・骨結核手術（膿瘍の単なる切開は除く。）	20
5.	頭蓋骨観血手術（鼻骨・鼻中隔を除く。）	20
6.	鼻骨観血手術（鼻中隔彎曲症手術を除く。）	10
7.	上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（歯・歯肉の処置に伴うものを除く。）	20
8.	脊椎・骨盤観血手術	20
9.	鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	10
10.	四肢切断術（手指・足指を除く。）	20
11.	切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴うもの。）	20
12.	四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指を除く。）	10
13.	筋・腱・靭帯観血手術（手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。）	10
§ 呼吸器・胸部の手術		
14.	慢性副鼻腔炎根本手術	10
15.	喉頭全摘除術	20
16.	気管・気管支、肺、胸膜手術（開胸手術を伴うもの。）	20
17.	胸郭形成術	20
18.	縦隔腫瘍摘出術	40
§ 循環器・脾の手術		
19.	観血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術を除く。）	20
20.	静脈瘤根本手術	10
21.	大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うもの。）	40
22.	心膜切開・縫合術	20
23.	直視下心臓内手術	40
24.	体内用ペースメーカー埋込術	20
25.	脾摘除術	20
§ 消化器の手術		
26.	耳下腺腫瘍摘出術	20
27.	顎下腺腫瘍摘出術	10
28.	食道離断術	40
29.	胃切除術	40
30.	その他の胃・食道手術（開胸・開腹術を伴うもの。）	20
31.	腹膜炎手術	20
32.	肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術	20
33.	ヘルニア根本手術	10
34.	虫垂切除術・盲腸縫縮術	10
35.	直腸脱根本手術	20
36.	その他の腸・腸間膜手術（開腹術を伴うもの。）	20
37.	痔瘻・脱肛・痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。）	10
§ 尿・性器の手術		
38.	腎移植手術（受容者に限る。）	40
39.	腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
40.	尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
41.	尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
42.	陰茎切断術	40
43.	睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	20
44.	陰嚢水腫根本手術	10
45.	子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。）	40
46.	子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10
47.	帝王切開娩出術	10
48.	子宮外妊娠手術	20
49.	子宮脱・陰脱手術	20
50.	その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。）	20
51.	卵管・卵巣観血手術（経腔的操作は除く。）	20
52.	その他の卵管・卵巣手術	10

手術番号	対象となる手術の種類	給付倍率
§ 内分泌器の手術		
53.	下垂体腫瘍摘除術	40
54.	甲状腺手術	20
55.	副腎全摘除術	20
§ 神経の手術		
56.	頭蓋内観血手術	40
57.	神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。）	20
58.	観血的脊髄腫瘍摘出手術	40
59.	脊髄硬膜内外観血手術	20
§ 感覚器・視器の手術		
60.	眼瞼下垂症手術	10
61.	涙小管形成術	10
62.	涙嚢鼻腔吻合術	10
63.	結膜嚢形成術	10
64.	角膜移植術	10
65.	観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10
66.	虹彩前後癒着剥離術	10
67.	緑内障観血手術	20
68.	白内障・水晶体観血手術	20
69.	硝子体観血手術	10
70.	網膜剥離症手術	10
71.	レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
72.	眼球摘除術・組織充填術	20
73.	眼窩腫瘍摘出術	20
74.	眼筋移植術	10
§ 感覚器・聴器の手術		
75.	観血的鼓膜・鼓室形成術	20
76.	乳様洞削開術	10
77.	中耳根本手術	20
78.	内耳観血手術	20
79.	聴神経腫瘍摘出術	40
§ 悪性新生物の手術		
80.	悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	40
81.	悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
82.	その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	20
§ 上記以外の手術		
83.	上記以外の開頭術	20
84.	上記以外の開胸術	20
85.	上記以外の開腹術	10
86.	衝撃波による体内結石破砕術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	20
87.	ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
§ 新生物根治放射線照射		
88.	新生物根治放射線照射（50グレイ以上の照射で施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10

別表10 異常分娩

「異常分娩」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の「分娩（O80～O84）」のうち、「自然頭位分娩（O80.0）」、「その他の単胎自然分娩（O80.8）」および「単胎自然分娩，詳細不明（O80.9）」を除くものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

生活習慣病入院特約（α） 目次

（この特約の内容）

1. 総則

第1条 特約の締結および責任開始期

第2条 特約の保険期間

2. 生活習慣病入院給付金の支払

第3条 生活習慣病入院給付金の支払

第4条 生活習慣病入院給付金の支払に関する補則

第5条 生活習慣病入院給付金の請求、支払時期および支払場所

3. 特約保険料の払込免除

第6条 特約保険料の払込免除

4. 特約保険料の払込および特約の失効

第7条 特約保険料の払込

第8条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱

第9条 特約の失効および消滅

5. 特約の復活

第10条 特約の復活

6. 特約の取消

第11条 詐欺による特約の取消

7. 告知義務および特約の解除

第12条 告知義務

第13条 告知義務違反による解除

第14条 特約を解除できない場合

第15条 重大事由による解除

8. 特約の解約

第16条 特約の解約

第17条 生活習慣病入院給付金の受取人による保険契約の存続

9. 特約内容の変更

第18条 生活習慣病入院給付金額の減額

10. 払戻金

第19条 解約払戻金

11. 特約の更新

第20条 特約の更新

12. 契約者配当

第21条 契約者配当

13. 削除

第22条 削除

14. 管轄裁判所

第23条 管轄裁判所

15. 主約款の規定の準用

第24条 主約款の規定の準用

16. 特約の保険期間の変更に関する特則

第25条 特約の保険期間の変更に関する特則

生活習慣病入院特約（α）

（この特約の内容）

この特約は、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。なお、この特約に解約払戻金はありません。

名称	給付の概要	給付の額
生活習慣病入院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、この特約の責任開始期以後の生活習慣病により1日以上入院したときにお支払いします。	生活習慣病入院給付金日額 × 入院日数
特約保険料の払込免除	被保険者が、この特約の保険期間中に、この特約の責任開始期以後の原因により所定の状態に該当したときに、その後の特約保険料の払込を免除します。	/

1. 総則

第1条（特約の締結および責任開始期）

- ① この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後であっても、保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約を主契約に中途付加することができます。この場合、保険契約者は、会社の定める方法で計算したこの特約に対する第1回保険料を、会社の指定した日までに払い込んでください。
- ③ この特約の責任開始期は、つぎのとおりとします。
 1. 第1項の規定によりこの特約を付加した場合
主契約の責任開始期
 2. 前項の規定によりこの特約を付加した場合
この特約に対する第1回保険料を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）
- ④ 第2項の規定によって、この特約を主契約に中途付加したときは、保険証券の交付は行なわず、書面により保険契約者に通知します。

第2条（特約の保険期間）

- ① この特約の保険期間は、前条第1項または第2項の規定により、この特約を主契約に付加した日から次項に定める満了日までとします。
- ② この特約の保険期間の満了日は、主契約の保険期間の満了日をこえないものとし、かつ、会社の取扱範囲内とします。この場合、主契約の年単位の契約応当日の前日を、この特約の保険期間の満了日とします。

2. 生活習慣病入院給付金の支払

第3条（生活習慣病入院給付金の支払）

この特約において支払う生活習慣病入院給付金は、つぎの表のとおりです。

名称	生活習慣病入院給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払金額	受取人
生活習慣病入院給付金	被保険者が、つぎの条件のすべてを満たす入院（別表3）をしたとき 1. この特約の責任開始期（復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始期。以下、同様とします。）以後に発病した生活習慣病（別表2）（以下「生活習慣病」といいます。）を直接の原因とする入院であること 2. 生活習慣病の治療を目的とする入院であること 3. この特約の保険期間中に開始した入院であること 4. 病院または診療所（別表4）における入院であること 5. この特約の保険期間中の入院日数が1日以上（別表5）であること	次条に定める1回の入院につき、 生活習慣病入院給付金日額 × この特約の保険期間中における生活習慣病の治療を目的とする入院日数	被保険者

第4条（生活習慣病入院給付金の支払に関する補則）

- ① この特約の責任開始期以後に開始された生活習慣病以外の事由による入院中に生活習慣病を併発し、前条に規定する生活習慣病の治療を開始したときは、生活習慣病の治療を直接の目的として入院を継続したものと会社が認めたとときに限り、生活習慣病の治療を開始した日（この特約の保険期間中であることを要します。）を入院開始日とみなし、前条に規定する生活習慣病入院給付金を支払います。
- ② 被保険者が、同一の生活習慣病（別表2において同一の種類に分類される生活習慣病は同一の生活習慣病として取り扱います。また、異なる種類に分類される生活習慣病で医学上重要な関係にあると会社が認めた生活習慣病は、同一の生活習慣病として取り扱います。）を直接の原因として前条に規定する入院を2回以上したときは、1回の入院とみなして取り扱います。ただし、生活習慣病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。
- ③ 被保険者が、生活習慣病を直接の原因とする入院を開始したときに異なる生活習慣病を併発していた場合またはその入院中に異なる生活習慣病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった生活習慣病により継続して入

院したものとみなします。

- ④ 被保険者の入院中に生活習慣病入院給付金日額の減額があった場合には、各日現在の生活習慣病入院給付金日額を基準として生活習慣病入院給付金の支払金額を計算します。
- ⑤ 被保険者が、前条に規定する入院中にこの特約の保険期間が満了した場合は、特約の保険期間の満了時を含んで継続しているその入院については、この特約の保険期間中の入院とみなして取り扱います。
- ⑥ 被保険者が責任開始期前に発病した生活習慣病の治療を目的として入院した場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- ⑦ この特約の生活習慣病入院給付金の給付日数の限度は、給付日数限度の型に応じてつぎの表のとおりとし、保険契約者はこの特約の締結（第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定による中途付加の場合を含みます。以下、同様とします。）の際、つぎのいずれかの型を選択することとします。

給付日数限度の型	給付日数限度	
	1回の入院	通算
60日型	60日	1,095日
120日型	120日	1,095日

- ⑧ 前項の規定により選択された給付日数限度の型は、特約の締結後変更することはできません。
- ⑨ 保険契約者が法人である場合には、前条の規定にかかわらず、生活習慣病入院給付金の受取人はその法人とします。
- ⑩ 前項の場合を除き、生活習慣病入院給付金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。
- ⑪ 前条の支払事由の規定にかかわらず、被保険者が、この特約の責任開始期前に発病した生活習慣病を直接の原因として前条に定める生活習慣病入院給付金の支払事由に該当したときは、つぎの各号に定めるとおり取り扱います。
 - 1. この特約の締結または復活の際に、会社が、告知等により知っていたその生活習慣病に関する事実に基づいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で生活習慣病入院給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その生活習慣病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - 2. その生活習慣病について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察、検査、治療または投薬を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドック検診において異常（要経過観察、要再検査、要精密検査または要治療を含みます。）の指摘を受けたことがない場合には、生活習慣病入院給付金を支払います。ただし、その生活習慣病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第5条（生活習慣病入院給付金の支払請求、支払時期および支払場所）

- ① 生活習慣病入院給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、保険契約者またはその受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- ② 生活習慣病入院給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、すみやかに請求書類（別表1）を会社に提出して、その請求をしてください。
- ③ 生活習慣病入院給付金の支払事由が生じた場合に、被保険者に生活習慣病入院給付金を請求できない事情があるときは、被保険者の配偶者（配偶者がいない場合には被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にする親族）は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえ、被保険者のために被保険者に代ってその生活習慣病入院給付金を請求することができます。
- ④ 前項の規定により会社が生活習慣病入院給付金を代理人に支払った場合には、その後重複してその生活習慣病入院給付金の請求を受けても会社はこれを支払いません。
- ⑤ 生活習慣病入院給付金は、第2項の請求書類（別表1）が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本店または会社の指定した場所で支払います。
- ⑥ 生活習慣病入院給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時から生活習慣病入院給付金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行いません。この場合には、前項の規定にかかわらず、生活習慣病入院給付金を支払うべき期限は、第2項の請求書類（別表1）が会社に到達した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
 - 1. 生活習慣病入院給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 生活習慣病入院給付金の支払事由に該当する事実の有無
 - 2. 告知義務違反に該当する可能性がある場合 会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - 3. この特約または主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める重大事由、詐欺もしくは不法取得目的に該当する可能性がある場合 前号に定める事項、第15条（重大事由による解除）第1項第4号ア. からオ. までに該当する事実の有無または保険契約者もしくは被保険者のこの特約の締結の目的もしくは生活習慣病入院給付金請求の意図に関するこの特約の締結時から生活習慣病入院給付金請求時までにおける事実
- ⑦ 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、生活習慣病入院給付金を支払うべき期限は、第2項の請求書類（別表1）が会社に到達した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 - 1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 - 2. 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 90日
 - 3. 前項第1号または第3号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な

特別の調査、分析または鑑定 120日

4. 前項第1号または第3号に定める事項に関し、保険契約者または被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第1号または第3号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90日

⑧ 前2項の場合、会社は生活習慣病入院給付金を請求した者に通知します。

⑨ 第6項および第7項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は生活習慣病入院給付金を支払いません。

3. 特約保険料の払込免除

第6条（特約保険料の払込免除）

- ① 主契約について保険料の払込が免除された場合には、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
- ② 特約保険料の払込が免除された場合には、以後、払込期月の契約応当日ごとに所定の特約保険料の払込があったものとして取り扱います。
- ③ 特約保険料の払込が免除された特約については、「9. 特約内容の変更」は取り扱いません。
- ④ 特約保険料の払込が免除されたときは、保険証券に裏書します。

4. 特約保険料の払込および特約の失効

第7条（特約保険料の払込）

- ① この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料前納の場合も同様とします。
- ② 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約はその保険料の払込期月の契約応当日から将来に向かって解約されたものとします。
- ③ 保険料（主契約の保険料、主契約に付加されている他の特約の保険料およびこの特約の保険料とします。以下、本条および次条において同様とします。）が払い込まれないまま払込期月の契約応当日以後末日までに生活習慣病入院給付金の支払事由が生じた場合には、その支払うべき金額から未払込の保険料を差し引きます。ただし、会社の支払うべき金額が未払込の保険料に不足するときは、保険契約者はその未払込の保険料を払い込んでください。
- ④ 前項の場合、未払込の保険料の払込については、次条第2項の規定を準用します。

第8条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

- ① 保険料払込の猶予期間中に、生活習慣病入院給付金の支払事由が生じた場合には、その支払うべき金額から未払込の保険料を差し引きます。
- ② 前項の場合で、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込の保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この未払込の保険料が払い込まれない場合には、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第9条（特約の失効および消滅）

- ① 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。
- ② つぎの各号のいずれかに該当した場合には、この特約は消滅したものとみなします。
 1. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
 2. この特約の給付金の給付日数が、第4条（生活習慣病入院給付金の支払に関する補則）第7項の給付日数の通算限度（1,095日分）に達したとき

5. 特約の復活

第10条（特約の復活）

- ① 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社がこの特約の復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

6. 特約の取消

第11条（詐欺による特約の取消）

保険契約者または被保険者の詐欺によってこの特約を締結または復活したときは、会社は、この特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

7. 告知義務および特約の解除

第12条（告知義務）

会社が、この特約の締結または復活の際、支払事由および特約保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知してくだ

さい。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知してください。

第13条（告知義務違反による解除）

- ① 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、前条の規定により会社が告知を求めた事項について事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ② 会社は、生活習慣病入院給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定により、この特約を解除することができます。
- ③ 前項の場合には、会社は、生活習慣病入院給付金の支払または特約保険料の払込免除を行いません。また、すでに生活習慣病入院給付金の支払または特約保険料の払込免除を行っていたときは、会社は、生活習慣病入院給付金の返還を請求し、または、払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。ただし、生活習慣病入院給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、生活習慣病入院給付金の支払または特約保険料の払込免除を行いません。
- ④ 第1項または第2項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者に通知をします。

第14条（特約を解除できない場合）

- ① 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条の規定によるこの特約の解除をすることはできません。
 1. 会社が、この特約の締結または復活の際に、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失によって知らなかったとき
 2. 会社のためにこの特約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のためにこの特約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第12条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
 5. この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、2年以内に解除の原因となる事実に基づいて生活習慣病入院給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じていた場合を除きます。
- ② 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第15条（重大事由による解除）

- ① 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 1. 保険契約者または被保険者が、この特約の生活習慣病入院給付金または特約保険料の払込免除を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 2. この特約の生活習慣病入院給付金または特約保険料の払込免除の請求に関し、保険契約者または生活習慣病入院給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態をもたらされるおそれがある場合
 4. 保険契約者または被保険者が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ. 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. 他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者または被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前4号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 会社は、生活習慣病入院給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後においても、前項の規定によりこの特約を解除することができます。
- ③ 前項の場合には、会社は、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または払込免除事由による生活習慣病入院給付金の支払または特約保険料の払込免除を行いません。また、この場合に、すでに生活習慣病入院給付金の支払または特約保険料の払込免除を行っていたときは、会社は、生活習慣病入院給付金の返還を請求し、または、払込を免除した特約保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ④ 第1項または第2項の規定によりこの特約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者に通知をします。

8. 特約の解約

第16条（特約の解約）

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- ② 保険契約者この特約の解約を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- ③ この特約が解約されたときは、保険証券に裏書します。

第17条（生活習慣病入院給付金の受取人による保険契約の存続）

- ① 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす生活習慣病入院給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（会社が債権者等に支払った金額がある場合は、その金額を差し引いた金額とします。）を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 1. 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 2. 保険契約者でないこと
- ③ 前項の通知をするときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。

9. 特約内容の変更

第18条（生活習慣病入院給付金日額の減額）

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、生活習慣病入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の生活習慣病入院給付金日額が会社の定める額に満たないときは、生活習慣病入院給付金日額の減額を取り扱いません。
- ② 保険契約者が生活習慣病入院給付金日額の減額を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- ③ 生活習慣病入院給付金日額が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。
- ④ 生活習慣病入院給付金日額の減額の効力は、会社が承認した時から生じます。
- ⑤ 生活習慣病入院給付金日額が減額されたときは、保険証券に裏書します。

10. 払戻金

第19条（解約払戻金）

この特約に対する解約払戻金はありません。

11. 特約の更新

第20条（特約の更新）

- ① この特約の保険期間が満了するときは、保険契約者がこの特約の保険期間の満了日の2週間前までに特に申し出ない限り、この特約は、この特約の保険期間の満了日の翌日（以下、本条において「特約更新日」といいます。）に更新して継続されます。
- ② 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、この特約は更新されません。
 1. 更新後のこの特約（以下、本条において「更新後特約」といいます。）の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が、会社の定める年齢をこえるとき
 2. 更新前のこの特約（以下、本条において「更新前特約」といいます。）の保険期間が一定年齢を満期とする歳満期であるとき
 3. 更新前特約の保険期間の満了日までの保険料が払い込まれていないとき
 4. 特約更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき
- ③ 更新後特約の保険期間は、更新前特約の保険期間と同じとします。ただし、前項第1号に該当する場合には、保険期間を短縮して更新します。
- ④ 前項の規定にかかわらず、この特約は、会社の取扱範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。
- ⑤ 更新後特約の生活習慣病入院給付金日額は、更新前特約の生活習慣病入院給付金日額と同額とします。
- ⑥ 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、更新の際に会社の取扱範囲内で、生活習慣病入院給付金日額を変更することができます。この場合には、第1項の規定にかかわらず、更新前特約の保険期間の満了日の2か月前までに申し出てください。
- ⑦ この特約の保険料の払込が免除された場合で、第1項の規定により更新されるときは、前項の規定にかかわらず、生活習慣病入院給付金日額の変更は取り扱いません。
- ⑧ 更新後特約の保険料は、特約更新日の被保険者の年齢により計算します。
- ⑨ 更新後特約の第1回保険料は、特約更新日の属する月の末日までに払い込んでください。
- ⑩ 前項の場合、つぎの各号に関する規定を準用します。
 1. 第7条（特約保険料の払込）第3項
 2. 第8条（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）
 3. 主約款の「保険料払込の猶予期間」

- ⑪ 第9項の更新後特約の第1回保険料が猶予期間満了日までに払い込まれなかったときには、この特約は更新されなかったものとします。
- ⑫ 更新後特約については、新たな保険証券の交付は行わず、更新完了通知書を交付します。
- ⑬ この特約が更新された場合には、生活習慣病入院給付金の支払、生活習慣病入院給付金の支払に関する補則、特約保険料の払込免除、詐欺による特約の取消、告知義務、告知義務違反による解除および特約を解除できない場合に関する規定の適用に際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。
- ⑭ 更新後特約においては、特約更新日におけるこの特約の特約条項および保険料率を適用します。
- ⑮ 第2項第4号の規定により、この特約が更新されない場合には、会社の定める他の特約に変更し、本条の取扱に準じて更新を取り扱います。
- ⑯ 会社の定める他の特約からこの特約へ更新する場合には、本条の取扱に準じて更新を取り扱います。

12. 契約者配当

第21条（契約者配当）

この特約の契約者配当はありません。

13. 削除

第22条 削除

14. 管轄裁判所

第23条（管轄裁判所）

この特約における生活習慣病入院給付金または特約保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

15. 主約款の規定の準用

第24条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

16. 特約の保険期間の変更に関する特則

第25条（特約の保険期間の変更に関する特則）

- ① 保険契約者は、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続しているときは、会社の取扱範囲内で、被保険者の選択を受けることなく、保険期間が有期のこの特約（以下、本条において「変更前特約」といいます。）を保険期間が終身のこの特約（以下、本条において「変更後特約」といいます。）へ変更することができます。
- ② 前項の場合、変更前特約の保険期間の満了日の翌日を変更日（以下、本条において「変更日」といいます。）とします。
- ③ 特約の保険期間の変更の際には、つぎの条件を満たしていることを要します。
 1. 変更前特約が特約保険料払込免除の適用を受けていないこと
 2. 変更前特約に特別条件がついていないこと
 3. 変更日における年齢が会社の取扱年齢の範囲内であること
- ④ 変更後特約の生活習慣病入院給付金日額は、変更前特約の生活習慣病入院給付金日額の同額以下とします。
- ⑤ 変更後特約には、変更後特約の特約条項を適用し、その保険料は、変更日における保険料率および被保険者の年齢により計算します。
- ⑥ 変更後特約の第1回保険料は、その払込方法〔回数〕を主契約の保険料払込方法〔回数〕と同じとし、変更日の前日までに払い込むことを要します。
- ⑦ 前項の場合で、変更後特約の第1回保険料が払い込まれないときは、特約の保険期間の変更が行なわれなかったものとして取り扱います。
- ⑧ 変更後特約の責任開始の日の変更日とします。ただし、変更後特約の生活習慣病入院給付金の支払の規定または詐欺による特約の取消、告知義務、告知義務違反による解除および特約を解除できない場合の規定を適用するときは、変更前特約の保険期間と変更後特約の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
- ⑨ 保険契約者が特約の保険期間の変更を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- ⑩ 特約の保険期間が変更されたときは、保険証券に裏書します。

備考

1. 治療を目的とする入院

「治療を目的とする入院」とは、治療のための入院をいい、例えば、治療処置を伴わない人間ドック検査などのための入院は該当しません。

2. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、例えば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患の関係や、胃がんと転移した肝臓がんの関係をいいます。

別表1 請求書類

	項目	請求書類
1	生活習慣病入院給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票（ただし、被保険者と受取人が同一の場合は不要） (5) 生活習慣病入院給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 保険証券 (7) 最終の保険料領収証
2	特約の解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 最終の保険料領収証
3	生活習慣病入院給付金の受取人による保険契約の存続	(1) 会社所定の通知書 (2) 生活習慣病入院給付金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類
4	特約内容の変更 生活習慣病入院給付金日額の減額 特約の保険期間の変更	(1) 会社所定の更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 最終の保険料領収証
<p>会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類のうち不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。</p>		

別表2 対象となる生活習慣病

この特約の対象となる生活習慣病の範囲は、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

生活習慣病の種類	分類項目	基本分類表番号
1. 悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	140～149
	消化器および腹膜の悪性新生物	150～159
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160～165
	骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物	170～175
	泌尿生殖器の悪性新生物	179～189
	その他および部位不明の悪性新生物	190～199
	リンパ組織および造血組織の悪性新生物	200～208
	上皮内癌	230～234
2. 糖尿病	その他の内分泌腺の疾患（250～259）中の糖尿病	250
3. 心疾患	慢性リウマチ性心疾患	393～398
	虚血性心疾患	410～414
	肺循環疾患	415～417
	その他の型の心疾患	420～429
4. 高血圧性疾患	高血圧性疾患	401～405
5. 脳血管疾患	脳血管疾患	430～438

別表3 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表4に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表4 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表5 入院日数が1日

「入院日数が1日」とは、入院日と退院日を同一の日とする別表3に定める入院をいい、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

リビング・ニーズ特約 目次

(この特約の内容)

1. 総則

第1条 特約の締結および責任開始期

2. 特約保険金の支払

第2条 特約保険金の支払

第3条 特約保険金の支払に関する補則

第4条 特約保険金の請求、支払時期および支払場所

3. 特約保険料の払込および特約の失効

第5条 特約保険料の払込

第6条 特約の失効および消滅

4. 特約の復活

第7条 特約の復活

5. 告知義務および特約の解除

第8条 告知義務および特約の解除

第9条 重大事由による解除

6. 特約の解約

第10条 特約の解約

第11条 特約保険金の受取人による保険契約の存続

7. 特約内容の変更

第12条 特約の復旧

8. 解約払戻金

第13条 解約払戻金

9. 指定代理請求人の変更指定

第14条 指定代理請求人の変更指定

10. 契約者配当

第15条 契約者配当

11. 管轄裁判所

第16条 管轄裁判所

12. 主約款の規定の準用

第17条 主約款の規定の準用

13. 特則

第18条 主契約に増加終身保険契約が付加された保険契約の場合の特則

第19条 主契約に定期保険特約等が付加された保険契約の場合の特則

第20条 主契約に生存給付特約が付加された保険契約の場合の特則

第21条 主契約に契約者配当金特殊支払特約が付加された保険契約の場合の特則

第22条 主契約に特別条件特約が付加された保険契約の場合の特則

第23条 死亡給付金付通増年金保険または個人年金保険に付加した場合の特則

第24条 特定疾病保障定期保険等に付加した場合の特則

第25条 定期保険等に付加した場合の特則

第26条 定期付終身保険に付加した場合の特則

第27条 特殊終身保険に付加した場合の特則

第28条 主契約に質権が設定される場合の特則

第29条 主契約に年金払定期保険特約が付加された保険契約の場合の特則

第30条 無配当通増定期保険に付加した場合の特則

第31条 主契約に通増定期保険特約が付加された保険契約の場合の特則

第32条 5年ごと利差配当付無選択型終身保険に付加した場合の特則

第33条 無配当終身医療保険(α)に付加した場合の特則

第34条 無配当収入保障保険(無解約払戻金・I型)に付加した場合の特則

第35条 無配当特別終身保険(I型)に付加した場合の特則

第36条 無配当収入保障保険(無解約払戻金・II型)に付加した場合の特則

第37条 無配当終身保険(死亡保険金額増加・I型)に付加した場合の特則

第38条 無配当終身保険(積立利率更改・III型)に付加した場合の特則

第39条 変額保険(災害加算・I型)に付加した場合の特則

リビング・ニーズ特約

(この特約の内容)

この特約は、被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき、死亡保険金額の全部または一部を被保険者に支払うことを主な内容とするものです。

1. 総則

第1条 (特約の締結および責任開始期)

- ① この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、被保険者の同意を得て、保険契約者の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後であっても、保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に中途付加することができます。
- ③ この特約の責任開始期は、つぎのとおりとします。
 1. 第1項の規定によりこの特約を付加した場合
主契約の責任開始期
 2. 前項の規定によりこの特約を中途付加した場合
会社がこの特約の付加を承諾した日
- ④ 第2項の規定によって、この特約を主契約に中途付加したときは、保険証券の交付は行なわず、書面により保険契約者に通知します。

2. 特約保険金の支払

第2条 (特約保険金の支払)

この特約において支払う特約保険金は、つぎの表のとおりです。

名称	特約保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払金額	受取人	支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合
特約保険金	被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき	請求日（別表に定める請求書類が会社の本店に到達した日をいいます。以下、同様とします。）における主契約の死亡保険金額のうち、会社の定める金額の範囲内で特約保険金の受取人が指定した金額（以下「請求保険金額」といいます。）から、請求日から6か月間の請求保険金額に対応する利息および保険料を差し引いた金額	被保険者	つぎのいずれかにより、左記の支払事由に該当したとき 1. 保険契約者の故意 2. 被保険者の故意 3. 第4条第2項に定める指定代理請求人の故意 4. 被保険者の犯罪行為 5. 戦争その他の変乱

第3条 (特約保険金の支払に関する補則)

- ① 前条の規定にかかわらず、別表に定める請求書類が会社に到達しない限り、会社は、特約保険金を支払いません。また、特約保険金の請求日が主契約の保険期間の満了（主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定により更新される場合を除きます。）時前1年以内である場合にも、会社は、特約保険金を支払いません。
- ② 主約款に定める貸付金（保険料の自動貸付金を含みます。）がある場合は、支払うべき金額から、その元利金を差し引きます。
- ③ 主契約の死亡保険金額の全部が請求保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、特約保険金の請求日にさかのぼって、主契約は消滅したものとします。また、主契約の死亡保険金額の一部が請求保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、請求保険金額と同額の主契約の死亡保険金額が請求日にさかのぼって減額されたものとして取り扱います。ただし、その消滅分または減額分に解約払戻金があってもこれを支払いません。この場合、特約保険金の支払日以降、主約款に定める保険金（死亡保険金、高度障害給付金または特定疾病保険金をいいます。以下、同様とします。）の請求を受けても、請求保険金額に対応する保険金については支払いません。
- ④ 特約保険金の支払がなされる前に主約款に定める保険金の請求を受けた場合には、特約保険金の請求がなかったものとして取り扱い、特約保険金を支払いません。
- ⑤ 主約款に定める保険金の請求を受け、その保険金が支払われるときは、その後、特約保険金を支払いません。
- ⑥ 保険契約者ならびに主契約の満期保険金受取人（満期保険金のない保険種類を除きます。）および死亡保険金受取人が同一の法人である場合には、前条の規定にかかわらず、特約保険金の受取人をその法人とします。
- ⑦ 前項の場合を除き、特約保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。
- ⑧ 被保険者が戦争その他の変乱により余命6か月と判断された場合でも、その原因により余命6か月と判断された被保険者の数の増加が、この特約を付加した保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、特約保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

第4条 (特約保険金の請求、支払時期および支払場所)

- ① 被保険者は、特約保険金を請求する場合には、請求書類（別表）を会社に提出してください。
- ② 被保険者が特約保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指

定または第14条（指定代理請求人の変更指定）の規定により変更指定したつぎのいずれかの者（以下「指定代理請求人」といいます。）が、請求書類（別表）および特別な事情の存在を証明する書類を会社に提出して、特約保険金の受取人の代理人として特約保険金の請求をすることができます。ただし、特約保険金の受取人が法人である場合を除きます。

1. 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
2. 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- ③ 前項の規定により、会社が特約保険金を特約保険金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複して特約保険金の請求を受けても会社はこれを支払いません。
- ④ 主契約の保険金の全部が請求保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合で、主契約に他の特約が付加されているとき、各特約は特約保険金の請求日にさかのぼって消滅します。ただし、消滅する特約に解約払戻金があってもこれを支払いません。
- ⑤ 前項の場合で、つぎの各号の特約の消滅時を含んで継続しているその入院については、各特約の保険期間中の入院とみなします。
 1. 疾病入院特約
 2. 災害入院特約
 3. 成人病入院特約
 4. 妻の疾病入院特約
 5. 子の疾病入院特約
 6. 妻の災害入院特約
 7. 子の災害入院特約
 8. 女性疾病入院特約
 9. 短期疾病入院特約
 10. 短期災害入院特約
 11. 集中治療室入院特約
- ⑥ 主契約の保険金の一部が支払われた場合には、主契約に付加されている各特約は減額の取扱をせずに継続するものとします。
- ⑦ 主約款の保険金等の請求、支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による特約保険金の支払の場合に準用します。

3. 特約保険料の払込および特約の失効

第5条（特約保険料の払込）

この特約は保険料の払込を要しません。

第6条（特約の失効および消滅）

- ① 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。
- ② つぎのいずれかに該当した場合には、この特約は消滅したものとみなします。
 1. 特約保険金を支払ったとき
 2. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
 3. 主契約が延長保険に変更されたとき
 4. 主契約に年金支払移行特約が付加され、主契約の全部が移行されたとき

4. 特約の復活

第7条（特約の復活）

- ① 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社がこの特約の復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

5. 告知義務および特約の解除

第8条（告知義務および特約の解除）

この特約の締結、復活または復旧に際しては、主約款の告知義務および告知義務違反による解除に関する規定を準用します。

第9条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除に際しては、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

6. 特約の解約

第10条（特約の解約）

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- ② 保険契約者がこの特約の解約を請求するときは、請求書類（別表）を会社に提出してください。
- ③ この特約が解約されたときは、会社は保険契約者に書面により通知します。

第11条（特約保険金の受取人による保険契約の存続）

- ① 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす特約保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額（会社が債権者等に支払った金額がある場合は、その金額を差し引いた金額とします。）を債権者等に支払い、かつ会社はその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 1. 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 2. 保険契約者でないこと
- ③ 前項の通知をするときは、請求書類（別表）を会社に提出してください。
- ④ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、特約保険金の支払事由が生じ、会社が主契約の死亡保険金額の全部を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、特約保険金の受取人に支払います。
- ⑤ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、特約保険金の支払事由が生じ、会社が主契約の死亡保険金額の一部を支払うべきときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 1. 第2項本文の金額が当該支払うべき金額以下の場合、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額があるときは、これを特約保険金の受取人に支払います。
 2. 第2項本文の金額が当該支払うべき金額を上回る場合は、つぎのア. からウ. に定めるとおり取り扱います。
 - ア. 会社は、当該支払うべき金額を債権者等に支払います。
 - イ. 会社は、第1項の解約の効力が生じた日に、解約の効力が生じたことにより会社が支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。
 - ウ. 解約の効力が生じたことにより会社が支払うべき金額からイ. の規定により債権者等に支払った金額を差し引いた残額があるときは、これを保険契約者に支払います。

7. 特約内容の変更

第12条（特約の復旧）

- ① 主契約の復旧請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復旧の請求があったものとしします。
- ② 会社がこの特約の復旧を承諾したときは、主約款の復旧の規定を準用してこの特約の復旧の取扱をします。
- ③ この特約が復旧されたときは、会社は保険契約者に書面により通知します。

8. 解約払戻金

第13条（解約払戻金）

この特約に対する解約払戻金はありません。

9. 指定代理請求人の変更指定

第14条（指定代理請求人の変更指定）

- ① 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更指定することができます。
- ② 保険契約者が、指定代理請求人の変更指定を行なうときは、請求書類（別表）を会社に提出してください。
- ③ 指定代理請求人が変更されたときは、会社は保険契約者に書面により通知します。

10. 契約者配当

第15条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

11. 管轄裁判所

第16条（管轄裁判所）

特約保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

12. 主約款の規定の準用

第17条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

13. 特則

第18条（主契約に増加終身保険契約が付加された保険契約の場合の特則）

主契約に増加終身保険契約が付加された保険契約の場合には、つぎに定めるところによります。

1. 第2条（特約保険金の支払）に定める主契約の死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額に増加終身保険の死亡保険金額を合算したものとします。
2. 特約保険金の請求の際に、別段の申出がないときは、主契約および増加終身保険金の請求日における保険金額のそれぞれの割合に応じて特約保険金を支払うものとします。
3. 第2条（特約保険金の支払）および第3条（特約保険金の支払に関する補則）第2項から第5項までの規定は、本条の場合に準用します。

第19条（主契約に定期保険特約等が付加された保険契約の場合の特則）

主契約に定期保険特約、終身保険特約または養老保険特約が付加された保険契約の場合には、つぎに定めるところによります。

1. 第2条（特約保険金の支払）に定める主契約の死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額に定期保険特約、終身保険特約および養老保険特約の死亡保険金額を合算したものとします。
2. 特約保険金の請求の際に、別段の申出がないときは、主契約、定期保険特約、終身保険特約および養老保険特約の保険金の請求日における保険金額のそれぞれの割合に応じて特約保険金を支払うものとします。
3. 特約保険金の請求日が定期保険特約および養老保険特約の保険期間の満了（特約条項の規定により定期保険特約および養老保険特約が更新される場合を除きます。）時前1年以内である場合、特約保険金は支払いません。
4. 第2条（特約保険金の支払）および第3条（特約保険金の支払に関する補則）第2項から第5項までの規定は、本条の場合に準用します。

第20条（主契約に生存給付特約が付加された保険契約の場合の特則）

主契約に生存給付特約が付加された保険契約の場合には、つぎに定めるところによります。

1. 前条により定期保険特約の全部が支払われたときには、生存給付特約は特約保険金の請求日にさかのぼって消滅します。ただし、解約払戻金があっても支払いません。
2. 定期保険特約の一部が支払われたときには、第4条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）第6項の規定にかかわらず、定期保険特約の減額に応じて生存給付特約も特約保険金の請求日にさかのぼって減額されるものとします。ただし、減額部分については解約払戻金があっても支払いません。

第21条（主契約に契約者配当金特殊支払特約が付加された保険契約の場合の特則）

主契約に契約者配当金特殊支払特約が付加されている場合で、第3条（特約保険金の支払に関する補則）第3項の規定により主契約が消滅したときには、払済養老保険の死亡保険金を特約保険金とともに特約保険金の受取人に支払います。

第22条（主契約に特別条件特約が付加された保険契約の場合の特則）

主契約に特別条件特約が付加されている場合で、その条件が保険金額を削減する方法のとき、第2条（特約保険金の支払）に定める死亡保険金額は、保険金額を削減する方法による請求日における死亡保険金額とします。

第23条（死亡給付金付通増年金保険または個人年金保険に付加した場合の特則）

- ① この特約を死亡給付金付通増年金保険または個人年金保険に付加する場合には、定期保険特約の付加を要します。ただし、つぎに定める場合には、この特約は消滅するものとします。
 1. 主契約に付加された定期保険特約が解約その他の事由によって消滅したとき
 2. 年金支払開始日が到来したとき
- ② 第2条（特約保険金の支払）に定める主契約の死亡保険金額は、定期保険特約の死亡保険金額とし、主契約の死亡給付金額は含めません。

第24条（特定疾病保障定期保険等に付加した場合の特則）

この特約を特定疾病保障定期保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険、特定疾病保障終身保険または5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険に付加した場合には、つぎに定めるところによります。

1. 第4条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）第2項および第14条（指定代理請求人の変更指定）の規定にかかわらず、この特約の指定代理請求人は、主契約の指定代理請求人とします。
2. 特定疾病保障定期保険または5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険の更新の際に別段の申出がないときは、この特約も主約款の規定に準じて同時に更新するものとします。
3. 主約款に定める特定疾病保険金の請求と特約保険金の請求を重ねて受けたときは、特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。

第25条（定期保険等に付加した場合の特則）

この特約を定期保険、5年ごと利差配当付定期保険または無配当定期保険に付加した場合には、主契約の更新の際に別段の申出がないときは、この特約も主約款の規定に準じて同時に更新するものとします。

第26条（定期付終身保険に付加した場合の特則）

この特約を定期付終身保険に付加した場合、特約保険金の請求日が主契約の保険料払込期間の満了時前1年以内であるときは、特約保険金は支払いません。

第27条（特殊終身保険に付加した場合の特則）

この特約を特殊終身保険に付加した場合、特約保険金の請求日が、主約款に定める第1保険期間ないし第4保険期間それぞれの満了時前1年以内であるときは、特約保険金は支払いません。

第28条（主契約に質権が設定される場合の特則）

- ① 主契約に質権が設定される場合には、この特約は締結できないものとします。
- ② この特約締結後、主契約に質権が設定された場合には、この特約は消滅するものとします。

第29条（主契約に年金払定期保険特約が付加された保険契約の場合の特則）

主契約に年金払定期保険特約が付加された保険契約の場合には、つぎに定めるところによります。

1. 第2条（特約保険金の支払）に定める主契約の死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額に年金払定期保険特約の換算保険金額を合算したものとします。
2. 前項において換算保険金額とは、被保険者が死亡した場合に、第1回特約年金の支払事由発生日において支払うべき第1回特約年金額と未払年金の現価を合算した金額とします。
3. 第2条（特約保険金の支払）に定める請求日は、特約保険金の請求日の6か月後の応当日と読み替えます。
4. 特約保険金の請求の際に、別段の申出がないときは、主契約の請求日および換算保険金の請求日における保険金額のそれぞれの割合に応じて特約保険金を支払うものとします。
5. 第2条（特約保険金の支払）および第3条（特約保険金の支払に関する補則）第2項から第5項までの規定は、本条の場合に準用します。

第30条（無配当通増定期保険に付加した場合の特則）

この特約を無配当通増定期保険に付加した場合には、つぎに定めるところによります。

1. 第2条（特約保険金の支払）中「請求日における主契約の死亡保険金額」とあるのは「請求日における主契約の保険金額」と読み替えます。
2. 第3条（特約保険金の支払に関する補則）第3項中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「この特約の請求日における主契約の保険金額」、「請求金額と同額の主契約の死亡保険金額」とあるのは「請求金額に対応する主契約の基本保険金額」と読み替えます。

第31条（主契約に通増定期保険特約が付加された保険契約の場合の特則）

主契約に通増定期保険特約が付加された保険契約の場合には、つぎに定めるところによります。

1. 第2条（特約保険金の支払）に定める主契約の死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額に通増定期保険特約の請求日における特約保険金額を合算したものとします。
2. 特約保険金の請求の際に、別段の申出がないときは、主契約および通増定期保険特約の保険金の請求日における保険金額のそれぞれの割合に応じて特約保険金を支払うものとします。
3. 前項の規定により、通増定期保険特約の特約保険金額の一部がこの特約の特約保険金として支払われた場合には、第3条（特約保険金の支払に関する補則）第3項中「請求金額と同額の主契約の死亡保険金額が請求日にさかのぼって減額されたものとして取り扱います。」とあるのは「請求保険金額に対応する通増定期保険特約の特約基本保険金額が請求日にさかのぼって減額されたものとして取り扱います。」と読み替えます。
4. 第2条（特約保険金の支払）および第3条（特約保険金の支払に関する補則）第2項から第5項までおよび第19条（主契約に定期保険特約等が付加された保険契約の場合の特則）第3号の規定は、本条の場合に準用します。

第32条（5年ごと利差配当付無選択型終身保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと利差配当付無選択型終身保険に付加した場合には、つぎに定めるところによります。

1. 第2条（特約保険金の支払）中「被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき」とあるのは「主契約が契約日からその日を含めて2年以上経過している場合で、被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき」と読み替えます。
2. 第2条（特約保険金の支払）の規定により主契約の死亡保険金額の一部が請求保険金額として指定され、特約保険金として支払われた場合には、請求保険金額と同額の主契約の保険金額が請求日にさかのぼって減額されたものとして取り扱います。
3. 主契約がB型保険契約で、長寿祝給付金が支払われる前に主契約の死亡保険金額の一部が特約保険金として支払われた場合には、長寿祝給付金の額は、前項の規定により請求日にさかのぼって減額されたものとする保険金額により算出します。

第33条（無配当終身医療保険（α）に付加した場合の特則）

この特約を無配当終身医療保険（α）に付加されている養老保険特約（α）、定期保険特約（α）または介護保障特約（α）（Ⅱ型の特約に限ります。以下、本条において同様とします。）に締結した場合には、つぎに定めるところによります。

1. 第2条（特約保険金の支払）中「主契約の死亡保険金額」とあるのは「主契約に付加されている養老保険特約（α）、定期保険特約（α）および介護保障特約（α）の特約死亡保険金の額」と読み替えます。
2. 特約保険金の請求の際に、別段の申し出がないときは、主契約に付加されている養老保険特約（α）、定期保険特約（α）および介護保障特約（α）の、この特約の特約保険金の請求日における特約死亡保険金の額のそれぞれの割合に応じてこの特約の特約保険金を支払うものとします。
3. 特約保険金の請求日が養老保険特約（α）、定期保険特約（α）または介護保障特約（α）の保険期間の満了（特約条項の規定により養老保険特約（α）、定期保険特約（α）または介護保障特約（α）が更新される場合を除きます。）時前1年以内である場合、特約保険金は支払いません。
4. 第3条（特約保険金の支払に関する補則）第3項中「主契約」とあるのは「主契約に付加されている養老保険特約（α）」と読み替えます。

約（α）、定期保険特約（α）および介護保障特約（α）」と、「死亡保険金額」とあるのは「特約死亡保険金の額」と、主約款に定める保険金（死亡保険金、高度障害給付金または特定疾病保険金をいいます。以下、同様とします。）とあるのを「主契約に付加されている養老保険特約（α）、定期保険特約（α）および介護保障特約（α）の各特約条項に定める保険金（特約死亡保険金、特約高度障害給付金または特約介護保険金をいいます。以下、同様とします。）」と読み替えます。

5. 第3条（特約保険金の支払に関する補則）第4項および第5項中「主約款に定める保険金」とあるのは「主契約に付加されている養老保険特約（α）、定期保険特約（α）および介護保障特約（α）の各特約条項に定める保険金」と読み替えます。

6. 第3条（特約保険金の支払に関する補則）第6項中「主契約の満期保険金受取人（満期保険金のない保険種類を除きます。）」とあるのは「主契約に付加されている養老保険特約（α）の特約満期保険金受取人」と、「死亡保険金受取人」とあるのは「主契約に付加されている養老保険特約（α）、定期保険特約（α）および介護保障特約（α）の特約死亡保険金受取人」と読み替えます。

第34条（無配当収入保障保険（無解約払戻金・I型）に付加した場合の特則）

この特約を無配当収入保障保険（無解約払戻金・I型）に付加した場合には、つぎに定めるところによります。

1. 第2条（特約保険金の支払）、第11条（特約保険金の受取人による保険契約の存続）第4項および第5項の規定中、「主契約の死亡保険金額」とあるのは「主契約の年金現価相当額」と読み替えます。

2. 第3条（特約保険金の支払に関する補則）第3項をつぎのとおり読み替えます。

「③主契約の年金現価相当額の全部が請求保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、特約保険金の請求日にさかのぼって、主契約は消滅したものとします。また、主契約の年金現価相当額の一部が請求保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、請求保険金額の割合に応じて主契約の年金月額が請求日にさかのぼって減額されたものとして取り扱います。この場合、特約保険金の支払日以降、主約款に定める保険金（遺族年金または高度障害年金をいいます。以下、同様とします。）の請求を受けても、請求保険金額に対応する保険金については支払いません。」

3. 主契約の年金現価相当額の一部を特約保険金として支払った後に、主契約の年金の支払事由が生じた場合で、前号によって減額された主契約の年金月額が会社の定める金額に満たないときは、会社は、主契約の年金の現価に相当する金額を一時に支払い、主契約の年金は支払いません。

4. 前3号において主契約の年金現価相当額とは、特約保険金の請求日からその日を含めて6か月後の応当日における主契約の年金の現価に相当する金額とします。

5. 主契約の保険料の払込方法〔回数〕が年払の場合、請求保険金額に対する保険料の未経過分は、特約保険金の請求日の6か月後の応当日における経過月数をもとに計算します。

第35条（無配当特別終身保険（I型）に付加した場合の特則）

C型保険契約またはD型保険契約の場合で、この特約の特約保険金の請求日が第1保険期間中であるときは、主契約の死亡保険金額は請求保険金額の対象となりません。

第36条（無配当収入保障保険（無解約払戻金・II型）に付加した場合の特則）

この特約を無配当収入保障保険（無解約払戻金・II型）に付加した場合には、第34条（無配当収入保障保険（無解約払戻金・I型）に付加した場合の特則）の規定を準用します。

第37条（無配当終身保険（死亡保険金額増加・I型）に付加した場合の特則）

① この特約を無配当終身保険（死亡保険金額増加・I型）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第2条（特約保険金の支払）の規定中、「請求日から6か月間の請求保険金額に対応する利息および保険料を差し引いた金額」とあるのは、「請求日から6か月間の請求保険金額に対応する利息を差し引いた金額」と読み替えます。

2. 第3条（特約保険金の支払に関する補則）第3項の規定中、「請求保険金額と同額の主契約の死亡保険金額」とあるのは、「請求日における主契約の死亡保険金額に対する請求保険金額の割合に応じて主契約の基本保険金額」と読み替えます。

② 主契約に連動通貨組入特則が適用されている場合には、前項第1号の規定により読み替えられた第2条（特約保険金の支払）の規定中、「主契約の死亡保険金額」とあるのは「主契約の死亡保険金額（主約款に定める保険金額等算出係数を1として計算した金額とします。以下、次条までにおいて同様とします。）」と、「特約保険金の受取人が指定した金額（以下「請求保険金額」といいます。）」とあるのは「特約保険金の受取人が指定した金額（以下「請求保険金額」といいます。）に主約款に定める保険金額等算出係数を乗じた金額」と読み替えます。

③ 前項の場合、主約款に定める保険金額等算出係数を計算する際に使用する連動日は、請求日とします。

④ 第6条（特約の失効および消滅）第2項をつぎのとおり読み替えます。

「② つぎのいずれかに該当した場合には、この特約は消滅したものとみなします。

1. 特約保険金を支払ったとき

2. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき

3. 主契約に年金支払移行特約（I型）が付加されたとき

4. 主契約が介護年金支払または介護認知症年金支払に移行されたとき

5. 主契約の全部が生存給付金支払に移行されたとき」

第38条（無配当終身保険（積立利率更改・Ⅲ型）に付加した場合の特則）

- ① この特約を無配当終身保険（積立利率更改・Ⅲ型）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 1. 第2条（特約保険金の支払）の規定中、「主契約の死亡保険金額」とあるのは「主契約の死亡保険金額（主約款に定める確定保険金額がある場合には、その金額を除きます。以下、次条までにおいて同様とします。）」と、「請求日から6か月間の請求保険金額に対応する利息および保険料を差し引いた金額」とあるのは「請求日から6か月間の請求保険金額に対応する利息を差し引いた金額」と読み替えます。
 2. 第3条（特約保険金の支払に関する補則）第3項の規定中、「請求保険金額と同額の主契約の死亡保険金額」とあるのは、「請求日における主契約の死亡保険金額に対する請求保険金額の割合に応じて主契約の基本保険金額」と読み替えます。
- ② 主約款に定める第1積立利率適用期間においては、つぎの各号のとおり取り扱います。ただし、主契約に付加された目標値到達時終身保険移行特約または終身保険移行特約により主契約が終身保険に移行した場合、その移行した日以後については適用しません。
 1. 前項第1号の規定により読み替えられた第2条（特約保険金の支払）の規定中、「主契約の死亡保険金額（主約款に定める確定保険金額がある場合には、その金額を除きます。以下、次条までにおいて同様とします。）」とあるのは「主契約の基本保険金額」と、「特約保険金の受取人が指定した金額（以下「請求保険金額」といいます。）」とあるのは「特約保険金の受取人が指定した金額（以下「請求保険金額」といいます。）に対応する主契約の死亡保険金額（主約款に定める確定保険金額がある場合には、その金額を除きます。）」と読み替えます。
 2. 前項第2号の規定にかかわらず、第3条（特約保険金の支払に関する補則）第3項の規定中、「主契約の死亡保険金額」とあるのは「主契約の基本保険金額」と読み替えます。
- ③ 第2条（特約保険金の支払）の支払金額が請求保険金額に対応する解約払戻金額（主約款に定める確定保険金額がある場合には、その金額を除きます。以下、本項において同様とします。）を下回る場合、第2条（特約保険金の支払）の規定にかかわらず、特約保険金の支払金額は、請求保険金額に対応する解約払戻金額と同額とします。
- ④ 第3条（特約保険金の支払に関する補則）第3項の規定により主契約が消滅する場合で、その主契約に主約款に定める確定保険金額（以下、本条において「確定保険金額」といいます。）があるときには、保険契約者は、確定保険金額の全部払出を請求することを要するものとします。
- ⑤ 前項の場合で、特約保険金の請求日後に確定保険金額の全部払出の請求書類が会社に到達したときは、主約款の規定にかかわらず、特約保険金の請求日を確定保険金額の全部払出の効力発生日とします。
- ⑥ 第6条（特約の失効および消滅）第2項につき、前条第4項の規定を適用します。

第39条（変額保険（災害加算・Ⅰ型）に付加した場合の特則）

- ① この特約を死亡保険金最低保証特約条項に定める最低保証金額（以下、本項において「最低保証金額」といいます。）が設定されている変額保険（災害加算・Ⅰ型）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 1. 第2条（特約保険金の支払）の規定中、「請求日から6か月間の請求保険金額に対応する利息および保険料を差し引いた金額」とあるのは、「請求日から6か月間の請求保険金額（主約款に定める特別勘定への繰入日前の基本保険金額が含まれる場合には、その金額を除きます。）に対応する利息および請求日を基準として会社の定める方法により計算した6か月間の保険関係費用を差し引いた金額」と読み替えます。
 2. 第3条（特約保険金の支払に関する補則）第3項の規定中、「請求保険金額と同額の主契約の死亡保険金額」とあるのは「第39条（変額保険（災害加算・Ⅰ型）に付加した場合の特則）第1項第3号に定める金額」と、「死亡保険金、高度障害給付金または特定疾病保険金」とあるのは「災害死亡保険金、死亡保険金または満期保険金」と読み替えます。
 3. 第3条（特約保険金の支払に関する補則）第3項の規定により減額される金額は、それぞれつぎの金額とします。

減額される金額	減額される対象
ア. 請求日における主契約の死亡保険金額に対する請求保険金額の割合に応じた金額	主契約の積立金額
イ. 請求保険金額から前ア. の減額される金額を除いた金額	最低保証金額

4. 請求日における最低保証金額が請求保険金額を下回る場合、前号イ. の減額される金額は、「イ. 請求日における最低保証金額と同額」と読み替えます。
5. 請求日における主契約の死亡保険金額または請求保険金額に主約款に定める特別勘定への繰入日前の基本保険金額（以下「特別勘定繰入前金額」といいます。）が含まれる場合には、第3号をつぎのとおり読み替えます。

3. 第3条（特約保険金の支払に関する補則）第3項の規定により減額される金額は、それぞれつぎの金額とします。

減額される金額	減額される対象
ア. 請求日における主契約の死亡保険金額に対する請求保険金額の割合に応じた金額。ただし、それらの金額から特別勘定繰入前金額を除きます。	主契約の積立金額
イ. 請求保険金額から前ア. および次ウ. の減額される金額を除いた金額	最低保証金額
ウ. 請求保険金額に含まれる特別勘定繰入前金額	主契約の基本保険金額

- ② 主契約に付加された目標値到達時終身保険移行特約または終身保険移行特約により主契約が終身保険に移行した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 1. 第2条（特約保険金の支払）の規定中、「請求日から6か月間の請求保険金額に対応する利息および保険料を差し引いた金額」とあるのは、「請求日から6か月間の請求保険金額に対応する利息を差し引いた金額」と読み替えます。

2. 第3条（特約保険金の支払に関する補則）第3項の規定中、「請求保険金額と同額の主契約の死亡保険金額」とあるのは「請求日における主契約の死亡保険金額に対する請求保険金額の割合に応じて主契約の基本保険金額」と、「死亡保険金、高度障害給付金または特定疾病保険金」とあるのは「死亡保険金」と読み替えます。
- ③ 第6条（特約の失効および消滅）第2項をつぎのとおり読み替えます。
- 「 ② つぎのいずれかに該当した場合には、この特約は消滅したものとみなします。
1. 特約保険金を支払ったとき
 2. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
 3. 主契約に年金支払移行特約（I型）が付加されたとき
 4. 主契約が介護認知症年金支払に移行されたとき」

別表 請求書類

	項目	請求書類
1	特約保険金の請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、被保険者と受取人が同一の場合は不要） (4) 特約保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料領収証
2	特約保険金の指定代理請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 (4) 特約保険金の受取人の住民票および印鑑証明書 (5) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (6) 保険証券 (7) 最終の保険料領収証
3	特約の解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券
4	特約保険金の受取人による保険契約の存続	(1) 会社所定の通知書 (2) 特約保険金の受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類
5	指定代理請求人の変更指定	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
<p>会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類のうち不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。</p>		

指定代理請求特約 目次

(この特約の内容)

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の対象となる保険金等
- 第3条 指定代理請求人の指定および変更指定
- 第4条 指定代理請求人等による保険金等の請求
- 第5条 指定代理請求人への解除通知
- 第6条 特約の解約
- 第7条 特約を付加した場合の取扱
- 第8条 主約款等の代理請求に関する規定の不適用
- 第9条 学資保障保険等に付加した場合の特則
- 第10条 生存給付金付特殊養老保険等に付加した場合の特則
- 第11条 共存給付金付連生定期保険（88）等に付加した場合の特則
- 第12条 会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則
- 第13条 会社の定める定額個人年金保険に付加した場合の特則
- 第14条 主契約に年金支払移行特約等が付加された保険契約の場合の特則
- 第15条 主契約に年金払定期保険特約が付加された保険契約の場合の特則
- 第16条 遺族年金支払特約等による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則
- 第17条 無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）に付加した場合の特則
- 第18条 無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合の特則
- 第19条 主契約に介護年金支払移行特約が付加された保険契約の場合の特則
- 第20条 主契約に介護認知症年金支払移行特約が付加された保険契約の場合の特則

指定代理請求特約

(この特約の内容)

この特約は、保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情がある場合に、あらかじめ指定または変更指定された指定代理請求人が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することを主な目的とするものです。

第1条 (特約の締結)

この特約は、保険契約者の申出により、保険契約の締結の際または締結後、被保険者の同意を得て、主たる保険契約 (以下「主契約」といいます。) に付加して締結します。

第2条 (特約の対象となる保険金等)

この特約の対象となる保険金、給付金または年金 (保険料の払込免除、一括支払の請求およびその受領を含み、給付の名称の如何を問いません。以下「保険金等」といいます。) は、この特約が付加された主契約およびこれに付加されている特約の保険金等のうち、つぎの各号に定めるとおりとします。

1. 被保険者が受取人に指定されている保険金等
2. 被保険者が受け取ることとなる保険金等
3. 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる保険金等
4. 前3号に定める保険金等とともに支払われる金額
5. 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

第3条 (指定代理請求人の指定および変更指定)

- ① この特約を付加する場合、保険契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された主契約につき1人の者 (以下「指定代理請求人」といいます。) を指定してください。ただし、保険金等の受取人 (保険料の払込免除の場合は保険契約者。以下同じとします。) が法人である保険金等については、指定代理請求人の指定がされなかったものとみなします。
 1. つぎの範囲内の者
 - ア. 被保険者の戸籍上の配偶者
 - イ. 被保険者の直系血族
 - ウ. 被保険者の3親等内の親族
 2. 前号のほか、つぎの範囲内の者で、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な関係があると会社が認めた者
 - ア. 被保険者と同居しまたは被保険者と生計を一にしている者
 - イ. 被保険者の財産管理を行なっている者
 - ウ. 死亡保険金 (死亡給付金その他被保険者死亡の際に支払われる給付金を含み、名称の如何を問いません。) の受取人
 - エ. その他前ア. からウ. までの掲げる者と同等の関係にある者
- ② 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更指定することができます。ただし、指定代理請求人は前項各号のいずれかに該当する者であることを要します。
- ③ 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人の指定を撤回することができます。
- ④ 指定代理請求人の指定もしくは変更指定または指定代理請求人の指定の撤回をするときは、保険契約者は、別表に定める請求書類 (以下「請求書類」といいます。) を提出してください。
- ⑤ 指定代理請求人の指定もしくは変更指定または指定代理請求人の指定の撤回をした場合は、保険契約者に書面により通知します。

第4条 (指定代理請求人等による保険金等の請求)

- ① 保険金等の受取人が保険金等を請求できないつぎの各号に定めるいずれかの事情があるときは、前条の規定により指定または変更指定された指定代理請求人が、請求書類を提出し、会社の承諾を得て、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。
 1. 傷害または疾病により、保険金等を請求する意思表示ができない場合
 2. 傷病名 (会社が認めるものに限ります。) の告知を受けていない場合
 3. その他前2号に準じた状態である場合
- ② 前項の規定にかかわらず、指定代理請求人が前項の請求時において前条第1項各号に定める範囲外である場合には、指定代理請求人は前項の請求をすることができません。
- ③ 保険金等の受取人が第1項各号に定める保険金等を請求できない事情があり、かつ、第1号に該当するときは、第2号に定める者が、請求書類を提出し、会社の承諾を得て、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。
 1. つぎのいずれかに該当する場合
 - ア. 指定代理請求人が第1項の請求時においてすでに死亡している場合
 - イ. 指定代理請求人が第1項の請求時において前条第1項各号に定める範囲外である場合
 - ウ. 指定代理請求人が指定されていない場合
 - エ. 指定代理請求人が保険金等を請求できない第1項第1号に定める事情がある場合またはこれに準じる状態であると会社が認めた場合

2. つぎの範囲内の者

ア. 保険金等の受取人の戸籍上の配偶者

イ. 前ア. に該当する者がいない場合、または前ア. に該当する者が保険金等を請求できない第1項第1号に定める事情がある場合もしくはこれに準じる状態であると会社が認めた場合には、その受取人と同居しまたはその受取人と生計を一にしている3親等内の親族

ウ. 前ア. およびイ. に該当する者がいない場合、または前ア. およびイ. に該当する者が保険金等を請求できない第1項第1号に定める事情がある場合もしくはこれに準じる状態であると会社が認めた場合には、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な理由があると会社が認めた者

- ④ 第1項および第3項の規定により、会社が保険金等を保険金等の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ⑤ 本条の規定にかかわらず、つぎの者は指定代理請求人および第3項に定める保険金等の受取人の代理人としての取扱を受けることができません。
 1. 故意に保険金等の支払事由（保険料の払込免除事由を含みます。）を生じさせた者
 2. 故意に保険金等の受取人を第1項各号に定める状態に該当させた者
- ⑥ 事実の確認に際し、指定代理請求人または第3項に定める保険金等の受取人の代理人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金等を支払いません。また、会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同じとします。

第5条（指定代理請求人への解除通知）

この特約が付加された保険契約の解除に関するつぎの事項については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主契約に付加されている特約の特約条項（以下「主特約条項」といいます。）の規定によるほか、正当な理由により保険契約者、被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人または前条第3項に定める保険金等の受取人の代理人に通知します。

1. 告知義務違反による解除
2. 重大事由による解除

第6条（特約の解約）

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- ② 保険契約者がこの特約の解約を請求するときは、請求書類を提出してください。
- ③ この特約が解約されたときは、保険契約者に書面により通知します。

第7条（特約を付加した場合の取扱）

- ① この特約が付加された保険契約が更新されるときは、保険契約者から、とくに反対の申出がないかぎりこの特約も更新されます。
- ② 保険金等の受取人が法人に変更された場合は、指定代理請求人は指定されなかったものとして取り扱います。
- ③ この特約に別段の定めのない場合には、その性質上許されないものを除き、主約款および主特約条項の規定を準用します。

第8条（主約款等の代理請求に関する規定の不適用）

この特約を付加する場合、主約款または主特約条項について、保険金等の受取人の代理人による請求に関する規定は適用しません。

第9条（学資保障保険等に付加した場合の特則）

この特約をこども積立保険、こども積立保険（85）、こども積立保険（93）、学資保障保険、学資保障保険（85）、学資保障保険（93）、こども積立貯蓄保険、こども積立貯蓄保険（91）またはこども積立貯蓄保険（93）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第2条（特約の対象となる保険金等）第5号の規定中、「被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除」とあるのは「保険料の払込免除」と読み替えます。
2. 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）第1項各号の規定中、「被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。

第10条（生存給付金付特殊養老保険等に付加した場合の特則）

この特約が生存給付金付特殊養老保険、生存給付金付特殊養老保険（86）、生存給付金付特殊養老保険（90）または生存給付金付特殊養老保険（93）に付加されている場合で、婚姻時の特別取扱により被保険者が変更されたときは、指定代理請求人の指定は撤回されるものとします。この場合、保険契約者は新たに指定代理請求人を指定してください。

第11条（共存給付金付連生定期保険（88）等に付加した場合の特則）

この特約を共存給付金付連生定期保険（88）または共存給付金付連生定期保険（90）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第1条（特約の締結）の規定中、「被保険者の同意を得て、」とあるのは「第1被保険者および第2被保険者の同意を得て、」と読み替えます。
2. 第2条（特約の対象となる保険金等）第1号および第2号の規定中、「被保険者」とあるのは「第1被保険者または第2被保険者」と、第3号の規定中、「被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取るこ

ととなる保険金等」とあるのは「保険契約者が受け取ることとなる保険金等」と、第5号の規定中、「被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除」とあるのは「保険料の払込免除」と読み替えます。

3. 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）の適用に際しては、つぎに定めるとおり取り扱います。

ア. 第1項本文および第1号をつぎのとおり読み替えます。

「① この特約を付加する場合、保険契約者は、第1被保険者および第2被保険者の同意を得て、あらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された主契約の被保険者1人につき1人の者（以下「指定代理請求人」といいます。）を指定してください。

1. つぎの範囲内の者

ア. 第1被保険者または第2被保険者の戸籍上の配偶者

イ. 第1被保険者または第2被保険者の直系血族

ウ. 第1被保険者または第2被保険者の3親等内の親族

イ. 第1項第2号の規定中、「被保険者」とあるのは「第1被保険者または第2被保険者」と読み替えます。

ウ. 第2項および第3項の規定中、「被保険者の同意を得て、」とあるのは「第1被保険者および第2被保険者の同意を得て、」と読み替えます。

4. 第4条（指定代理請求人等による保険金等の請求）第6項の規定中、「被保険者」とあるのは「第1被保険者または第2被保険者」と読み替えます。

5. 第5条（指定代理請求人への解除通知）の規定中、「被保険者」とあるのは「第2被保険者」と読み替えます。

第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）

① この特約を付加した会社の定める変額個人年金保険（以下本条において「主契約」といいます。）の年金支払開始日以後は、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）第2項、第3項、第4項および第5項の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。

2. 第6条（特約の解約）の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。

② この特約を主契約の年金支払開始日以後に付加する場合には、第1条（特約の締結）、第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）および第6条（特約の解約）の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。

③ この特約を夫婦年金特則を適用する申込をした主契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第1条（特約の締結）の規定中、「被保険者の同意を得て、」とあるのは「被保険者および配偶者の同意を得て、」と読み替えます。

2. 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）第1項、第2項および第3項の規定中、「被保険者の同意を得て、」とあるのは「被保険者および配偶者の同意を得て、」と読み替えます。

3. 第4条（指定代理請求人等による保険金等の請求）第6項の規定中、「被保険者」とあるのは「被保険者または配偶者」と読み替えます。

4. 夫婦年金特則の規定により支払われる年金については、配偶者が受取人となる場合でも、第2条（特約の対象となる保険金等）に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。

④ この特約を付加した主契約に夫婦年金特則を適用した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）の適用に際しては、つぎのとおり取り扱います。

ア. 第2項および第3項の規定中、「保険契約者は、被保険者の同意を得て、」とあるのは「年金受取人は、被保険者および配偶者の同意を得て、」と読み替えます。

イ. 第4項および第5項の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。

2. 第6条（特約の解約）の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。

⑤ この特約を夫婦年金特則を適用した主契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 第1条（特約の締結）の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と、「被保険者の同意を得て、」とあるのは「被保険者および配偶者の同意を得て、」と読み替えます。

2. 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）の適用に際しては、つぎのとおり取り扱います。

ア. 第1項、第2項および第3項の規定中、「保険契約者は、被保険者の同意を得て、」とあるのは「年金受取人は、被保険者および配偶者の同意を得て、」と読み替えます。

イ. 第4項および第5項の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。

3. 第4条（指定代理請求人等による保険金等の請求）第6項の規定中、「被保険者」とあるのは「被保険者または配偶者」と読み替えます。

4. 夫婦年金特則の規定により支払われる年金については、配偶者が受取人となる場合でも、第2条（特約の対象となる保険金等）に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。

5. 第6条（特約の解約）の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。

⑥ この特約を付加した主契約に夫婦連生終身年金特約または夫婦連生終身年金特約（年金額変動型）を付加した場合には、第1項各号の規定を適用します。この場合、第1項各号の規定中、「年金受取人」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。

⑦ この特約を夫婦連生終身年金特約または夫婦連生終身年金特約（年金額変動型）を付加した主契約に付加する場合には、第2項の規定を適用します。この場合、第2項の規定中、「年金受取人」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。

第13条（会社の定める定額個人年金保険に付加した場合の特則）

① この特約を付加した会社の定める定額個人年金保険（以下本条において「主契約」といいます。）の年金支払開始日以後は、前条第1項各号の規定を適用します。

- ② この特約を主契約の年金支払開始日以後に付加する場合には、前条第2項の規定を適用します。

第14条（主契約に年金支払移行特約等が付加された保険契約の場合の特則）

- ① この特約が付加された保険契約に年金支払移行特約が付加された場合で、年金支払移行特約の年金支払開始日以後に、年金支払に移行した部分について、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第1項の規定を適用します。
- ② この特約が付加された保険契約に年金支払移行特約（変額年金保険用）または年金支払移行特約（I型）が付加された場合は、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第1項の規定を適用します。この場合、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第1項の規定中、「年金受取人」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。
- ③ 年金支払移行特約が付加された保険契約の年金支払開始日以後に、この特約を付加する場合には、年金支払に移行した部分について第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第2項の規定を適用します。
- ④ 年金支払移行特約（変額年金保険用）または年金支払移行特約（I型）が付加された保険契約にこの特約を付加する場合には、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第2項の規定を適用します。この場合、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第2項の規定中、「年金受取人」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。

第15条（主契約に年金払定期保険特約が付加された保険契約の場合の特則）

- ① 年金払定期保険特約が付加された保険契約にこの特約が付加された場合で、年金払定期保険特約の特約高度障害年金の支払事由発生日以後は、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第1項の規定を適用します。この場合、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第1項の規定中、「年金受取人」とあるのは「特約年金の受取人」と読み替えます。
- ② 年金払定期保険特約が付加された保険契約の年金払定期保険特約の特約高度障害年金の支払事由発生日以後に、この特約を付加する場合には、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第2項の規定を適用します。この場合、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第2項の規定中、「年金受取人」とあるのは「特約年金の受取人」と読み替えます。

第16条（遺族年金支払特約等による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則）

- ① 会社の定める遺族年金支払特約（以下「遺族年金支払特約等」といいます。）による年金をこの特約の対象となる保険金等とするときは、つぎの各号に定めるところによります。
- 遺族年金支払特約等による年金基金設定日以後、遺族年金受取人は、遺族年金支払特約等による年金をこの特約の対象となる保険金等とし、この特約を付加することができます。
 - すでに主契約にこの特約が付加されている場合であっても、前号の規定によりこの特約が付加されないかぎり、遺族年金支払特約等による年金は、この特約の対象となる保険金等には該当しません。
- ② 前項第1号の規定により付加されたこの特約については、つぎの各号に定めるとおり取り扱います。
- 第2条（特約の対象となる保険金等）をつぎのとおり読み替えます。
「第2条（特約の対象となる保険金等）
この特約の対象となる保険金等は、遺族年金支払特約等による年金とします。」
 - 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）をつぎのとおり読み替えます。
「第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）
① この特約を付加する場合、遺族年金受取人は、あらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された遺族年金支払特約等につき1人の者（以下「指定代理請求人」といいます。）を指定してください。
1. つぎの範囲内の者
ア. 遺族年金受取人の戸籍上の配偶者
イ. 遺族年金受取人の直系血族
ウ. 遺族年金受取人の3親等内の親族
2. 前号のほか、つぎの範囲内の者で、遺族年金受取人のために遺族年金支払特約等による年金を請求すべき適当な関係があると会社が認めた者
ア. 遺族年金受取人と同居または遺族年金受取人と生計を一にしている者
イ. 遺族年金受取人の財産管理を行なっている者
ウ. 死亡一時金の受取人
エ. その他前ア. からウ. までの掲げる者と同等の関係にある者
② 遺族年金受取人は、指定代理請求人を変更指定することができます。ただし、指定代理請求人は前項のいずれかに該当する者であることを要します。
③ 遺族年金受取人は、指定代理請求人の指定を撤回することができます。
④ 指定代理請求人の指定もしくは変更指定または指定代理請求人の指定の撤回をするときは、遺族年金受取人は、別表に定める請求書類（以下「請求書類」といいます。）を提出してください。
⑤ 指定代理請求人の指定もしくは変更指定または指定代理請求人の指定の撤回をした場合は、遺族年金受取人に書面により通知します。」
 - 第4条（指定代理請求人等による保険金等の請求）第6項の規定中、「被保険者」とあるのは「遺族年金受取人」と読み替えます。
 - 第6条（特約の解約）の規定中、「保険契約者」とあるのは「遺族年金受取人」と読み替えます。

第17条（無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）に付加した場合の特則）

- ① この特約を付加した無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）の第1回目の高度障害年金の支払事由が生じた日以後は、つぎの各号のとおり取り扱います。
 1. 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）第2項、第3項、第4項および第5項の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金の受取人」と読み替えます。
 2. 第6条（特約の解約）の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金の受取人」と読み替えます。
- ② この特約を無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅰ型）の第1回目の高度障害年金の支払事由が生じた日以後に付加する場合には、第1条（特約の締結）、第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）および第6条（特約の解約）の規定中、「保険契約者」とあるのは「年金の受取人」と読み替えます。

第18条（無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合の特則）

この特約を無配当収入保障保険（無解約払戻金・Ⅱ型）に付加した場合には、前条の規定を準用します。

第19条（主契約に介護年金支払移行特約等が付加された保険契約の場合の特則）

- ① この特約が付加された保険契約に介護年金支払移行特約が付加された場合、介護年金支払移行特約の年金支払開始日以後は、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第1項各号の規定を準用します。この場合、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第1項各号の規定中、「年金受取人」とあるのは「介護年金受取人」と読み替えます。
- ② 介護年金支払移行特約が付加された保険契約の介護年金支払移行特約の年金支払開始日以後に、この特約を付加する場合には、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第2項の規定を準用します。この場合、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第2項の規定中、「年金受取人」とあるのは「介護年金受取人」と読み替えます。
- ③ 前2項の規定は、この特約および年金払介護保障特約が付加された保険契約に準用します。

第20条（主契約に介護認知症年金支払移行特約が付加された保険契約の場合の特則）

- ① この特約が付加された保険契約に介護認知症年金支払移行特約が付加された場合、介護認知症年金支払移行特約の年金支払開始日以後は、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第1項各号の規定を準用します。この場合、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第1項各号の規定中、「年金受取人」とあるのは「介護認知症年金受取人」と読み替えます。
- ② 介護認知症年金支払移行特約が付加された保険契約の介護認知症年金支払移行特約の年金支払開始日以後に、この特約を付加する場合には、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第2項の規定を準用します。この場合、第12条（会社の定める変額個人年金保険に付加した場合の特則）第2項の規定中、「年金受取人」とあるのは「介護認知症年金受取人」と読み替えます。

別表 請求書類

	項目	請求書類
1	保険金等の指定代理請求	(1) 主約款または主特約条項に定める保険金等の会社所定の請求書類 (2) 保険金等の受取人が保険金等を請求できない事情の存在を証明する書類 (3) 被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 (4) 指定代理請求人の住民票および印鑑証明書 (5) 指定代理請求人が被保険者と同居し生計を一にしている者であるときは、その事実を証明する書類 (6) 指定代理請求人が被保険者の財産管理を行なっている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証明する書類
2	指定代理請求人の指定もしくは変更指定または指定代理請求人の指定の撤回	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券または年金証書
3	特約の解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券または年金証書
会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類のうち不必要と認めた書類の提出を省略することがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行なうことがあります。		

保険契約の失効取消に関する特約 目次

(この特約の内容)

- 第1条 特約の適用
- 第2条 失効取消
- 第3条 主約款の規定の準用

保険契約の失効取消に関する特約

(この特約の内容)

この特約は、主たる保険契約に付加することにより、保険契約が失効した場合でも、失効取消可能期間に延滞保険料を払い込むことにより、失効を取り消すことを主な内容とするものです。

第1条 (特約の適用)

この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。

第2条 (失効取消)

- ① この特約が付加された保険契約については、主たる保険契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める猶予期間の満了日までに保険料が払い込まれず、主約款に定める保険契約の失効の規定により保険契約が失効し効力を失った場合でも、当該猶予期間の満了日の翌日から当該猶予期間の満了日の属する月の翌月末日まで（以下「失効取消可能期間」といいます。）に失効取消にかかる延滞保険料（主約款に定める保険料の自動貸付の規定による貸付金がある場合には、元利金を含みます。以下、同様とします。）の払込があったときは、保険契約は失効しなかったものとして取り扱います。
- ② 失効取消可能期間中に保険金、給付金または年金（給付の名称の如何を問いません。以下「保険金等」といいます。）の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合で、失効取消可能期間中に失効取消にかかる延滞保険料の払込があったときは、保険金等の支払または保険料の払込の免除を行いません。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、失効取消可能期間中に失効取消にかかる延滞保険料が払い込まれないまま被保険者が死亡したときは、保険契約は失効しなかったものとして取り扱います。この場合で、会社が保険金等を支払うときは、その延滞保険料を支払うべき金額から差し引きます。ただし、その延滞保険料が支払うべき金額を上回る場合は、会社は保険金等を支払いません。

第3条 (主約款の規定の準用)


この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談窓口

○生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、つぎのお問い合わせ先へご連絡ください。

お問い合わせ先

T&D フィナンシャル生命 お客様サービスセンター
受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日等を除く)

 **0120-301-396**

○この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAX は不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp>

・生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

生命保険契約に関する利率等について

下記の利率は、金利水準等の金融情勢の変化などにより、定期的に見直しを行います。最新の利率については、当社ホームページ(<https://www.tdf-life.co.jp>)をご覧ください。

- ・前納保険料に関する利率
- ・契約者配当に関する利率
- ・保険金等の据置支払に関する利率
- ・年金等の据置支払に関する利率
- ・契約者貸付に関する利率
- ・払戻金等に関する利率

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、特約の更新にともなう大切なことがらを記載したものですので、特約の更新の際は必ずご一読いただき、内容を十分にご確認いただきますようお願いいたします。特に

- 個人情報のお取り扱いについて…………… 8
- 保険金・給付金などをお支払いできない場合…………… 26
- 現在のご契約の解約、減額を前提とした新たな保険契約のお申込みについて …… 31

などは、特約の更新に際してぜひご理解いただきたいことからですので、おわかりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

〒105-0023 東京都港区芝浦 1-1-1
お客さまサービスセンター 0120-301-396
受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日等を除く）
ホームページ <https://www.tdf-life.co.jp>



「T&D保険グループ」はグループ名称であり、保険会社の名称ではありません。
本保険契約の締結については、T&Dフィナンシャル生命が引受保険会社となります。